

新大田区経営改革推進プラン

平成 27 年 4 月

目 次

経営改革の必要性	1
1 大田区経営改革推進プランのこれまでの取組み	1
2 区を取り巻く環境と課題	3
(1) 社会経済状況の急激な変化	3
(2) 区財政の状況	4
(3) 未来プラン(後期)の着実な推進	4
経営改革にあたっての基本的な考え方	5
1 経営改革とは	5
2 改革の目指すもの	5
3 3つの基本方針	6
4 改革の計画期間	6
5 推進体制	7
6 評価・検証	7
改革の内容	8
1 区民ニーズと環境変化に即応する行政経営の推進	8
2 持続可能な行政経営の推進	10
3 職員力を活かす行政経営の推進	12
具体的な取組み	13
1 区民ニーズと環境変化に即応する行政経営の推進	13
区長政策室	16
計画財政部	24
総務部	33
地域力推進部	35
観光・国際都市部	43
区民部	49
産業経済部	63
福祉部	74
健康政策部	77
こども家庭部	79
まちづくり推進部	81
都市基盤整備部	83
環境清掃部	95
教育委員会事務局 教育総務部	101
行政委員会等	104

2 持続可能な行政経営の推進	106
区長政策室	109
計画財政部	113
総務部	130
地域力推進部	135
区民部	140
産業経済部	151
福祉部	156
健康政策部	160
こども家庭部	163
まちづくり推進部	166
都市基盤整備部	168
環境清掃部	181
会計管理室	188
教育委員会事務局 教育総務部	190
3 職員力を活かす行政経営の推進	194
計画財政部	196
総務部	200
地域力推進部	208
区民部	214
福祉部	228
健康政策部	230
こども家庭部	232
都市基盤整備部	235
環境清掃部	238
行政委員会等	243
< シートの見方 >	247

(別表)

1 これまでの取組みの全体像(平成 24 年度～26 年度)	1
2 具体的取組み内容について	2
1 - 区民本位の行政経営の推進	2
2 - 持続可能な行政経営の推進	4
3 地域力を活かす行政経営の推進	11
4 - 職員力を活かす行政経営の推進	15

経営改革の必要性

1 大田区経営改革推進プランのこれまでの取組み

「おおた未来プラン 10 年」を着実に推進するため、事業執行や予算編成などの各段階において、様々な行政経営の手法を提示する「大田区経営改革推進プラン」を平成 24 年 9 月に取りまとめました。

平成 24 年度から 26 年度の 3 か年を計画期間として、「1 - 区民本位の行政経営の推進」、「2 - 持続可能な行政経営の推進」、「3 - 地域力を活かす行政経営の推進」、「4 - 職員力を活かす行政経営の推進」という 4 つの基本方針を定め経営改革を進めてきました。取組みの概要は以下のとおりとなっています。

1 - 区民本位の行政経営の推進

平成 24 年度から段階的に、ツイッター、デジタルサイネージ、大田区チャンネルを導入。併せて、区政サポーター制度や区民提案制度の活用により情報公開と区民参画の推進を図りました。

一部窓口業務の委託化、特別出張所での区民サービス向上支援研修、混雑窓口を抱える所管課でのコンシェルジュ体制の整備など、迅速かつ適切な窓口対応に取り組みました。

「女性経営者と区長との懇談会」の開催、区内教育機関との連携などを積極的に行い、区政への区民意見の反映や地域課題への柔軟な対応に向けた体制構築を行いました。

2 - 持続可能な行政経営の推進

行政評価システムの改善と併せて予算編成手法の見直しを行い、効果的な行財政運営について体制を整備しました。

滞納対策の強化や受益者負担の適正化、新たな財源確保の推進などを通じ、財政基盤の強化と公平な行政サービスの提供に向けた取組みを行いました。

社会状況の変化に対応した組織の再構築、職員定数の適正かつ計画的な管理に努めました。

公共施設の管理にファシリティマネジメントの視点を盛り込み、安全性の確保はもとより、区民ニーズの変化への柔軟な対応をより効率的・効果的に実施する方向性を整理しました。

3 - 地域力を活かす行政経営の推進

地域活動のリーダーとなる人材の育成、地域協働協力員による区民活動支援、産学公連携による区政課題への取組みや人材育成、医工連携支援などを通じ、区民と行政の協働体制の整備を行いました。外国人への各種支援や魅力発信、サイン整備を通じ、観光はもとより安心して地域生活を営む環境を整備してきました。シティセールスについての事業展開を行うとともに、人材育成の観点から区政課題研究講座の中で職員に提案を求める取組みを行いました。

4 - 職員力を活かす行政経営の推進

人事課主催の研修に加え、各課で担当事務に特化した研修を実施し能力の向上を図りました。経験者採用制度の推進などにより多様な雇用形態による職員の能力を最大限に発揮する取組みを実施しました。職員の健康管理、仕事と生活の両立、地域活動の参加促進に向けた取組みなどを実施しました。

取組み状況の詳細については別表にまとめています。

これまでの3年間で、行政コストの削減を目的とした『量的改革』だけでなく、区民ニーズを的確に把握しサービスの質を向上させる『質的改革』を推進するための様々な取組みを実施してきました。

ただし、前期プランでは実績の把握に重点が置かれ、その結果、何が改善されたのかなど成果の把握や、改革の実効性を担保する体制整備が不十分であったといえます。

そこで、「新大田区経営改革推進プラン」では、これまでの取組みに加えて、効果検証の徹底や推進体制の構築について定め、「おおた未来プラン 10年(後期)」の着実な推進にさらに寄与できる内容とします。

2 区を取り巻く環境と課題

(1) 社会経済状況の急激な変化

国立社会保障・人口問題研究所は平成 25 年 3 月に、2040 年には全都道府県で人口が減少するとの推計を発表しました。日本創生会議では、今後、全国 1,800 自治体のうち半数の存続が困難と予測しています。

大田区の人口は平成 30 年まで増加傾向が続くと推計されます。しかし、内訳を見ますと、15～64 歳までの生産年齢人口は逡減傾向にあります。つまり、このまま策を講じなければ少子高齢社会の急速な進展により、中長期的に大田区民の担税力が低くなると同時に現役世代の様々な負担が増していくことを意味します。こうした人口構成の変化への迅速かつ的確な対応が求められます。

平成 32 年にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しました。この機会を逸することなく、スポーツ振興はもとより、急増する区外や国外からの来訪者に大田区を多面的に PR し、若い世代の区内への流入につなげることが求められます。

また、平成 23 年の東日本大震災後、東京都では首都直下地震による被害想定を見直しました。18 年度と比較すると、大田区内の死者数は約 2 倍、避難生活者は約 36,000 人増となっています。自助・共助・公助を組み合わせた総合防災力の向上が、安全・安心な区民生活の確保、ひいては『住みたい、住み続けたいまち』の構築に不可欠といえます。

このように区の未来を左右する重要課題が山積する中、平成 26 年 3 月に「おおた未来プラン 10 年(後期)」(以下「未来プラン(後期)」という。)を策定しました。

平成 27 年度は、その計画期間の 2 年目にあたり、区のめざす姿の実現に向け、計画の前倒しや早期実施も視野に入れるなど、時機を捉えた施策の展開を切れ目なく講じていくべき大変重要な局面を迎えています。

一方、政府の月例経済報告によると、平成 27 年 2 月は雇用情勢の判断が上方修正されたものの、基調判断は据え置かれ個人消費の改善も進んでいません。消費税の増税が予定される 29 年 4 月以降の個人消費を含め、今後の景気動向は依然不透明といえます。

また、平成 26 年度の税制改正において地方税法が改正され、法人住民税について一部国税化となりました。引き続き、税源の偏在是正による特別区交付金の大幅な減収も予想されます。

以上を踏まえると、未来プラン(後期)の着実な推進や新たな財政需要に適宜適切に対応するためには、限られた財源を効率的・効果的に配分するべく経営的な視点からの行財政運営が求められます。

(2) 区財政の状況

本区の経常収支比率の推移を見ますと、世界同時不況後の平成 21 年度に 80%を超えました。その中でも、直近の 25 年度においては 83.3%、前年度比で 2.5 ポイントの改善となるなど、区財政の健全性を確保しています。しかし、特別区税など基幹財源の大幅な増加が見込めない中、社会保障関係経費が増大するという状況に大きな変わりはありません。

加えて、平成 26 年 3 月に策定された「大田区公共施設整備計画(後期)」によると、28 年度の 272 億円をピークに 30 年度までの 5 か年で投資的経費が 1,200 億円を超えることが見込まれます。

こうした状況下でも、未来プラン(後期)に掲げる様々な施策の実現や、平成 26 年 5 月に指定された国家戦略特別区域制度の積極的な活用を図るうえでは財政の弾力性の確保が強く求められます。

(3) 未来プラン(後期)の着実な推進

前述したとおり、平成 26 年 3 月、基本構想で定めた区の将来像『地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市おおた』の実現に向け、「未来プラン(後期)」を策定しました。

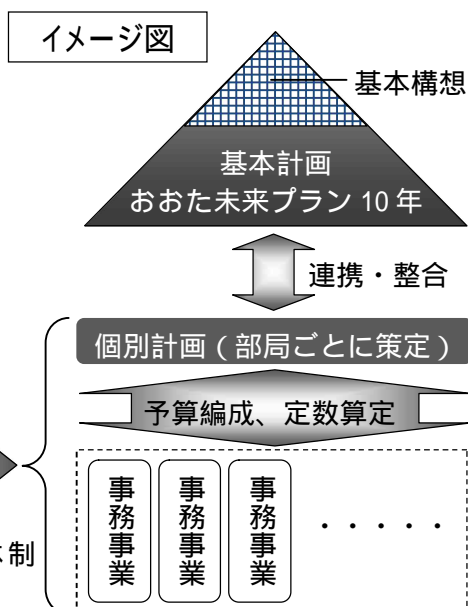
未来プラン(後期)の推進を後押しするうえで、以下の視点から新大田区経営改革推進プラン(以下「新プラン」という。)をツールとして活用していきます。

未来プラン(後期)に掲げる施策の『5年後のめざす姿』の実現を意識した行政運営

職員一人ひとりが経営的視点を持ち、各部局におけるより効果的で実効性のある個別計画の策定やその実現に向けた取組みを実施できる体制構築を後押しし、ひいては上位計画である未来プラン(後期)の着実な推進に資する

新大田区経営改革推進プラン

経営改革による効果的な執行体制の構築を後押し



経営改革にあたっての基本的な考え方

1 経営改革とは

大田区では、行政における“経営”を、「政策の達成に向け、ヒト・モノ・カネ・情報などの行政資源を効率的・効果的に配分すること」と定義します。

つまり、これまでも行われてきた、計画(Plan)-実行(Do)-評価(Check)-改善(Action)のPDCAサイクルによる行政運営を、未来プラン(後期)の確実な推進に向け“より効果的に実施”することにあります。

職員一人ひとりが、『どのような取組みが、PDCAサイクルの“効果的な実施”につながるのか』という問題意識を持つこと、併せて、PDCAサイクルに基づく行政運営に『迅速性』を加えていくことが「経営的視点から捉えた行政運営」であり、その実現に向けた取組みが経営改革といえます。

2 改革の目指すもの

平成26年9月、国は、省庁横断的な「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げました。人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生することを目的としています。

こうした流れの中、地方自治体は、地域特性を十分に反映した施策立案、組織横断的な施策展開など、これまで以上に自律的かつ主体的な姿勢が求められています。

加えて、未来プラン(後期)では、事業の進捗状況の把握及びモノサシ(指標)による評価に加え、施策評価の視点を取り入れ、「めざす姿」の達成度を評価する新たな仕組みの導入について言及しています。つまり、これまでのような実績の把握にとどまらず、成果を意識した行財政運営が求められます。

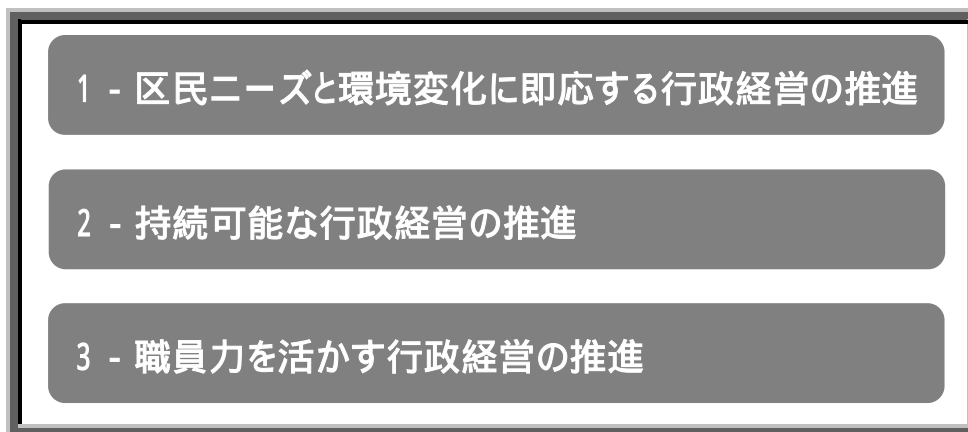
その実現に向けては、各部局長が組織を『経営する』視点を持つと同時に、職員一人ひとりも日々の業務遂行に埋没することなく、より効果的・効率的な仕事の進め方を常に探求する姿勢が求められます。

引き続き、『量的改革』だけでなく、限られた行政資源の効率的活用による区民サービスの向上に加え、職員の士気向上を図る『質的改革』をさらに推進し、未来プラン(後期)に掲げる「めざす姿」の実現につなげていきます。

3 3つの基本方針

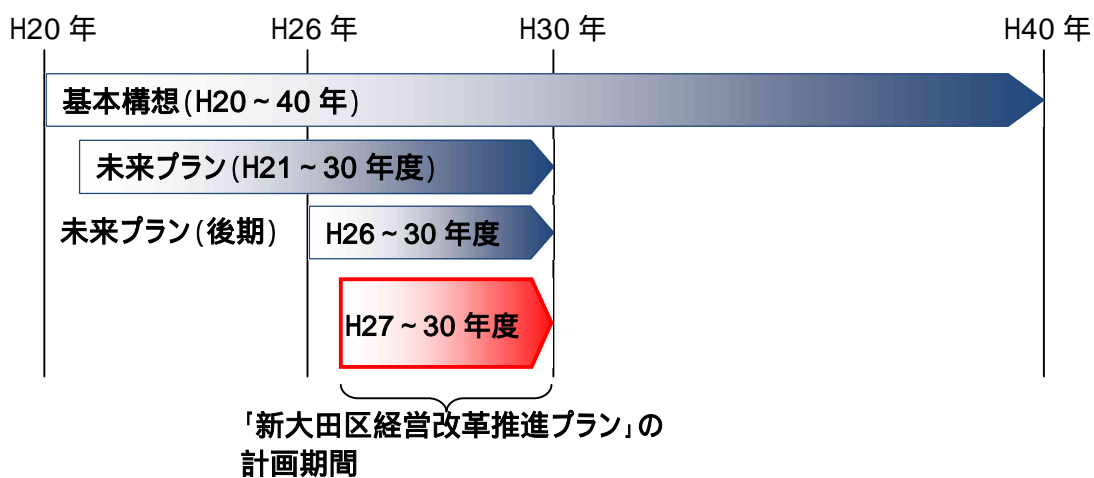
新プランでは、以下の3つの基本方針を定めます。

これまでの取組みと最近の社会状況の変化等を反映することで経営改革の継続性を担保するとともに、質的改革のさらなる推進を図ります。



4 改革の計画期間

未来プラン（後期）の計画期間と整合を持たせるために、新プランでは、平成27年度から30年度までの4か年を計画期間とします。



5 推進体制

(1) 区長のトップマネジメントのもと部局長がリーダーとなり、各部局が自律的に改革を推進します。

(2) 計画の実行性を担保するため、28年度から前年度の実績及び成果を評価・検証する仕組みを導入します。具体的には、右に掲載する「年度別報告書(イメージ)」に基づき、取組みの成果を部局長から区長・副区長へ毎年度報告するとともに、次年度以降どのように改善していくかを明確にしていきます。

なお、行政委員会等の事務局(教育委員会事務局を除く)においては、取組みの結果を参考として区長に提出することとします。

(3) 取組み内容の実施状況等を調査・検証し、毎年度公表するとともに、その結果に基づき、取組み内容やその手法の見直しを随時行います。なお、公表の方法については別途検討します。

年度別報告書(イメージ)	
1 区民ニーズと環境変化に即応する行政経営の推進	
(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
広報・広聴機能の充実・強化	継続
目標達成に向けた取組内容	
目標達成に向けた取組内容の単年度目標	
単年度の取組内容	
成果	
課題	
課題を踏まえた次年度以降の取組内容	
担当所属	区民の声課

6 評価・検証

(1) 評価は、「大田区行政評価に関する基本方針」を踏まえ、年度ごとの実績(アウトプット)だけではなく、各部局で策定する計画の実現や、未来プラン(後期)の『5年後のめざす姿』の達成にどの程度寄与したかという成果(アウトカム)を対象とします。

(2) 成果(アウトカム)は、原則「大田区政に関する世論調査」に基づき、区民生活にとって、何がどのように改善されたのかを明確にしていきます。なお、世論調査になじまない内部管理に関する事項については、別途、客観的な指標等を用いてわかりやすい説明に努めます。

用語解説

トップマネジメント

組織の最高経営者層が、総合的観点から、組織の基本方針や目標などの重要事項を意思決定すること。

改革の内容

1 区民ニーズと環境変化に即応する行政経営の推進

区を取り巻く社会・経済環境が日々変化し、区民ニーズも多様化・複雑化する中では、与えられた仕事を淡々とこなすだけでは、先を見越した積極的な施策展開は望めません。そこで、区民の意見や地域特性の施策への確実な反映、適切な評価の実施、区民へのわかりやすい情報提供、そして、そのフィードバックを得て次の改善へとつなげていくという施策の好循環を、区民の理解と協力を得ながら構築していきます。

また、潜在する地域資源の有効活用が、区政課題の把握と解決には不可欠です。区は、「地域力」を基本理念とし、区民や自治会・町会、区内事業者、企業、大学、NPO等と協働したまちづくりをさらに進める必要があります。

引き続き、これまで取り組んできた協働をさらに充実、深化させ、大田区ならではの地域力を活かす地域経営を展開します。

そのためには、区が環境の変化を敏感に捉え、未来プラン（後期）に掲げる施策を効果的に展開するべく、以下の取組みを確実に遂行し、大田区のブランドイメージを高め、シティセールスに寄与していきます。

＜改革事項一覧＞	
改革事項	具体的取組み
(1) 区民との情報受発信と対話の推進	広報・広聴機能の充実・強化
	区民参画の機会の充実
	オープンデータの活用推進
(2) 行政手続きの利便性向上	窓口サービス向上のための取組み強化
	ICTの活用による行政サービスへのアクセス向上
	マイナンバー制度の効果的活用
(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	地域の担い手づくりの推進
	特別出張所の機能強化
	高齢化社会の進展に応じた支援の充実
	壮年期や中年期世代の地域への取り込み
	区内企業による地域活動の促進

(4) 産学金公の連携による 地域活性化の推進	産学公の連携促進
	医工連携支援
	区内金融機関との連携促進
	他自治体との連携促進
(5) シティセールスの推進	観光拠点 P R による区内回遊性の向上
	オリンピック・パラリンピックを 意識したスポーツ施設の効果的活用
	区内事業者等との連携
	S N S を活用した情報交流人口の増加
	多言語対応による外国人への P R 促進

用語解説

オープンデータ

行政が保有するデータを、誰もが二次利用できる形式で公開し、社会が効果的に活用することにより、新たな価値を創造していこうとするもの。

I C T

情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。

I T (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つが、コンピュータ関連の技術を I T、コンピュータ技術の活用に着目する場合を I C T と区別することが多い。コンピュータ技術に加え、通信・伝達・交流といった要素を包含する。

マイナンバー制度

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤と位置づけ整備するもの。

産学金公

経済産業省が提唱する新たな地域連携の枠組み。産業界・教育機関・地域の金融機関・行政機関の連携のもと地域活性化を進めるとの考え方。経済産業省では「産学金官」とするが、大田区ではこれまでの経過を踏まえ「産学金公」とする。

S N S

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。

インターネット上で社会的ネットワークを構築することができるサービスの総称。ツイッター、フェイスブックなどが挙げられる。

ツイッター

平成 18 年に twitter 社が開始したネット上でのサービス。

140 字以内に限定された投稿を他のユーザーが閲覧し、140 字以内のコメントをつけることができる。これを繰り返し、フォローやリツイートといったつながりで幅広いコミュニケーションをとっていくもの。

フェイスブック

5 億人を超えるユーザーがいる世界最大の S N S。

実名登録を基本とし、ネット上でもリアルなコミュニティが形成されるのが特徴。

情報交流人口

人口は、定住人口・交流人口・二地域居住人口・情報交流人口に区分される (国土交通省資料から引用)。そのうち情報交流人口とは「自地域以外に居住する人に対して、何らかの情報提供サービスを行う人数」と定義される。

人口減少社会を見据え、インターネット等の情報媒体を活用したシティプロモーションの必要性が高まる中、情報交流人口の増加が求められる。

2 持続可能な行政経営の推進

区を取り巻く経済状況は既述のとおり依然不透明です。また、少子高齢化による生産年齢人口の減少は、区民税など基幹財源の確保に大きな影響を及ぼします。こうした状況下でも、私たちの世代だけではなく、将来にわたって魅力あふれる大田区を構築していかなければなりません。

そのためには、まず未来プラン（後期）に掲げる『5年後のめざす姿』の確実な実現に向け、事業内容や実施手法の見直しを行う必要があります。

区は、これまで実施してきた事務事業の評価・検証の仕組みを見直し、平成26年7月に「大田区行政評価に関する基本方針」を策定しました。昨年度の試行を踏まえ、新たな行政評価体制を確立していきます。

施策の評価・検証によって捻出した「ヒト・モノ・カネ・情報」など行政資源の効果的な再配分、限られた資産の有効活用、環境に配慮したまちづくりなど、中長期的な視点を持った施策展開を実現します。

行政評価を通じた施策の最適化を図るとともに、俯瞰的視点に基づく戦略的な組織マネジメントを行うことにより、持続可能な行政経営を行っていきます。

< 改革事項一覧 >	
改革事項	具体的取組み
(1) 効果的でムダのない 事務事業の展開	行政評価の改善
	補助金等の見直し・適切な執行管理
	行政の外部化の検証及び改善
(2) 健全な財政運営の推進	予算編成手法等の見直し
	中長期財政計画の作成
	新地方公会計制度の研究及び導入
	債権管理の適正化
	受益者負担の適正化
	新たな財源確保策等の検討及び推進
(3) 柔軟で機動的な 組織体制の整備	組織の強化・再編
	職員定数の適正化

(4) 公共施設等の見直し	区有財産の有効活用
	公共工事等のコスト縮減と質の確保
	既存施設の有効活用と ファシリティマネジメントの実施
	大量更新期に向けた計画的な対応
	施設の必要性・あり方の見直し
(5) 環境への配慮	環境マネジメントの推進
	再生可能エネルギーの活用推進
(6) 危機管理機能の強化	危機管理業務計画の推進
	I S O 3 1 0 0 0 の研究と活用
	コンプライアンスの推進
(7) 地方分権への取組み	都区のあり方検討
	シンクタンク機能の充実と施策への反映

用語解説

新地方公会計制度

現在、地方公会計の整備が進むが、多くの自治体では、既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式を採用しているため、事業別や施設別の分析や固定資産台帳の整備が不十分といった課題がある。そこで、総務省では財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定し、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、比較可能性の確保を促進することとしている。

ファシリティマネジメント

公共施設の管理水準を一定に維持するとともに、計画的な施設の整備、維持管理、大規模修繕などを実施することにより、コストの縮減を図る資産管理手法。

I S O 3 1 0 0 0

国際標準化機構において、リスクマネジメントに係る規格の標準化を行ったもの。災害、情報セキュリティなど、これまで部分的に対処されてきたリスクの範囲を見直し、社会・政策・組織の各リスクにわたる統合リスクマネジメントを確立するうえで参考になる枠組みといわれている。

コンプライアンス

法令等や社会的な倫理、規範を守って行動するという考え方。

3 職員力を活かす行政経営の推進

未来プラン（後期）に掲げる「5年後のめざす姿」の達成において大きな要素となるのは、職員一人ひとりの力です。そこで、これまで以上に、成果を意識した仕事への取組みが可能となるよう職員の意識改革を促し、各職場が自律的に改善に取り組む組織を構築します。その際、人事白書にもあるとおり、OJTを基本とする日常業務を通じた人材育成に注力していきます。

また、職員一人ひとりの長所を伸ばし、区民サービスの向上のため、その能力が最大限発揮されるよう適材適所の職員配置を推進するとともに、高度化、複雑化する行政課題に対応するため再任用職員制度の積極的な運用や専門知識、経験を有する者の採用など、人材の有効活用を図ります。

このように人材育成と人事管理を連携させるとともに、働きやすい活力ある職場づくりを行うことで、職員力を高め、大田区人材育成方針に掲げる区が求める職員像「未来のおおたをめざし、チャレンジを続ける職員」を育成します。

< 改革事項一覧 >	
改革事項	具体的取組み
(1) 経営改革の意識醸成	業務改善運動の実施
	職員提案制度の再構築
(2) 人材育成の充実	全職員を対象としたCDPの実施
	ベテラン職員の知識やノウハウを継承する仕組みづくり
	専門職の育成
	管理監督者のマネジメント能力を強化する研修体系の見直し
(3) 働きやすい労働環境の整備	職員の地域活動参加の推進
	多様な雇用形態の活用
	ワーク・ライフバランスの推進
	メンタルヘルスの推進

用語解説

OJT

On the Job Training の略。

職場において、上司の指導のもと実務経験を積む過程で業務上必要な知識や技術を習得する人材育成手法。対義語は職場外研修（Off the Job Training）。

CDP

Career Development Program の略。

職員が主体的に仕事に取り組み、自分らしいキャリアを形成していけるよう、組織がサポートしていく仕組み。

具体的な取組み

これまでの3章で、改革の必要性や改革にあたっての基本的な考え方を述べてきました。第4章では、先に定めた3つの基本方針に基づき、各部局が具体的にどのような取組みを行っていくかについて述べていきます。

新プランでは、部局ごとに取組み事項を明確に示し、年度ごとの評価を分かりやすいものとする事で、経営改革の実効性を担保していきます。

なお、各部局の具体的な取組みを掲載するシートについて、章末(247頁)において見方を説明していますので、併せてご覧ください。

1 区民ニーズと環境変化に即応する行政経営の推進

日々変化する行政需要への迅速かつ適切な対応や、社会状況の変化を十分に踏まえた施策展開には、区民との協働や潜在する行政資源の積極的な活用が不可欠です。

その実現に向け、5つの改革事項と具体的な取組みを部局ごとに掲げています。

改革事項	具体的取組み	頁
(1) 区民との情報受発信と対話の推進	広報・広聴機能の充実・強化	
	区長政策室	17
	区民参画の機会の充実	
	区長政策室	19
	計画財政部	25
	区民部	50
	環境清掃部	96
	教育委員会事務局教育総務部	102
	行政委員会等	104
	オープンデータの活用推進	
	区長政策室	21
	計画財政部	26
	都市基盤整備部	84

改革事項	具体的取組み	頁
(2) 行政手続きの利便性向上	窓口サービス向上のための取組み強化	
	計画財政部	27
	地域力推進部	36
	区民部	51
	産業経済部	64
	福祉部	75
	こども家庭部	80
	まちづくり推進部	82
	都市基盤整備部	85
	ICTの活用による行政サービスへのアクセス向上	
	計画財政部	28
	区民部	55
	都市基盤整備部	86
	教育委員会事務局教育総務部	103
	マイナンバー制度の効果的活用	
計画財政部	29	
(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	地域の担い手づくりの推進	
	地域力推進部	37
	産業経済部	64
	都市基盤整備部	87
	環境清掃部	97
	特別出張所の機能強化	
	地域力推進部	39
	高齢化社会の進展に応じた支援の充実	
	地域力推進部	40
	区民部	58
	産業経済部	65
	福祉部	76
	都市基盤整備部	89
	環境清掃部	98
	壮年期や中年期世代の地域への取り込み	
	地域力推進部	40
	都市基盤整備部	90
	区内企業による地域活動の促進	
地域力推進部	41	
産業経済部	66	

改革事項	具体的取組み	頁
(4) 産学金公の連携による 地域活性化の推進	産学公の連携促進	
	産業経済部	66
	都市基盤整備部	90
	医工連携支援	
	産業経済部	68
	区内金融機関との連携促進	
	区民部	59
	産業経済部	69
	他自治体との連携促進	
	区長政策室	22
	区民部	60
	産業経済部	70
	都市基盤整備部	91
(5) シティセールスの推進	観光拠点 P R による区内回遊性の向上	
	計画財政部	30
	観光・国際都市部	44
	産業経済部	71
	健康政策部	78
	都市基盤整備部	92
	オリンピック・パラリンピックを 意識したスポーツ施設の効果的活用	
	観光・国際都市部	45
	都市基盤整備部	94
	区内事業者等との連携	
	観光・国際都市部	46
	産業経済部	72
	S N S を活用した情報交流人口の増加	
	区長政策室	23
	計画財政部	31
	観光・国際都市部	46
	産業経済部	72
	多言語対応による外国人への P R 促進	
	計画財政部	32
	総務部	34
観光・国際都市部	47	
区民部	61	
産業経済部	73	
環境清掃部	99	

區長政策室

(1) 区民との情報受発信と対話の推進

広報・広聴機能の充実・強化

継続 ・ 新規

これまでの 取組内容

広聴機能の充実及び強化のために、各部局及び職員に対するものとして、以下の取組みを実施している。

- ・冊子「区民の声」の発行時期を、平成 26 年度より、年度末(3月)から年度前半(8月)に早め、各課における窓口業務や事務の改善に活用しやすくした。
- ・職員ポータル庁内周知用掲示板へ「区民の声掲示板」を、平成 26 年度に開設し、集約した広聴情報を効果的に全職員に周知できるようにした。
- ・区民の声や要望の事例を、係長昇任前研修や接遇研修において活用し、職員が区民の声に接する機会を増やした。
- ・複数部局が関連する処理案件について、職員ポータル等を活用し迅速に情報の共有化を行う仕組みを作り、部局をまたがる案件の処理の困難性の解決を図った。

また、区民への対応について、以下の取組みを実施している。

- ・「お問合わせメール」の取扱手順等を各課対応へ変更し、区ホームページ(以下「HP」という。)を利用した区民等からの問合せに迅速に対応する体制を整えた。
- ・「ご意見・ご要望メール」の取扱手順等を所管部局と連携する対応へ変更し、きめ細かな対応による回答とするとともに事務処理を簡素化した。

課 題

広聴業務は、区民・地域のニーズや施策に対する評価等の情報を把握できる重要なものであるが、届けられた区民の声や要望に対する対応が、庁内で統一されていない状況である。

目 標

社会状況の変化や区民ニーズの多様化に合わせた施策を展開するためには、行政ニーズの把握、施策の立案と実施、結果に対する適切な評価、施策の見直し、全体の情報提供というサイクルを確立する必要があることから、区民の意見・要望を施策へ反映させる体制づくりを行うとともに、区民の声に対する職員の意識改革を図る。

<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>冊子「区民の声」について、HPでの公表を行い、区民要望に対する区取組みを周知することにより、さらなる行政ニーズの集約に寄与する。</p> <p>「世論調査」について、隔年の実施を毎年の実施に変更し、区民や地域の要望の把握を密にする。</p> <p>区民対応の事例について、職員への定期的な周知を実施し、日常業務における区民要望の把握の重要性等について認識を高める。</p> <p>情報コーナーの保管資料について、調査及び点検を実施し、区民への情報提供体制の精度の向上を図る。</p> <p>職員ポータルに開設した区民の声掲示板について、アクセス件数等活用状況の調査を行い、その分析結果により、さらなる活用策を立案する。</p> <p>集約した区民の声や要望について、統計的分析を行い、その傾向などを把握し、活用方法を検討する。</p>
<p>担当所属</p>	<p>区民の声課</p>

(1) 区民との情報受発信と対話の推進

<p>広報・広聴機能の充実・強化</p>	<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<p>区民が知りたいときに手軽に情報を取得できる環境を実現するため、様々な情報発信媒体を効果的に活用する取組みを、以下のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区報 <ul style="list-style-type: none"> 1日、11日、21日の月3回の発行。1日号は町会配付、11日号と21日号は新聞折り込みで配布している。 ・区ホームページ（以下「HP」という。） <ul style="list-style-type: none"> 毎月のアクセス人数が50万人前後に達しており、現在も増加傾向にある。 ・ツイッター <ul style="list-style-type: none"> フォロワー数が7,000人を超え、現在も増加中。 ・デジタルサイネージ <ul style="list-style-type: none"> 区の主要施設に設置。災害発生時には防災情報、平常時には区政情報を発信。大田区議会定例会等の開催日には、議会映像を生放送。なお、民間事業者の広告を放映することで、事業経費の削減を図っている。 ・ケーブルテレビ <ul style="list-style-type: none"> 15分番組（シティーニュースおおた）を月2本制作し放映している。 ・プレスリリース <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度：掲載37紙、平成25年度：掲載50紙 平成26年度：掲載70紙

課 題	<p>区民に信頼される区政運営には透明性・説明責任の確保が重要である。そのためには、迅速確実に情報を提供することが求められており、区民を取り巻く情報社会インフラの進展、区民の世帯構成などの変化に対応した情報発信環境の整備が必要となっている。</p>
目 標	<p>区政情報発信の大きな柱である区報の発行事業については、紙面の充実を進め、今後も区民に身近な情報媒体として強化していく。</p> <p>また、今後さらに進展するインターネット環境や、SNSの利用拡大を鑑み、HPを始めとするICTを利用した情報発信を推進する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>区報 11 日号及び 21 日号の配布率改善について、情報伝達手段も含め多角的に検討する。</p> <p>HPの高機能化として、スマートフォンへの対応、動画を用いた情報発信の導入、写真閲覧コーナーの設置などについて、利用者の利便向上の検証や費用対効果の分析など検討を行い、可能なものから順次実施していく。</p> <p>区報による情報発信内容とデジタルメディア（HP、ツイッター、デジタルサイネージ）との連携性を高める検討を行う。</p>
担当所属	広報課

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
区民参画の機会の充実	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p><u>区政サポーター制度の運営</u></p> <p>区政サポーターの人数の推移は以下のとおり。</p> <p>24 年度 99 人、25 年度 100 人、26 年度 97 人。</p> <p>以下、平成 24～26 年度における延べ実績を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区政課題等のアンケート調査実施（10 回） ・ パブリックコメントへの協力依頼（23 回） ・ 施設見学の開催（参加者 32 人） ・ 講演会（参加者 79 人） ・ 公開座談会（参加者 23 人）

	<p>区民提案制度の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の実施状況の調査。 ・区政サポーターによる提案制度の試行。 ・「わたしの提案」実施要綱及び実施要領を制定し、平成27年2月に制度開始。
課 題	<p>区政サポーター制度では、若い世代の希望者が少なく、新規の応募者も減少している。</p> <p>区民提案制度では、提案と意見・要望が混在しており、明確な区分けが難しい。</p>
目 標	<p>複雑化・多様化する区民ニーズを的確にとらえることにより、適切な施策の立案や評価が可能となることから、区民の区政参画機会の充実は重要である。</p> <p>よって、区民提案制度「わたしの提案」については、より多くの区民により建設的な提案をしていただける仕組みとし、また、区政サポーター制度については、今後、幅広い世代の区民が参加できる制度に向け再構築の検討を行う。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>「わたしの提案」について、寄せられた提案に対する区の調査検討結果をホームページ等で公表し、区民の区政理解の向上を図るとともに、さらなる提案の掘起し及び提案の質的向上を図る。</p> <p>「わたしの提案」の対応において、所管部局間の連携による的確な検討及び迅速化が可能な体制をつくり、貴重な提案について最大限の活用を図る。</p> <p>区政サポーター制度については、23年度からの2期4年間の実績を検証し、最適な制度のあり方について、再構築の検討を推進する。</p>
担当所属	区民の声課

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
オープンデータの活用推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>区の保有するデータの民間等における活用を促進するため、以下の取組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大田区政ファイル」を作成し、窓口配布及びPDFデータの区ホームページ(以下「HP」という。)への掲載を行っている。 ・各部局が区民等に配布又は公開をしている施設の位置や概要などを、HPの各コンテンツ内へ掲載している。
課題	<p>オープンデータは、取得後に加工等を行い得る形態であることが必要であるが、現在のHPに掲載されている情報の多くは、その形態となっていない。</p> <p>また、本格的な取組みを進めるためには、区民や民間法人、地域活動団体等にとって有益である情報の抽出、データ作成の方法、責任の明確化などが必要となる。</p>
目標	<p>区民や地域団体のほか、企業・NPO・大学などの民間団体も一体となり「地域力」を高めていくためには、区の持つ情報を積極的に公開し、その活用を促進することが、重要な取組みである。</p> <p>したがって、区によるオープンデータの方策の検討を推進し、可能な情報から順次公開していく。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>オープンデータの公開の枠組みについて、全庁の検討組織による研究及び検証を行う。</p> <p>枠組みの検討と並行して、データ活用の有効性について、データ提供部局以外の部局での試行的な活用等の実証を行う。</p> <p>公開にあたっては、利用者や区民に対し十分な説明を行う。</p>
担当所属	広報課

(4) 産学金公の連携による地域活性化の推進	
他自治体との連携促進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 5 月に区の全域が、産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成を目指す「国家戦略特区」に指定されたことを受け、同じ東京圏の自治体であり、かつ、区と産業あるいは医工連携の協定を結んでいる川崎市、文京区と規制の特例措置等に関する協議を継続している。 ・さらに、区内企業、学校、医療機関、金融機関等における国家戦略特区に関する取組みについて東京都と情報交換を行っている。
課題	<p>国家戦略特区においては、事業や投資の推進役となるのは民間事業者であり、自治体間のみならず、地域に基盤を置く企業、学校、医療機関、金融機関等との協力関係を構築する必要がある。</p> <p>一方で、人口減少社会を迎えるなかで、地方を中心に地域の崩壊や経済の崩壊が懸念されており、地域の活性化が求められている。東京が全国各地域に支えられている一面も踏まえ、全国各地域との信頼・協力関係の構築が求められる。</p>
目標	<p>産学金公の連携のもと、先駆的な知識や技術を柔軟に取り入れるとともに資金を確保し、地域産業の振興を推進するなど地域の活性化を図る。</p> <p>国家戦略特区を活用した地域の活性化に資する、産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成を実現する。</p> <p>地方の自治体が有する行政資源、地域資源等を把握し、区政への活用を図っていく。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>産学金公の連携及び自治体間連携により、「国家戦略特区」における区の施策を実現するための規制の特例措置等に関する調査研究を進め、国に対し規制緩和策等を提案していく。</p> <p>特別区長会が取組みを進めている「特別区全国連携プロジェクト」の展開を踏まえながら、地方の自治体と特別区（大田区）との連携や交流に関する情報交換を進めていく。</p>
担当所属	政策課

(5) シティセールスの推進	
SNSを活用した情報交流人口の増加	
継続 ・ 新規	
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の拡散性に優れたツイッターを活用し、区政情報や区内の旬な話題を発信している。開庁日には1回以上、閉庁日であっても区民の関心の高い情報と思われる場合には情報発信している。発信する内容は、職員ポータルに掲載依頼用の掲示板を設置し、多様な区政情報を発信してきた。 ・平成26年4月より区ホームページ(以下「HP」という。)の各ページにツイッター及びフェイスブック用のSNSボタンを設置し、SNS利用者が容易にHPの掲載記事を引用発信できるようにした。
課 題	<p>大田区公式ツイッターで発信する情報について、所属によって偏りが多くみられる。</p> <p>ツイッターを活用しての情報発信の効果等について、庁内での認知度を高めていく必要がある。</p> <p>現在の大田区公式ツイッターは、区民等に対する一方向の情報発信ツールとしての活用にとどまっている。</p>
目 標	<p>区が持つ多様な情報のうち、区民にとって有用であるものを、タイムリーに発信し、フォロワー数の増加を図る。</p>
目標達成に向けた 取組内容	<p>大田区公式ツイッターでの情報発信については、これまでに発信した情報の拡散状況等を分析するとともに、分析結果を職員ポータルや庁内報等で全庁的に周知していくことで、ツイッターで情報発信することの効果等の理解を高め、発信機会を増加させていく。</p> <p>HPのアクセス状況を見ると、目的をもって訪問している傾向がある。このことから、新たにSNSを活用していく場合、特定の分野に特化したSNSの活用が効果的と考えられる。特定の分野におけるSNSの運用を、分野を担当する所属で行うことで、双方向性の実現を可能にする。</p>
担当所属	広報課

計画財政部

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
区民参画の機会の充実	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの区民が区政に参画できる仕組みづくりに向けて、他自治体の先進事例を研究。 ・ 今後、無作為抽出による区民代表委員の決定などについて導入に向けた検証を行うこととした。 ・ 加えて、現在開催される各種会議を洗い出し、その必要性、存続の適否について検討することを決定。
課 題	<p>区民代表委員が含まれる各種会議において、特定の区民が複数回構成員となる傾向があり、幅広い区民の参画が十分に図られているとはいえない。</p> <p>区が主催する会議が非常に多く、その必要性や区政運営への反映について十分な検証が行われていない。</p>
目 標	<p>一人でも多くの区民が区政に関心を持ち、区政運営に反映できる体制整備を行う。</p> <p>加えて、会議のスリム化を通じた効率的な区政運営をめざす。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>幅広い区民の区政への参画を進めるため、無作為抽出による区民参加など先進事例の研究や導入可能性について検証を行う。</p> <p>併せて、現在実施される会議が、設置目的などに照らし有効に機能しているか、区民意見の区政への反映が十分に図られているかなどの視点から検証を行い、会議数の見直しや効率的・効果的な会議運営につなげる。</p>
担当所属	計画財政課

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
オープンデータの活用推進	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大田区政ファイルで、大田区のデータとして公開している。 ・ 区ホームページ（以下「HP」という。）で、大田区の数字として、各種統計情報が公開されている。また、各課からも色々なデータが公表されている。 ・ 防災情報についても、HPでの情報提供やわがまち防災ネットで地図情報として提供されている。
課 題	<p>すでに公開されているデータが、区民や事業者等の需要と一致しているか確認できていない。</p> <p>公開しているデータは、既加工されているか、PDFファイルのため、二次利用が難しい。</p> <p>区全体として、オープンデータをどのように公開していくか等の方針がない。</p>
目 標	<p>オープンデータの活用推進に向けた検討を行い、以下の事項の達成を目指す。</p> <p>行政の透明性・信頼性の向上 住民参加・官民協働による公共サービス提供の促進 新ビジネスの創出や企業活動の効率化</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>区全体の取りまとめが必要となるため、今後の推進方法等について、ICT推進本部幹事会で検討を進め、必要に応じて、新たな組織についても検討していく。</p> <p>< 想定される役割分担 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 先進自治体等の調査、研究（各課・情報システム課） ニーズの調査、確認、掘り起し等（各課） 公開データの決定（各課） データカタログサイトの新設（広報課） データの加工支援、相談（情報システム課）
担当所属	情報システム課

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区窓口サービス改善計画」を策定し、全庁的な窓口サービスの改善を推進した。 ・窓口業務における業務委託の導入状況の把握に努めた。 ・「日本公共サービス研究会」への参加など、他自治体の先進事例について情報収集に努めた。
課題	改善に向けた取組みや窓口の業務委託についての検証及び推進体制の構築が不十分である。
目標	これまでの各部局における取組みの検証と、その結果を確実に業務改善につなげることにより全庁的な窓口サービスの向上と事務の効率化を実現する。
目標達成に向けた取組内容	<p>部局横断的な検討組織を立ち上げ、これまでの取組みの検証とさらなるサービス向上に向けた改善を推進する。加えて、マイナンバー制度導入に伴い、部局間や関係機関との情報共有の推進が想定されることから、制度を活用した総合窓口の導入などを含めた検討も実施する。</p> <p>なお、特別出張所や地域施設等のあり方についても同時に検討する必要があることから、大田区公共施設再配置方針の策定に向けた検討と十分な整合を図る。</p> <p>窓口の外部化について、2-(1)- 「行政の外部化の検証及び改善」の取組内容を踏まえた検討を行う。</p>
担当所属	計画財政課

(2) 行政手続きの利便性向上	
ICTの活用による行政サービスへのアクセス向上	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	職員が業務を遂行する上で外部とのメール交換、インターネットを介した情報収集を効果的に行うことを目的とし、平成26年度から各所属にタブレット端末を配布。
課 題	タブレット端末の区民サービスへの活用範囲の拡大 業務への利用に伴う、個人情報保護対策の強化
目 標	タブレット端末の業務活用により、区民サービスにおける正確性・迅速性を向上する。 セキュリティ対策により、取り扱う住民の個人情報の安全性を高める。
目標達成に 向 け た 取組内容	他自治体の先進事例などを参考に各部局においてタブレット端末の活用による区民サービスのさらなる向上に向けた検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱等の検討 ・セキュリティ対策の検討・実施 ・インターネット回線等の外部回線の利用に伴う、リスク分析 ・タブレット端末による区民サービスに対応できるアプリケーション（業務システム）の調査 ・各業務におけるタッチパネルを活用した窓口申請等（自動交付機等）の検討 ・インターネットを介した電子申請の拡大 ・タブレット端末専用アプリケーションの検討 各部局の検討に基づいた技術支援・アドバイスを行い、タブレット端末の効果的な活用を担保する。
担 当 所 属	情報システム課

(2) 行政手続きの利便性向上	
マイナンバー制度の効果的活用	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な制度導入に向け、制度に関する全体方針の決定や、各分野での課題解決に向けた調査・検討を行うため、庁内検討体制を立ち上げた。 ・ また、窓口で個人情報を取扱っている全ての業務を対象に調査を実施し、マイナンバーの利用可能な業務を明確にした。 ・ 併せて、ヒアリングを実施することで、調査の深度化を図ると同時に、各窓口の実態把握につなげた。
課題	調査・ヒアリングを経て判明した課題を検討すると同時に、さらなる区民サービスの向上や、業務効率化に向けた検討を進める必要がある。
目標	マイナンバー制度を活用し、住民異動に伴う各分野での手続きや、その他各種相談の際、可能な限りその場での処理を可能とする『ワンストップ型行政サービス』の実現を目指す。
目標達成に向けた取組内容	<p>『ワンストップ型行政サービス』の実現に向け、組織横断的な検討組織を立ち上げ、課題の洗い出しを行う。</p> <p>また、本庁舎の総合窓口化のみでは、窓口の混雑について解消が図られないため、特別出張所のあり方についても同時に検討を進める。</p> <p>その際、大田区公共施設（建築物）白書及び大田区公共施設再配置方針との整合も図りながら、利便性向上だけでなく、効率的な区政運営に資するよう検討を進める。</p>
担当所属	計画財政課

(5) シティセールスの推進	
観光拠点PRによる区内回遊性の向上	
継続 ・ 新規	
これまでの 取組内容	<p>今後一層増加が見込まれる国内外からの来訪者へのおもてなしを充実し、誰もがまち歩きや移動をスムーズに行えるよう、サイン整備をさらに推進していくため、「大田区サイン基本計画～大田区サイン整備の基本的考え方～」を改定した。</p>
課 題	<p>サインの機能を十分発揮させるためには、サインのデザイン、表記内容、配置等について、効果的かつ統一的なサインの整備に関するより詳細な指針を確立し、全庁的にサイン整備に取り組む必要がある。</p> <p>景観形成の視点からも乱立する情報表示を統合し、誰もが分かりやすいサインを整備していく必要がある。</p>
目 標	<p>オリンピック・パラリンピック開催に向けた国内外からの来訪者対応など、今後さらに要請が高まる案内誘導サイン整備を、効率的・効果的に推進する。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>案内誘導サイン整備に関する検討会において、効率的・効果的な案内誘導サイン整備推進のあり方を検討する。</p> <p>検討の中では、重点整備エリアの選定、デザイン・配置等の基準、地域特性や景観への配慮、ユニバーサルデザイン化などについて議論し、今後のサイン整備推進の方向性を示す具体的な指針を策定する。</p>
担当所属	計画財政課

(5) シティセールスの推進	
SNSを活用した情報交流人口の増加	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年、広報課からの依頼により「Twitter 掲載依頼用掲示板」を設置。 ・ツイッターアカウントに掲載する記事を各部局が提供し、情報発信を行っている。
課題	<p>現在はツイッターによる一方向の情報提供のみであり、ホームページなどの情報を補完する役割にとどまっている（リアルタイムの情報提供として効果）。</p> <p>ツイッターのフォロワーの数が少ない。</p> <p>他の独自で設置しているウェブサイトとの関連が明確になっていない。</p> <p>区民発信の情報交流の場について、政策を踏まえた整理がなされていない。</p>
目標	<p>ツイッターのフォロワーの増加に向けた戦略の策定と実施。</p> <p>SNS 活用により情報交流の間口を広げ、双方向発信ができる環境の整備。</p> <p>情報交流環境の目的の明確化、ルールの策定、主管組織の決定を行う。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>組織横断型プロジェクト等による事業の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 活用の目的・効果・発信する情報の種別等の明確化。 ・ 双方向発信の必要性・情報種別・発生するリスクの明確化。 ・ 実施計画の検討。 <p>各部局における交流する情報の種別等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体の利用状況調査。 ・ セキュリティリスクの検討。 ・ 要綱等の検討（著作権・公序良俗に反した場合の処置等）。 <p>SNS 活用のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記事掲載ツール等の整備と掲載ルール等の検討。 ・ 記事の更新周期の決定・主管部署への支援。 ・ 掲載ツールの利用者管理。
担当所属	情報システム課

(5) シティセールスの推進	
多言語対応による外国人へのPR促進	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<p>今後一層増加が見込まれる国内外からの来訪者へのおもてなしを充実し、誰もがまち歩きや移動をスムーズに行えるよう、サイン整備をさらに推進していくため、「大田区サイン基本計画～大田区サイン整備の基本的考え方～」を改定した。(再掲)</p>
課題	<p>区が設置するサインについて、多言語表記方法の統一化が十分図られていない。これまでのローマ字表記を英語表記へ変更するなど、国や他自治体との連携も図りながら、外国人がわかりやすい表記にしていく必要がある。</p>
目標	<p>今後さらなる増加が見込まれる来訪外国人が、区内を円滑に回遊し大田区の魅力を知ることができるよう、案内誘導サインの充実を図る。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>案内誘導サイン整備に関する検討会において、効率的・効果的な案内誘導サイン整備推進のあり方を検討する。(再掲) 検討の中では、重点整備エリアの選定、デザイン・配置等の基準、地域特性や景観への配慮、ユニバーサルデザイン化などについて議論し、今後のサイン整備推進の方向性を示す具体的な指針を策定する。(再掲)</p>
担当所属	計画財政課

総務部

(5) シティセールスの推進	
多言語対応による外国人へのPR促進	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<p>外国語対応の取組み</p> <p>英語の組織名及び施設名について、平成 25 年度に観光庁から示された「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(案)」に基づき、普通名詞を英語で表記することを原則とした翻訳の見直しを行った。</p>
課題	<p>オリンピック・パラリンピックに向け、区のガイドライン作成を予定しているが、東京都の多言語対応協議会の方針を踏まえる必要があるため具現化ができていない。</p>
目標	<p>英語、中国語、韓国語の組織名及び施設名については、外国人にとって「読むことができる」だけでなく「内容が理解できる」表記とする。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>オリンピック・パラリンピックに向けた国・東京都の動向を注視しながら、英語、中国語、韓国語の表記方法について、区のガイドラインを作成する。</p> <p>中国語、韓国語の組織名及び施設名について翻訳の見直しを行う。</p>
担当所属	総務課

地域力推進部

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口対応能力の強化 出張所の窓口業務は戸籍、住民記録、国保年金、住民税など多岐に渡る。全職員が、幅広い知識を持ち、迅速かつ適切な窓口対応が可能となるよう、研修やOJTを実施するほか、窓口での注意事項やレアケースの処理報告などを紙ベースで確認をするなど、職員の能力向上を図った。 ・ 丁寧な接遇 区民サービス向上支援研修を受け、区民の視点から見たサービスのあり方を確認し、区民満足度が高まるよう改善策を共有。また、カウンターから出て、きめ細かい対応を実施するなど、ワンストップサービスの窓口となるよう心がけた。
課題	<p>基礎知識の習得 専門知識が複雑かつ多様化する中、知識習得のための時間が不足している結果、マニュアル中心の対応に終始している。</p> <p>窓口対応 戸籍の届出は、本庁舎で一括して事務処理を行うため、1件当たりの事務処理時間が長くなる傾向にある。</p> <p>接遇の向上 外国人対応や戸籍に関する専門的な知識を要する相談は、利用者にとってよりわかりやすい、ワンストップサービスにつなげる必要がある。</p>
目標	<p>迅速な窓口対応 窓口サービスのワンストップ化を心がけ、事務処理に関する基礎知識を習得し、適切かつ迅速な行政手続きを行う。</p> <p>利用者本位の窓口対応 区民のライフスタイルに応じた多様な相談に適切に対応し、信頼される利用者本位の窓口づくりを進める。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>戸籍事務の処理時間の短縮 戸籍の届出の事務処理時間を短縮させることを目的に、事務の分散化などの庁内体制を検討する。</p> <p>多様な窓口対応 タブレット端末を活用した窓口サービスを導入し、専門的な相談や外国人対応がその場でできる体制を検討する。</p>
担当所属	地域力推進課、各特別出張所

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
地域の担い手づくりの推進	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>区民活動コーディネーター養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動に関心を持つ区民に活動のノウハウを提供。 ・ 地域活動を広げるための企画、運営、団体間のコーディネートを担当する人材の育成を図るため、平成 21 年度から開催。過去 3 か年で 28 回開催、区民 97 人が参加。 <p>大田ボランティア塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災後の支援活動に参加した区民ボランティアの地域活動への参加を促すため、情報提供や講座を実施。 ・ 平成 26 年度は、「災害支援から区民活動へ」をテーマに区内講座と東松島市内で「防災語り部養成講座」を各 1 回開催、区民のボランティア延べ 22 人が参加。
課題	自治会・町会をはじめ様々な団体との連携・協働による区民活動が拡充されてきた。一方、担い手である役員の高齢化による人材不足や若い世代の参加が少ないことが課題である。
目標	若者から高齢者まで幅広い年齢層の区民が、地域の担い手として活躍できる環境づくりを進める。
目標達成に向けた取組内容	<p>区民活動コーディネーター養成講座</p> <p>自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPO や事業者など、地域での連携・協働を推進するため、他団体との「つなぎ役」となる人材の育成を図る。</p> <p>より実践的な模擬サロン活動、地域活動などを主催する現場体験研修を含めて全 10 回の講座で、毎年 30 人程度の地域の担い手を育成する。</p> <p>大田ボランティア塾</p> <p>「防災語り部養成講座」等を開催し、被災地での経験を活かした区民活動として、防災教室の講師やスタッフ等、被災地ボランティアによる地域活動を推進する。</p>
担当所属	地域力推進課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
地域の担い手づくりの推進	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<p>生涯学習リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習リーダー講座の実施（参加者 35 名） ・リーダー連絡会の開催。 ・講座終了後の生涯学習リーダーの活動内容。 <ul style="list-style-type: none"> 区主催事業への参画 自主活動：自主企画講座の実施 生涯学習の情報提供 自主組織「生涯学習世話人会」の運営
課 題	<p>生涯学習リーダーとして活動する区民が少なく、地域に施策展開していくには人数及び層の拡大が必要である。</p> <p>生涯学習リーダーの資質の向上を図る必要がある。</p> <p>生涯学習リーダーが地域の団体・サークル、施設・機関等と連携し、身近な地域での社会教育・生涯学習の裾野を広げるためにさらなる支援が必要である。</p>
目 標	<p>生涯学習リーダーが中心となり、地域の施設や団体等が連携した学習機会の提供、生涯学習の活動の活性化を進める。</p> <p>区民が主体的に気軽に学び合える地域づくりを推進する。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>生涯学習リーダーの育成及び研修の場の提供を行う。</p> <p>生涯学習リーダーが地域における生涯学習情報を幅広く収集し、区民ニーズに即したコーディネートができるように働きかける。また、区は幅広い情報の提供や相談活動ができるよう協力する。</p> <p>生涯学習リーダーが自主的に講座等の事業を実施できるよう支援することで、一人でも多くの区民が身近な地域で生涯学習のきっかけを得ることができるようにする。</p>
担当所属	地域力推進課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
特別出張所の機能強化	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力推進会議や地区委員会、自治会・町会、青少年対策地区委員会（以下「青少対」という。）に関する業務を通じ、地域との連携を強化し、18色の特色ある地域づくりに取り組んだ。 ・ 特別出張所のコーディネート機能を強化することで、地域で活躍する様々な団体の個々の力を有機的に結び付け、連合会でイベントに取り組むなど地域力の向上につなげた。 ・ 自治会・町会がPTA、民生委員、青少対のほか、18色の緑づくりなどを通じ、NPOなどの区民活動団体と連携して地域力を高める事業に助成を行った。
課題	<p>地域力推進会議・地区委員会の充実 地区委員会の分科会をより活性化する必要がある。</p> <p>地域との連携 地域の団体が、地域に関わる仕組みづくりが求められる。</p>
目標	<p>地域力推進地区委員会の分科会で積極的な議論を行い、地域課題を解決する。</p> <p>地域の様々な団体との連携・協力関係を強化する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>地域との連携強化 地域で活動する団体の地域力推進地区委員会への参画促進や分科会設置により地域の課題解決に向け体制を強化する。</p> <p>地域ネットワークの構築 地域協働協力員（区非常勤職員）や自治会・町会等の情報を活用し、地域のNPOやサークル活動を掘り起こす。区は、これらの団体や企業等と協働して事業を実施する機会を設け、地域でのコーディネーターとしての役割を担う。</p>
担当所属	各特別出張所

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
高齢化社会の進展に応じた支援の充実	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部と連携し高齢者を対象とした健康体操などを実施。 ・公共施設を提供し、高齢者を対象とした事業を実施。
課題	<p>自治会・町会や青少年対策活動など、地域活動への従事者が不足している。今後は、退職した元気な高齢者を地域活動へ取り込んでいくことが求められる。</p> <p>孤独死の予防や、災害対策など家に引きこもりがちな単身高齢者を地域で支える仕組みが不可欠である。</p>
目標	<p>地域活動への参加者のすそ野を拡大させるべく、退職した元気な高齢者を地域活動へ取り込み、地域活動を活性化し、地域のコミュニティの形成をめざす。</p> <p>地域で単身高齢者を見守り、高齢者を1人にしない取組みを進める。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>地域活性化事業助成金を活用し、元気高齢者対策など身近な地域課題に取り組む体制を整備する。</p> <p>必要な用品機材をそろえることで、地域での支え合いの体制づくりを支援するとともに、新たな会員の獲得につなげる。</p>
担当所属	地域力推進課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
壮年期や中年期世代の地域への取り込み	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策として、被災地支援に参加した区民に体験を語ってもらい、災害を身近に感じることで、地域で自ら何ができるかを考える場を提供してきた。 ・区民活動団体の情報を集約・掲載した「区民活動情報サイト（区ホームページ内）」の運用を開始し、情報提供を実施。 ・区で実施する事業（講座）の中で、主に地域活動をテーマとしたものを、「おおた地域力発見倶楽部」としてまとめ、チラシと区ホームページ（以下「HP」という。）で年3回、区民へ発信。 ・地域情報紙を通じて、地域住民の地域行事への参加を促進。

課 題	<p>地域防災の担い手として「自助」の中核となるのが壮年期・中年期世代である。被災地支援に参加した区民を中心としたネットワークへ参加しやすい環境整備が必要である。</p> <p>インターネットを通じた情報提供を充実させ、区民が地域活動情報を入手しやすい環境整備が求められる。</p>
目 標	<p>様々な区民活動の情報が簡単に手に入り、地域活動に興味のある壮年期・中年期の区民が、自由に参加できる環境づくりを目指す。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>被災地支援参加者ネットワークの構築 参加者同士のネットワークを構築し、地域行事へ参加しやすい環境を整備する。</p> <p>区民活動情報サイトでの情報発信 様々な分野での区民活動団体の情報を収集し、区報、HPやツイッターを活用し情報を発信することで、若者から高齢者までだれもが情報を得ることができるようにする。</p> <p>おおた地域力発見倶楽部の紙面充実 平成26年度から、特別出張所と連携し、自治会・町会等が取り組む地域の催しの情報を収集・掲載している。より多くの区民が興味を持つよう、引き続き紙面の内容を充実する。</p>
担当所属	地域力推進課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援

区内企業による地域活動の促進	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生、またはそのおそれがある場合に備えて、食料等物資の優先提供、車両の優先提供、施設の提供等について区内にある民間企業等と災害時の協力協定を締結。 <ul style="list-style-type: none"> <協定を締結した企業> キヤノン株式会社、株式会社メリーチョコレートカンパニー、株式会社リコー、京急開発株式会社、ヤマト運輸株式会社、東京流通センター 他 ・ 平成26年度大田区総合防災訓練（矢口地区）において、桂川精螺株式会社を会場とし訓練を実施。 ・ 地域イベントなどの協力団体として、事業者の参加促進。

<p>課 題</p>	<p>首都直下地震などが発生した場合には、被災した自治体や民間企業等のみでは十分な対策等が実施できない恐れがある。地域で行われている防災訓練等の行事参加は、一部の事業者にとどまっている。</p>
<p>目 標</p>	<p>民間企業との災害協定の締結 大規模災害が発生した場合にも区民生活に必要な食料品、物資や車両の提供、施設の活用等について、民間企業へ協力を求めていく。</p> <p>地域と企業との連携強化 災害に対する未然の準備を行い、災害発生時に企業と地域が共助に取り組めるよう対応力を高めていく。</p> <p>企業の地域行事への参加 事業者が社会的責任(CSR)や地域の一員として協力体制を築くことができるよう支援を行う。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>交通アクセスの良い近隣地域の自治体や民間企業等からの食料等の物資の提供について調査し、協力を求める。被災を免れた地域の自治体や民間企業等との協定について検討する。企業連携に先進的に取り組んでいる六郷地区や矢口地区をモデルとして、企業と地域による会議体を設け、防災等について平時から話し合う場やイベントを協働で実施する仕組みをつくり、相互理解を深め、連携協働のあり方を検討する。区内企業が持つ専門性を活かし、地域イベントへの参加、専門分野や得意分野での講師等の派遣などを通じ、事業者の地域における活動の場を広げる。</p>
<p>担当所属</p>	<p>防災課、各特別出張所</p>

観光・国際都市部

(5) シティセールスの推進	
観光拠点PRによる区内回遊性の向上	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかど案内所・ウェルカムショップ制度の推進。 ・京急線品川駅観光情報コーナー、羽田空港観光情報コーナー、PiO 観光・情報コーナーの運営。 ・区ホームページ、多言語パンフレット等の作成・配布。 ・観光案内サインの整備。
課題	<p>テーマ性を持った回遊コースの造成が必要。 観光資源が点在するが、面としてのつながりが弱い。 資源の差別化が十分に図られていない。 まちかど・ウェルカムショップの機能強化が必要。 案内所の情報集約、多言語対応等が不十分。 スマートフォン等、最新のIC機器への対応が不十分。</p>
目標	<p>多言語対応を含む、情報発信拠点機能を強化する。 テーマ性を持つ回遊コースの造成など、地域のネットワークの強化を図る。 誰もが迷わず区内を回遊できるような環境整備を行う。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>観光相談、展示・販売、日本文化体験などの機能を備えた、（仮称）京急蒲田駅観光情報センターを開設し、旅行者の満足度向上及び区内への回遊の誘導を図る。 スマートフォンにも対応した、外国人向け多言語ホームページを制作し、外国人旅行者に区の観光情報を提供する。 WiFi環境の整備を進め、外国人旅行者を始め、誰もが区の情報を得られるようにする。 地域のネットワーク強化に向け、研修会を実施する。 区内主要地域での多言語観光案内サインの設置や「鳳凰閣」を核とし歴史をテーマとする周遊コースの造成を行う。</p>
担当所属	観光課

(5) シティセールスの推進	
観光拠点PRによる区内回遊性の向上	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>鳳凰閣（旧清明文庫）の整備にむけて、平成26年度は基本構想・基本計画を策定した。</p>

課 題	来館者に高い満足感を与えられる施設整備が必要である。 国内外への効果的な情報発信について検討する必要がある。 他の文化資源、観光資源とどのように連携を図るかを検討する必要がある。
目 標	国登録有形文化財建造物である鳳凰閣（旧清明文庫）について、文化財建造物を有効活用し、（仮称）勝海舟記念館を魅力ある観光施設のひとつとして整備する。
目標達成に向けた取組内容	平成 27 年度：建築及び展示に関する基本設計・実施設計 平成 28～29 年度：改修等工事、展示施行工事 平成 29 年度：開設・運営
担当所属	国際都市・多文化共生推進課

(5) シティセールスの推進

オリンピック・パラリンピックを意識した スポーツ施設の効果的活用		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区総合体育館において、国際大会・国際試合を平成 24 年の開館から 10 回開催。 ・各イベントの中で、障がい者スポーツの啓発を行っている。 	
課 題	<p>既存施設の有効活用ができるよう、施設の整備・充実を図る必要がある。</p> <p>国際都市、観光等の視点から、効果的に施設の活用を進める必要がある。</p>	
目 標	<p>既存施設の有効活用ができるよう、施設の整備・充実を図る。</p> <p>国際都市、観光等の施策展開により、効果的な施設活用を進める。</p> <p>以上により、オリンピック・パラリンピック開催に向けた区民の気運醸成を図る。</p>	
目標達成に向けた取組内容	<p>オリンピック・パラリンピックの合宿または練習会場等として使用が可能となる施設の整備・改修を行う。</p> <p>国際都市・観光施策等との施設活用面での連携を図る。</p> <p>区民の気運醸成に向けた広報活動、トップアスリート等を招いたイベント等を開催する。</p> <p>パラリンピックを意識し、障がい者スポーツ競技が可能となるよう床保護材を 27 年度から整備する。</p>	
担当所属	国際都市・多文化共生推進課	

(5) シティセールスの推進	
区内事業者等との連携	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光サポーター育成事業や観光推進連絡協議会の運営。 ・NHKのドラマや、産業観光など民間事業者との連携。 ・観光まちづくり推進支援助成事業を実施。
課題	<p>地域の現状・情報収集及び連携の仕組みが不十分である。 地域ブランドイメージが共有されていない。 行政・観光協会・地域・区民が一体となったシティセールスの機運が乏しい。 羽田空港からの観光客誘致体制の構築ができていない。</p>
目標	<p>シティセールスの推進に向けた、大田区地域のブランド確立や観光資源の差別化を図る。 周遊観光事業の創出、持続可能な実施体制の構築、羽田空港利用者の大田区への誘客を図る仕組みづくりを推進する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>観光連絡推進協議会等を活用して、大田区の観光魅力の創出や「おもてなしサービス」などの検討をすすめる。 (仮称)京急蒲田駅観光情報センターを中心とした情報の集約・地域間周遊のシステムを構築する。 地域・観光協会・民間事業者との連携により、地域資源を活用した、まちを巡るツアーなどの企画を行う。 空港関係者と連携して、羽田空港から大田区内に誘致する取組みについて検討を行う。</p>
担当所属	観光課

(5) シティセールスの推進	
SNSを活用した情報交流人口の増加	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光大使、観光PR特使の活用。 ・観光大使FACEBOOKの運営(FAN約700名)。 ・インバウンド事業による情報発信(メディアリリース等)。 ・日本政府観光局(JNTO)のSNSを活用した情報発信。
課題	<p>大田区の認知度が低い。 体系だった情報発信体制が未構築。 スマートフォン等、最新のIC機器への対応が不十分。 多言語対応が不十分。</p>

目 標	メディアへの露出の頻度拡大を図る。 SNSの読者リーチ数の増加を図る。 視察旅行・教育旅行などインセンティブ旅行の誘致。
目標達成に向けた取組内容	海外の旅行博覧会での出展による情報発信や、海外旅行会社の招請、メディアを活用した海外における情報発信などを引き続き行い、視察旅行や教育旅行の誘致を図る。 観光大使、JNTOなどのSNSを活用し、海外への情報発信を行う。
担当所属	観光課

(5) シティセールスの推進

多言語対応による外国人へのPR促進		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語観光パンフレットの作成。 ・外国語ボランティアガイドの養成。 ・多言語ホームページの運営。 ・案内等多言語化支援事業の展開。 ・観光案内サインの整備。 ・ウェルカムショップ制度の活用。 ・おもてなしマニュアル、銭湯動画の配信。 	
課 題	<p>外国人視点に立ったツールの作成が必要。 外国人旅行者への確実なリーチの手法に乏しい。 多言語対応が可能な人材不足、受入態勢が未整備 スマートフォン等、最新のIC機器への対応が不十分。 各市場別のプロモーションが未実施。 上記各ツールの有効活用や地域の受入意識の醸成が不十分。</p>	
目 標	外国人宿泊者数及び外国人来訪者数の増加を図る。	
目標達成に向けた取組内容	<p>観光相談、展示・販売、日本文化体験などの機能を備えた、 (仮称)京急蒲田駅観光情報センターを開設し、旅行者の満足度向上及び区内への回遊の誘導を図る。(再掲) スマートフォンにも対応した、外国人向け多言語ホームページを制作し、外国人旅行者に区の観光情報を提供する。(再掲) 海外の旅行フェア等に出展し、直接大田区をPRする。 ウェルカムショップ登録店舗等の支援を通じた地域の受入意識の醸成を図る。</p>	
担当所属	観光課	

(5) シティセールスの推進	
多言語対応による外国人へのPR促進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大田区多文化共生推進センターによる多言語対応事業の推進 ・ 外国人多言語相談 平成 25 年度 931 件 ・ 区が作成する文書の翻訳 平成 25 年度 307 件 ・ 区施設への通訳派遣 平成 25 年度 89 件 (区役所本庁舎への派遣を除く)
課題	外国人区民の 75.2%は大田区多文化共生推進センターを知らない(平成 26 年度大田区多文化共生実態調査より)。大田区多文化共生推進センターの外国人区民への周知を図る必要がある。
目標	大田区多文化共生推進センターを外国人区民に周知し、生活相談や区役所の対応を充実させ、外国人の安全・安心を確保する。
目標達成に向けた取組内容	<p>多文化共生推進センターを拠点に多文化共生施策を推進し、オリンピック・パラリンピックに向けて「国際都市おおた」のまちづくりを進め、外国人が暮らしやすいまちを作る。</p> <p>外国人相談窓口の運営 「国際都市おおた」の実現に向けて、外国人の需要の高い英語、中国語、タガログ語での常設の生活相談窓口を運営し、問題解決に結び付けていく。</p> <p>多言語相談員のスキルアップ 国際交流員や多文化共生推進コーディネーターを活用し、相談事例研究などを行い多言語相談員の研修を充実させる。</p> <p>多文化共生推進センター(外国人相談窓口)の周知 統合ポスター、外国人向け生活情報紙「Ota City Navigation」、ホームページ、ツイッターなどを活用し、多文化共生推進センターを外国人に多言語で周知する。</p>
担当所属	国際都市・多文化共生推進課

区民部

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
区民参画の機会の充実	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険運営協議会の被保険者代表委員には、国保加入者でかつ区内自治会、町会連合会役員である方を選出している。 ・ 国保年金課の窓口満足度アンケートを来庁した区民に自由に記入してもらっている。
課題	<p>国民健康保険運営協議会被保険者代表の公募はしていないが、区民参画の観点から検討の余地がある。</p> <p>多くの区民の声を聞くため、アンケートの収集数の増を図ることが必要である。</p>
目標	<p>他区の状況を調査して、公募の可能性を検討する。</p> <p>1日に国保年金課窓口に来庁する方の3分の1以上の回収を目標とする。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>区民参画の機会を充実させるため、区ホームページ(以下「HP」という。)に協議会委員の公募についてや、国民健康保険全般についての調査を実施し、区民にとって、より身近なものにしていく。</p> <p>毎年継続的にアンケートを実施し、満足度の変化を分析する。</p> <p>また、HPへの問合せに対して回答する際にアンケートを添付し、国保行政について感じていることを記入してもらう。</p>
担当所属	国保年金課

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>住民担当（外国人） 特別永住者証明書更新手続きについては、平成 24 年 7 月の入管特例法の改正施行に基づき実施してきた。現在、法改正から 3 年を経過する 27 年 7 月までに有効期限が到来する方に対する勧奨計画を定め、手続きを進めている。</p> <p>住民担当（証明窓口） 住民窓口の混雑緩和や待ち時間の短縮を図ってきた。 ・ 効率的な人員配置及び柔軟な委託業務運営の推進 ・ 繁忙期、繁忙時における窓口体制の強化 ・ 窓口待ち時間の確実な状況把握とそれに係る適切な情報提供</p> <p>住民担当（繁忙期・土日窓口） 戸籍住民窓口のサービス向上のため、次の対策を実施してきた。 ・ 繁忙期・繁忙時の待ち時間の短縮 窓口数の増、フレキシブルな職員配置、電話対応業務の外部委託、特別出張所の業務案内の強化。 ・ 夜間・土日窓口の業務拡充 平成 23 年 10 月より、夜間窓口は戸籍及び税証明書の交付及び住所異動届書の預かり、土日窓口は戸籍及び税証明書の交付業務を拡充。</p>
課題	<p>住民担当（外国人） 法改正日から 3 年を経過する、平成 27 年 7 月以降に有効期限が到来する方への対応を検討する必要がある。</p> <p>住民担当（証明窓口） 外国人住民に対する窓口サービスの充実が求められる。</p> <p>住民担当（繁忙期・土日窓口） ・ 繁忙期は住所変更手続きに 90 分以上要しているが、特に受付するまでの待ち時間が長い状況である ・ 土日窓口でも住所異動届出ができるよう要望がある。</p>

<p>目 標</p>	<p>住民担当（外国人） 平成 27 年度以降順次、特別永住者証明書の更新手続きのための勧奨計画を策定する。</p> <p>住民担当（証明窓口） 「安全・安心な暮らし」のできる大田区を実感していただくため、外国人住民が最初に利用するであろう「戸籍住民窓口事務」の場面で、「おもてなし」の心による適切かつ的確な対応・案内ができる体制整備を行う。</p> <p>住民担当（繁忙期・土日窓口） 繁忙期の住所変更手続きは 60 分以内とする。 土日窓口においても住所異動届出書の預かりを実施する。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>住民担当（外国人） 特別永住者証明書の更新手続き対象者の増加への対応。 平成 27 年度：150 人 平成 28 年度：350 人 平成 29 年度：300 人 平成 30 年度：400 人 勧奨計画の策定。 ・対象者の抽出 ・切替通知発送時期の確定 ・区ホームページや区報による周知、関係機関への連絡 ・受付体制整備 ・切替通知発送</p> <p>住民担当（証明窓口） 窓口で想定される手続きについて、外国語での確に対応するための語学力の向上を図る。また、掲示物・表示物の外国語表示を充実させる。</p> <p>住民担当（繁忙期・土日窓口） 繁忙期の住所変更手続きを 60 分以内とするために、住民票の交付を伴わない転入届出を受付する臨時窓口を 3 窓増設する。 土日窓口において、レジ業務を委託範囲に含めることにより体制強化を図る。また、住所異動届出の預かりの実施に向け、再任用職員の土・日曜日の勤務や委託業者の増員等による人員の確保ができるか検討を行う。</p>
<p>担当所属</p>	<p>戸籍住民課</p>

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	窓口来庁者に対する円滑で的確な対応を実施。
課題	以下の手続きの円滑かつ的確な実施が求められる。 税証明の発行、軽自動車の登録・廃車の申請受付及び臨時運行許可書の発行。 特別区民税・都民税の申告及び賦課に係る照会への対応。
目標	窓口来庁者に目的・用件に応じた適切な対応及び来庁者の目線を意識したわかりやすい対応やシームレスなサービスの向上を目指す。
目標達成に向けた取組内容	接遇の際の言葉づかいなどの対応力や、特別区民税・都民税の賦課事務、軽自動車税に関する事務について、外部研修の受講、第三ブロック合同実務研修、課内研修などを活用してスキルアップを図る。
担当所属	課税課

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	区民ニーズへの迅速な対応を実施。
課題	滞納者の担税能力を見極めた対応が求められる。
目標	滞納者の担税能力を見極めた納付交渉を行うことができるよう職員のスキルアップを図り、収納率向上・歳入確保につなげる。
目標達成に向けた取組内容	納税交渉のスキルアップのために、外部研修の受講およびOJT研修を実施する。
担当所属	納税課

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 3 月から、国保年金課窓口や電話窓口業務委託を実施。また、委託に伴いレイアウト変更により窓口スペースを拡大。 ・国保年金課と納税課のある通路にフロアマネージャーを委託により設置。 ・26 年 6 月、12 月に窓口満足度アンケート実施し 85%以上の区民満足度を得た。 ・平日夜間、土・日曜日の取扱い業務の実施・拡大(国保資格業務の実施)。
課題	<p>順番待ちによるクレームはフロアマネージャーの案内により減少しているが、区民一人当たりの対応時間が依然として長く、さらなる対応時間の短縮が求められる。</p> <p>資格、給付、収納業務を民間委託しているため、職員の窓口業務に関する経験・習熟度の維持が難しい。職員の窓口対応能力の継承及び維持・向上を図る必要がある。</p> <p>窓口対応業務に追われ懸案課題の国保資格・給付の適正化、収納率向上に向けた対策の取組みが不十分である。</p>
目標	<p>平均窓口処理時間の短縮を目指す。</p> <p>待ち時間に関する窓口満足度アンケートの満足度を 90%以上にする。</p> <p>平日夜間、土・日曜日の窓口対応を職員が積極的に行い、また審査業務を職員が担うことでその能力の維持・向上を図る。</p> <p>国保資格、給付の適正化、収納率向上対策に関する年間計画を作成し、計画に沿った実績を着実に上げる。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>職員による審査を正確かつ迅速に行うため、定例的に業務研修を行い、職員が同じレベルで審査できるようにする。</p> <p>区民窓口満足度アンケートを継続的に実施し、アンケートを踏まえた話合いを通じて問題点を改善する。</p> <p>職員と委託者との業務の切り分けを明確にするため、業務マニュアルを絶えず最新版に更新し、対応に差が発生しないよう実務研修を継続実施する。</p> <p>PDCA サイクルに則って上記に掲げる計画の見直しを毎年度行い、具体的目標達成のための打合せを継続的に行う。</p>
担当所属	国保年金課

(2) 行政手続きの利便性向上	
ICTの活用による行政サービスへのアクセス向上	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	公的個人認証サービスによる電子証明書を利用し、インターネット経由で住民票の写しの申請及び住居表示の変更証明書の申請を受け付けている。
課題	サービスの認知度が低い。 申請はインターネットでも可能だが証明書の受領は窓口へ来庁しなければならないことから利便性が実感しにくい。
目標	申請者にとって、より利便性の高い証明書類の交付サービスを実現する。
目標達成に向けた取組内容	住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスの開始に向け、システム改修を行うとともに、運用方法、規定等を整備する。
担当所属	戸籍住民課

(2) 行政手続きの利便性向上	
ICTの活用による行政サービスへのアクセス向上	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットを利用した eL T A X による事業者からの給与支払報告書の提出という電子申告を行っている。 ・ 区の給与支払報告書の取扱件数は約 460,000 件であり、そのうち電子申告の取扱いは、平成 26 年度分が約 150,000 件であった。現在申告受付中の平成 27 年度分は約 170,000 件が見込まれる（割合では 37%程度）。

課 題	e L T A X による事業者からの給与支払報告書提出の普及を図るとともに電子申告による対応の検討を行う。
目 標	給与支払報告書に関して、電子申告による件数が申告全体の約 5 0 % 程度になることを目指す。
目標達成に向けた取組内容	事業者を対象とした年末調整の説明会や特別徴収義務者への税額通知書の添付書類「特別区民税・都民税 特別徴収のご案内」の中でも電子申告を引き続き P R する。 区報、区の税に関するホームページで電子申告の周知をより一層充実する。 国から電子申告に係る情報収集を行い、電子申告による報告書提出の比率向上への取組みに活かしていく。
担当所属	課税課

(2) 行政手続きの利便性向上

ICTの活用による行政サービスへのアクセス向上		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	特別区民税・都民税および軽自動車税の口座振替申込みの自動登録機の導入を行った。	
課 題	自動登録機利用による口座振替件数の増加が求められる。	
目 標	自動登録機利用による口座振替が可能であることの認知度を上げる。	
目標達成に向けた取組内容	区報や税額通知書等で「自動登録機利用による口座振替」が可能なことを周知する。	
担当所属	納税課	

(2) 行政手続きの利便性向上	
ICTの活用による行政サービスへのアクセス向上	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金システム及び個別システムについて、より円滑な業務遂行のために細やかなシステム改修を行っている。 ・他システムとの連携を強化し、手動入力による誤入力の解消に努めている。
課題	<p>給付・年金等の資格の取得や喪失等を窓口で確認できない場合もあり医療機関や会社等への電話照会業務が多く発生している。</p> <p>現状の仕組みでは不当利得の発生を防止することが難しく保険給付、収納業務等の各種業務が複雑になっている。</p> <p>被保険者に対し、手続きについての各種添付書類を要求している。</p>
目標	<p>マイナンバー法対応のためのシステム改修を行い、他区市町村、行政機関や医療機関との連携を実現することで、資格の確認、手続きの簡素化や添付書類をなくすなど、被保険者の利便性を向上させるとともに、不当利得の解消、業務の効率化を実現するための取組を行う。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>マイナンバー法対応への各種手続き等を遅滞なく完了させる。</p> <p>マイナンバー法によるシステム改修をスケジュール通りに完了させる。</p> <p>各行政機関等との連携ができるようシステム改修を行う。</p> <p>手続きの簡素化、利便性の向上のため各業務手順の見直しを行う。</p>
担当所属	国保年金課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
高齡化社会の進展に応じた支援の充実	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>被保険者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙期には業務委託により窓口や電話対応を充実。 ・ 住所地特例者や連絡が取りにくい区民には送付先を変更してきた。 <p>所在不明者への対応</p> <p>被保険者証が届かない区民には他課と連携して確認通知を送付してきた。</p>
課題	<p>被保険者の利便性の向上</p> <p>被保険者証の再交付は本庁舎だけで行っている。送付先変更は各課に別々に届出なくてはならない。特別出張所での申請や来庁できない被保険者は再発行に時間がかかる。</p> <p>所在不明者への対応</p> <p>高齡化の進展や被保険者の増加に伴い所在がわからない被保険者が年々増加している。</p> <p>また、住民登録地に被保険者証等を送付しても受け取ることができない事例が多く発生している。高齡者の生活の多様化や施設等への入所等で必ずしも住民登録地に居住しているとは限らない。</p>
目標	<p>被保険者の利便性の向上</p> <p>高齡者に対し一度で正確な対応ができるようにする。 1枚の申請書で複数課への送付先変更依頼ができるようにする。</p> <p>情報セキュリティを確保しつつ、短期間で被保険者証の再交付ができるようにする。</p> <p>所在不明者への対応</p> <p>関係機関と連携し不現住者の把握、住民記録の適正な管理を行って所在不明者の把握に努める。</p>

<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>被保険者の利便性の向上</p> <p>職場や委託事業者の高齢者対応スキルを向上させる。 送付先変更を希望すると思われる所属を調査し、連携ができるか、また、必要に応じて書式の変更や事務の取扱方法の変更等を検討する。 ICTを活用し、プライバシーや個人情報の保護を確保したうえで申請が受けられるよう検討する。 特別出張所からの申請にはファックスが利用できるよう関係所属と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>所在不明者への対応</p> <p>施設への入所情報の確認や関係者からの事情聴取、実態調査などを実施して所在不明者を減らす取組みを行う。</p>
<p>担当所属</p>	<p>国保年金課</p>

<p>(4) 産学金公の連携による地域活性化の推進</p>	
<p>区内金融機関との連携促進</p>	<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関での国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納を実施。 ・ 指定金融機関による国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替（自動払込）を実施。
<p>課題</p>	<p>支払手段として納め忘れを生じやすい納付書払いから、納付が確実な口座振替への移行が進まない。 納付書払いにおいては営業時間、場所等の制約から、納付機会が限定される。</p>
<p>目標</p>	<p>普通徴収者への口座振替勧奨の強化を行う。 金融機関での収納を補完する納付機会の拡大を図る。</p>

<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>口座振替勧奨の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保加入者、75歳到達者、転入者を対象とした口座振替勧奨の実施。 ・特別徴収から普通徴収への移行者を対象とした口座振替勧奨の実施。 ・納付案内センターを活用した口座振替勧奨の随時実施。 ・現年分連続未納者を対象とした口座振替勧奨の実施。 ・口座振替キャンペーンの実施。 <p>多様な納付機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料についてコンビニ収納の導入。 ・クレジット収納やマルチペイメントネットワーク()を活用した収納等の検討。
<p>担当所属</p>	<p>国保年金課</p>

マルチペイメントネットワーク

各種料金等の収納を行う企業・公共団体と金融機関とをつなぐネットワーク。

これを利用することにより、利用者はATMやパソコン、携帯電話等から各種料金や税金、保険料等の支払いや口座振替の手続き等ができる。

<p>(4) 産学金公の連携による地域活性化の推進</p>	
<p>他自治体との連携促進</p>	<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<p>滞納者の財産搜索を、東京都又は区市町村と共同で実施してきた。</p>
<p>課題</p>	<p>搜索案件について、東京都又は関係する区市町村との間で、方針や役割分担等の調整が必要である。</p>
<p>目標</p>	<p>年間に数件の搜索を実施する。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>搜索以外で滞納者の財産発見が困難な事例について洗い出しを行い、他区市町村の滞納整理部門と連携を進める。</p>
<p>担当所属</p>	<p>納税課</p>

(5) シティセールスの推進	
多言語対応による外国人へのPR促進	
継続 ・ 新規	
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税証明書の発行の際に言語の関係で用件が十分に確認できない場合、英語・中国語の申請書及び委任状を活用し発行対応をしている。 ・ 特別区民税・都民税の申告の際に、意思の疎通が不十分の場合、mics おおたの通訳を利用している。 ・ 督促状、催告書等の納税を促す文書を十分に理解できない外国人との納税交渉に通訳同席を行っている。
課 題	多言語の通訳についての体制が十分とはいえない。
目 標	多言語の通訳不足に対応できるよう課内教育及び通訳派遣期間、対応する言語の充実と連絡体制を強化する。
目標達成に 向 け た 取 組 内 容	語学に関する外部研修の積極的な活用と語学スキルのある職員を活用しての課内研修も検討していく。
担 当 所 属	課税課、納税課

(5) シティセールスの推進	
多言語対応による外国人へのPR促進	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保年金課では、年 1 回、英語、中国語、韓国語、日本語の 4 か国語の「大田区国民健康保険ガイドブック」を発行して、外国籍の国保加入者の利便を図っている。 ・ 英語を話せる職員による窓口対応や mics 職員に来庁してもらい窓口対応を行っている。 ・ 窓口業務委託事業者が PHS を利用した翻訳サービスを行い、窓口での利便を図っている。 ・ 後期高齢者医療保険では、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合のホームページである「東京いきいきネット」内に、広報として、英語版、中国語版、ハングル版の後期高齢者医療制度のしくみを掲載している。
課題	ホームページの性格上、機器の環境が十分ではなかったり、ある程度日本語が理解できないと検索が困難な状態にある。
目標	日本語があまり理解できていなくても広報物が参照できるようにする。
目標達成に向けた取組内容	発送する郵便物等に、区ホームページ及び「東京いきいきネット」のURLや広報物があることを掲載し、案内を行う。窓口で印刷した刊行物を備えられるよう取り組む。
担当所属	国保年金課

産業經濟部

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	-
課題	各種の申請業務や相談等で来庁する区民及び事業者(以下「来庁者」という。)と接する機会が多い。所管業務である商業振興・工業振興ともに、時代に即した制度改正が頻発しており、正確な情報を来庁者に提供することに尽力する必要がある。
目標	来庁者が必要とするサービスを迅速かつ正確に提供する。 来庁者から信頼される利用者本位の窓口づくりを進めるため、職員の接遇面を向上させる。
目標達成に向けた取組内容	所管業務の最新情報について課内での共有を徹底する。 各係長が、係員の窓口対応に関して気付いた点を随時指導するほか、定期的に接遇について評価する。
担当所属	産業振興課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
地域の担い手づくりの推進	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	-
課題	産業施策における地域課題を解決できる人材の創出が求められる。
目標	コミュニティビジネスに対する潜在的ニーズの掘り起しと創業者を輩出するため、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの創業支援を強化し、商店街を中心とした新たな「産業」の担い手を創出する。

目標達成に向けた取組内容	<p>商店街を中心としてコミュニティビジネスの創業を促すため、平成 27 年度はコミュニティビジネス支援の実績のある団体に委託をし、コミュニティビジネス創業者への支援及びネットワークの形成を図る。</p> <p>具体的には、コミュニティビジネスセミナー、交流会、コミュニティビジネス勉強会の開催、相談窓口を開設する。</p>
担当所属	産業振興課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援

高齢化社会の進展に応じた支援の充実		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街内の新たなコミュニティ空間、高齢者に優しいまちの創出が期待されており、商店街会館や空き店舗等を活用した「お休み処」の整備を推進している。 ・ 平成 24 年度までに、6 商店街において「お休み処」を開設。 	
課題	<p>「お休み処」開設後、行政の支援は 8 年間で終了となる制度設計のため、長期的な事業計画を立てられない商店街が多く、平成 25 年度以降に新規開設した商店街はない。</p> <p>平成 26 年度から実施の利用促進費は補助対象期間が 3 年間となっている。補助対象期間が終了する前に、今後の補助金についての考え方を整理していく必要がある。</p> <p>空き店舗でビジネスを担う高齢者の発掘が必要である。</p>	
目標	<p>商店街会館及び空き店舗等を活用して、「お休み処」や貸しトイレ、高齢者などが製作した手作り品の販売等を、来街者に開放し提供することにより、公共性のある利便性の高いコミュニティとしての商店街を創出する。</p>	
目標達成に向けた取組内容	<p>「お休み処」のあり方について、平成 27 年度中に見直しを行い、28 年度以降の機能向上を図っていく。</p> <p>コミュニティビジネスの担い手となる高齢者団体の発掘に取り組む。</p>	
担当所属	産業振興課	

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
区内企業による地域活動の促進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	平成7年度から、人に優しい(働きがいや良好な労働環境)、まちに優しい(地域の環境への配慮や貢献)、経営や技術に優れた工場を「優工場」に認定。総合部門賞・人に優しい部門賞・まちに優しい部門賞の表彰とともに広くPRしている。
課題	製造現場を持たないものづくり関連企業の取扱いを検討する必要性がある。
目標	人を育て、技術を磨き、地域に貢献する企業を積極的に支援していく。
目標達成に向けた取組内容	「優工場」は認定期間が5年となっているが、認定切れの認定プレート掲げる工場が散見されるため再認定を促す。 「優工場」認定企業について、区報を始めとする様々な機会を捉えてPRし、区内企業の社会的責任(CSR)への取組みを喚起する。
担当所属	産業振興課

(4) 産学金公の連携による地域活性化の推進	
産学公の連携促進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>産学公交流推進事業</p> <p>区内中小企業・大学等研究機関・公的機関等から構成される連携体を対象に、新製品開発や新技術獲得を目指す中小企業と大学や研究機関との以下の連携事業を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EメールやFAXによるニューズレターの発行 ・ コーディネーターによる相談業務の実施 ・ 技術交流セミナー、テーマ別研究会の開催 ・ 産学連携施設の運営 ・ 新産業創造支援施設の運営 <p>川崎市との浴場連携事業</p> <p>日本工学院専門学校と連携をして、ロゴマークの作成やスマートフォン用アプリについて支援を受けた。</p>

<p>課 題</p>	<p>産学公交流推進事業 旧小学校を活用した産学連携施設の活用方針にて目安とする使用期限が迫っているため、その後の施設について検討する必要がある。</p> <p>川崎市との浴場連携事業 産業振興担当（商業・その他産業）分野では、ソフトでの連携が主になる。計画を定めて取り組む素材（事業）になりにくい。</p>
<p>目 標</p>	<p>産学公交流推進事業 大学、公的研究機関との連携を推進することで、技術移転、共同研究、新製品開発などを促し、区内中小企業の潜在的な研究開発能力を引き出す。</p> <p>川崎市との浴場連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市との浴場連携事業では、日本工学院専門学校との連携を強化する。 ・様々なアンテナを張りケースに応じたコーディネートを行う。
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>産学公交流推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト面では、「情報発信」(メールマガジン) セミナー開催 「新事業連携」(フィージビリティスタディの実施) コーディネーターの繋ぎによる大学と企業のマッチング 「各種助成金申請」(国・東京都・区など)といった産学連携事業のロードマップを伴走支援という形で着実にこなすことでネットワーク化を進める。 ・ハード面では、施設活用について、関係機関と検討する。 <p>川崎市との浴場連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市との連携事業で開発したスマートフォンアプリの機能拡張時には、日本工学院専門学校との連携内容を反映させた機能を付加する。 ・組織内の情報共有を図る。
<p>担当所属</p>	<p>産業振興課</p>

(4) 産学金公の連携による地域活性化の推進	
医工連携支援	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>区内中小企業、医療機関、大学医学部等医療系研究機関、医療系製造販売企業、公的機関を対象に次の連携事業を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の工場アパートに、近隣の大規模病院と連携して、区内中小企業の医工連携支援拠点としての『大田区医工連携支援センター』を開設し、コーディネーターによる相談業務実施や医工連携セミナーの開催等を行った。 ・製造販売企業の集積地である文京区と連携し、区内企業とのマッチング、共同開発等のサポートを行った。 ・平成27年2月に、文京区と共同して展示会を開催した。 <p>なお、国家戦略特区に関して、内閣府が羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会を設置し、地域産業活性化分科会の中で、大田区と川崎市の医工連携の取組みが検討されている。</p>
課題	<p>企業間マッチングでは、引き合いから共同開発等まで具体化する案件が少ない。</p> <p>開発に当たっての資金確保が難しい。</p> <p>開発製品を実用化するに当たっての各種許認可を受けるノウハウ等が不足している。</p>
目標	区内ものづくり企業、大学、医療機関、製造販売企業等との連携により、成長産業である医療分野の市場参入を促進する。
目標達成に向けた取組内容	<p>文京区との医工連携を具体的に進める。</p> <p>川崎市との医工連携協議を推進する。</p> <p>区内企業が医療分野に参入できるよう必要な許認可、認証等の取得を支援する。</p> <p>区内ものづくり企業のシーズ()や、病院・大学等のニーズの把握に取り組む。</p> <p>大学が有する知的財産の有効活用を検討し、実施する。</p> <p>医療機関と企業相互の効果的な予算活用を進める。</p> <p>助成金等の獲得を支援する。</p> <p>製造販売企業とのマッチングを促進させ、試作開発から実用化までの取組みを支援していく。</p> <p>マッチング案件ごとのトータルコーディネートを進める。</p>
担当所属	産業振興課

シーズ
企業が所有する技術や材料・サービスなどのことをいう。

(4) 産学金公の連携による地域活性化の推進

区内金融機関との連携促進		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 1 月 20 日に施行された「産業競争力強化法」に基づき、大田区は創業支援事業計画を策定し、同年 3 月 20 日に経済産業大臣・総務大臣より計画の認定を受けた。本計画による創業支援組織には、地域の金融機関が含まれており、連携機関としての役割を各々担っている。 ・地域の金融機関主催展示会への区内企業出展支援。 ・企業立地に係る情報共有。 ・商店街が独自にプレミアム商品券発行事業を行った際に、地元の信用金庫等の金融機関へ商店街に対する貸付の金利や換金手数料に配慮するよう要請・連携した。 	
課題	<p>金融機関から企業立地の情報を取得しても建物や土地などの受け皿がない。</p> <p>商業系では、商店街と地元金融機関との信頼関係の醸成にどのように関与するかが課題である。</p>	
目標	<p>地域の金融機関と連携することで、区内での創業・立地を促進し、ものづくり集積の維持・強化を推進する。</p> <p>商店街と区内金融機関との連携した取組みがあった場合は、区が成功事例としてその取組みのPRに努める。</p>	
目標達成に向けた取組内容	<p>創業希望者の創業実現を推進するため、金融機関と合同の創業セミナーを開催する。</p> <p>金融機関との情報共有の場を適宜設け、企業立地や受け皿となる土地や建物の情報を取得するとともに、民間による工場アパートの建設等を促進する。</p> <p>大田区の融資制度と地域の金融機関の融資制度の情報共有の場を設定し、区内中小企業への情報発信力を強化する。</p> <p>商店街と区内金融機関との民間どうしの取組みとして、商店街独自商品券の販売・換金事務での商店街と区内金融機関との協力体制等を、成功事例の情報として商店街に紹介する。</p>	
担当所属	産業振興課	

(4) 産学金公の連携による地域活性化の推進	
他自治体との連携促進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年 4 月に、川崎市と『産業連携に関する基本協定書』を交わし、企業間連携、国際戦略相互特区間の連携、浴場の連携などを、協力関係のもとに推進することとした。互いの地域経済の活性化・地域課題解決に貢献。 ・ 平成 26 年 2 月に、文京区と『医療関連産業の連携に関する覚書』を締結。文京区の医療機器製造販売企業と、大田区の高度な技術を持つ中小企業との連携を促進し、双方の相乗効果を高めることで、中小企業の医療分野への市場拡大及び技術貢献を図った。 ・ 区の主催する「おおた商い・観光展」や「野菜と花の品評会」において友好都市（秋田県美郷町・長野県東御市）からの出展協力があった。
課 題	民間における取組みが中心となり、被災地との連携についても地域のつながりの中で実行されている。連携に向け区の役割を明確にし戦略的な取組みにつなげる必要がある。
目 標	<p>平成 26 年度に川崎市との浴場連携事業として共同開発したスマートフォンアプリについて、オリンピック・パラリンピックを見据え、観光分野との連携をめざす。</p> <p>商店街独自の連携情報を把握する。</p> <p>文京区の製造販売企業との連携により、共同開発、実用化、市場参入事例の創出を促進する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>川崎市との浴場連携事業としてスマートフォンアプリの機能拡張を図るとともに、アプリを利用したイベントを開催する。</p> <p>商店街が進める情報を把握・整理する。</p> <p>文京区内の企業と大田区のものづくり企業とのマッチング機会を拡充するとともに、コーディネートをサポートする。</p>
担当所属	産業振興課

(5) シティセールスの推進	
観光拠点PRによる区内回遊性の向上	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月の「おおた商い・観光展」連携イベントとして、周辺10商店街が参加した回遊イベントを実施した際に支援した。 ・蒲田駅周辺地区の賑わい拠点として、蒲田東口商業協同組合では、さかさ川通りで平成26年6月と10月にオープンカフェなどの社会実験を実施し、多くの人で賑わった。 ・浴場連合会が主催する銭湯ウォーキングや観光課の回遊性イベントに対し、商店街との連携を図るように支援した。
課題	<p>商い観光展の面的広がりを継続・発展させるためには、連携イベントに対しての支援や連携の仕組みづくりが求められている。</p> <p>大田区が進める国家戦略特区を活用したエリアマネジメントの民間開放（道路空間の利用による都市の魅力向上）を実施するために、事業の実施主体「さかさ川通り-おいしい道計画-」の一員である蒲田駅東口商業協同組合等に対する支援や連携の仕組みづくりが求められる。</p> <p>回遊性イベントへの商店街の協力について、イベント主催者と商店街間の調整等の役割が求められる。</p>
目標	<p>商い観光展について、蒲田地区での面的広がりを拡充する。</p> <p>蒲田駅東口地区で、食の国際交流「OTA おもてなしストリート（オリンピック・パラリンピック事業）」実現のための手法を検討する。</p> <p>観光課や一般社団法人大田観光協会との連携を拡充する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>商い観光展の面的広がりに関係する部局や商店街との連携の支援。</p> <p>さかさ川通りにおいて、平成27年度も引き続き予定されている「さかさ川通り-おいしい道計画-」が実施する社会実験の支援及び国家戦略特区道路占有事業を活用した観光の推進。</p> <p>様々な案件が突発的に発生する分野のため、適時、観光課や観光協会との情報交換の機会を増やす。</p>
担当所属	産業振興課

(5) シティセールスの推進	
区内事業者等との連携	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	大田ブランドを推進するために、一般社団法人大田工業連合会、東京商工会議所大田支部、公益財団法人大田区産業振興協会の3団体で平成18年2月に「大田ブランド推進協議会」を設立。大田区は、当協議会に対し補助金を交付している。
課題	大田区のものづくりは、金属加工部品等が多く最終製品が少ないため、優秀性のアピールが難しい。
目標	ものづくりにおける大田区産業界の卓越した力を大田ブランドとしてアピールするとともに、「ものづくりのまち・大田区」としてシティセールスを行う。
目標達成に向けた取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大田ブランドでの展示会出展の際には、「下町ボブスレー」など分かりやすい製品を併せて展示することで大田区のものづくりの優秀性と魅力を発信する。 ・大田区のものづくりの優秀性をアピールするお土産などを開発し、国内外へ大田区の魅力を発信する。 ・大田ブランド創設の目的や活動内容を、区内中小企業に広報し、参加企業数を増加させる。
担当所属	産業振興課

(5) シティセールスの推進	
SNSを活用した情報交流人口の増加	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より商店街PR事業を開始し、商店街の情報発信強化につながる事業への支援をした。 ・川崎市との浴場連携事業で開発したスマートフォンアプリでは、SNSとの連携機能を持たせた。

課 題	現在、大田区商店街連合会のホームページからリンクしている商店街数は 22 件であるが、今後、個店及び商店街単位での SNS を活用した取組みを増やす必要がある。
目 標	各小売店や飲食店など個別店舗の情報発信に連動し、商店街での普及をサポートする。
目標達成に向けた取組内容	勉強会やセミナーを通じて商店街関係者に、情報発信強化としてフェイスブックやツイッター等の SNS ツールやデジタルサイネージが有効であることを理解していただき、その効果的な活用を促す。
担当所属	産業振興課

(5) シティセールスの推進

多言語対応による外国人への PR 促進		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	区内産業の特性を対外的にアピールし、区内産業発展の一助とすることを目的として、産業情報冊子『大田区工業ガイド』の英語版・中国版を作成し、海外からの視察団体に配布した。	
課 題	社会環境の変化を踏まえ、産業情報冊子『大田区工業ガイド』の更新が必要である。 区を訪れる外国人が増加することを踏まえ、飲食店などの多言語対応を強化する必要がある。	
目 標	オリンピック・パラリンピック開催時を目標に、区内の各商店街において、多くの外国人の来訪者に対して「商い」を通じておもてなしを提供できるようにする。	
目標達成に向けた取組内容	オリンピック・パラリンピックの開催までを時限とし、文化交流・多言語習得おもてなし事業として、商店街が実施する多言語習得のための経費を補助する。	
担当所属	産業振興課	

福祉部

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	ユニバーサルデザインパートナー（UDパートナー）による点検活動で施設等のユニバーサルデザイン化を推進し、ハード面の整備を行ってきた。
課題	「障がいを理由とした差別の解消の推進に関する法律」の施行も視野にいれた、情報提供のユニバーサルデザイン化の推進が課題である。
目標	情報提供のユニバーサルデザイン化を進め、区役所窓口にて、誰もが、必要な情報を得ることができるようにする。
目標達成に向けた取組内容	窓口サービスの改善を目的として、区民サービスガイドラインを策定する。 現状の課題の整理のためのアンケート調査、障がい者からの意見聴取等を実施し、ガイドラインの策定に向けて検討を進める。
担当所属	福祉管理課

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	聴覚障がい者に対する窓口支援として、週 1 回の手話通訳者の窓口配置及びコミュニケーションボード(筆談用ボード)の配備等の対応をしてきた。
課題	窓口での筆談対応では、理解が不十分な場合がある。 また、手話通訳者の配置日数も限られ、聴覚障がい者に対する情報保障について十分とはいえない状況である。
目標	手話通訳をいつでも利用できるようにし、窓口における相談・支援の際に円滑なコミュニケーションを確保する。

目標達成に向けた取組内容	<p>障がい者総合サポートセンターに手話通訳者を常駐させる。</p> <p>さらに、サポートセンターと障害福祉課及び各地域福祉課の窓口それぞれにタブレット端末を配備し、タブレットを通して遠隔手話通訳を実施する。</p> <p>これにより、窓口における円滑なコミュニケーションの確保を図ると同時に、正確でより迅速に情報提供し、サービスの拡充を図る。</p>
担当所属	障害福祉課、各地域福祉課、障がい者総合サポートセンター

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
高齡化社会の進展に応じた支援の充実	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	-
課題	<p>平成 26 年 10 月現在の高齡化率は 22.2%となり、今後も高齡者人口が増加する一方、生産年齢人口の減少が見込まれる。</p> <p>高齡者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、既存の介護サービスだけではなく、多様な社会資源の活用により、医療・介護・予防・住まい・生活支援等のサービスが一体的に提供される「地域包括ケア体制」を構築することが欠かせない。</p>
目標	<p>高齡者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、さわやかサポートが核となり、高齡者の生活を支える医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを適切かつ円滑に受け取ることができる「地域包括ケア体制」を構築する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>地域包括ケア体制の構築に向け、各サービスの連携の中核となるさわやかサポートの機能を強化するため、以下の取組みを重点項目として実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症施策の推進 ・生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ・高齡者の居住安定に係る施策との連携 ・地域ケア会議の開催 <p>介護予防・日常生活支援総合事業等新しい事業の実施に向けて検討を進める。</p> <p>健康医療政策課や建築調整課などとの部局横断的な連携により、地域包括ケア体制の構築をめざす。</p>
担当所属	高齡福祉課、介護保険課、各地域福祉課

健康政策部

(5) シティセールスの推進	
観光拠点PRによる区内回遊性の向上	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	-
課 題	近年多くの世代で外食する機会が増えており、栄養のバランスが偏る傾向にある。この状況が続くと、体調不良を起こし、ひいては重篤な疾病（生活習慣病など）につながる。
目 標	区民が「毎日の食事の中に野菜の摂取量の増加」を図れるよう様々な施策を展開し、生活習慣病予防に寄与する。 このような区民の健康増進に向けた取組みを通じて、誰もが健康に暮らせるまちを区内外にPRしていく。
目標達成に 向けた 取組内容	健康メニュー協力店登録への働きかけ 事業周知と登録依頼をするため、保健所の栄養士が区内の飲食店を個別に訪問し、野菜をたっぷり取り入れた健康メニュー提供の協力を依頼する。 健康メニュー協力店の広報 ・健康メニュー協力店に登録された店舗には、区が作成したステッカーを店頭に掲示してもらい、「健康メニュー協力店」であることをPRしてもらう。 ・また、登録された店舗を広く区民に周知していくため、健康メニュー協力店パンフレットを作成し広報していく。 健康メニュー協力店継続への働きかけ 健康メニュー協力店には定期的に保健所の栄養士が訪問し、健康メニュー提供の継続を図る。
担当所属	健康づくり課

こども家庭部

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援に関する事業を部内転入職員に周知し、窓口等での相談、案内能力を向上するべく研修会を開催。 ・ 児童館学童保育の申請事務についても研修会を開催。 ・ 平成 25 年 10 月より、保護者に寄り添った丁寧な保育サービスの案内の一層の向上を図るため、保育サービス課窓口に「保育サービスアドバイザー」を配置。 ・ 平成 26 年 9 月からは、地域の身近な施設での相談が受けられるよう児童館や特別出張所などへの出張相談を開始した。 ・ 4 月入園の申請期間に休日相談窓口（土日各 1 回）を開設。 ・ 4 月保育所入園の申請時期（10/1～12/10）に、3 階展示ホールに申請受付特設会場を設置。 ・ 認可保育所一次内定発表後、特設サポート窓口を開設（2/23～2/27）。
課題	<p>受付ブースが不足している。 受付ブース及び待合スペースが狭い。</p> <p>子育て支援課及び保育サービス課の窓口は子ども連れで手続きに来る区民が多いがスペースが十分ではない。ベビーカーを伴っての来所にも配慮しスペースの拡充が必要。</p> <p>期間限定の申請受付への迅速かつ適切な対応（入園申請）が求められる。</p>
目標	<p>来庁者を待たせない速やかなサービスを提供する。</p> <p>訪れた区民が気持ちよく手続きができる環境を整備する。</p> <p>乳幼児と保護者が落ち着いて待ち時間を過ごせるスペースを提供する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>受付ブース数の拡充を図る。</p> <p>ベビーカーを伴う場合や子ども連れでも安心して手続きが行えるよう、受付ブーススペースの拡充を図る。</p> <p>加えて、待合スペースの十分な確保に向け調整を進める。</p> <p>3 階展示ホールを、児童・保育の申請場所として活用できるようにすることで、既存施設を活用してのサービス向上を図る。</p>
担当所属	子育て支援課、保育サービス課

まちづくり推進部

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>建築計画概要書の閲覧及び写しの発行、 建築確認受付台帳等記載事項証明書発行に係る窓口業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度末までに建築計画概要書、建築確認受付台帳の電子情報化及び庁内統合型 GIS システムとのリンクが完成する予定。 ・平成 26 年度の電子情報化を前提として、27 年度はタッチパネルを用いた申請者自身による自己閲覧、発行システム構築のための費用を予算計上した。
課題	<p>窓口閲覧の需要が急激に増加しているが、業務関連の基礎資料の電子化が完成していないため、技術的かつ専門的知識を要した職員で対応せざるを得ない状況にあり、職員の負担が増加している。</p>
目標	<p>平成 27 年度の成果を前提として、業務のアウトソーシング化を目標とする。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>平成 27 年度はタッチパネルを用いた申請者自身による自己閲覧、発行システムを構築。試験的運用を行い、より合理的で使いやすいシステムとしてのカスタマイズを完成させる。 28 年度以降、前年度の効果検証を踏まえ、さらなる窓口サービスの向上につなげる。</p>
担当所属	建築審査課

都市基盤整備部

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
オープンデータの活用推進	
継続 ・ 新規	
これまでの 取組内容	道路台帳窓口 大田区道路行政の窓口として、道路管理に係る情報提供（道路台帳作成図面、道路境界に係る図面、測量基準点の説明発行含む）を窓口業務及び電話問合せ回答により行ってきた。
課 題	道路管理に係る区民等への情報提供を窓口のみで行い、1件にかかる対応時間も内容により多くなる傾向にあった。 また、区民等から区道か私道の1次判断材料として、路線名や道路現況平面図の区ホームページ（以下「HP」という。）掲載の要望が多くなってきた。
目 標	区道の路線名を付与し、平成27年2月告示及びHPにて公開をした。 今後は、道路現況平面図（整備率80%、残り20%は旧図面）や土地境界測量に使用する基準点を、順次HPにて公開していくことにより区民等に区道管理状況等の1次判断ができるように情報提供する。
目標達成に向けた 取組内容	現道路台帳未整備地区（20%）を計画的に予算要求し、新規整備エリアのHP掲載を進める。 この度付与した区道路線名に則った道路台帳調書の集計も順次進める。 土地境界測量に使用する基準点をHPに掲載する際、関係要綱を改訂する。
担当所属	都市基盤管理課

(2) 行政手続きの利便性向上	
窓口サービス向上のための取組み強化	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<p>地域交通対策：自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車駐車場運営を機械化し時間制課金を推進するとともに、収容ラックを二段式にするなどの工夫を実施。 ・ 防犯カメラの設置を増やし、利用の安全性を確保。 ・ 撤去自転車に関する総合コールセンターの設置を検討、引き取り者への適切な情報提供と迅速な対応を目指す。 <p>道路台帳窓口</p> <p>建築時の道路関係の調査を目的とした来庁者が多い場合、プライバシーの遵守が不十分となるため、カウンターにパーテーションを設置。</p> <p>境界窓口</p> <p>昼窓業務、申請受付チェックシートの導入。</p>
課 題	<p>地域交通対策：自転車</p> <p>機械化は一時利用では実施しているが、定期利用等に対する機械化が不十分。</p> <p>各駐車場の利用環境を考慮した計画的な設置が必要。</p> <p>現在の区の実施体制から、総合コールセンターを即時設置することは困難。</p> <p>道路台帳窓口</p> <p>来庁者の待ち時間。</p> <p>境界窓口</p> <p>現状は、境界申請受付時に不明点がある場合、再度来庁を求めるなど時間的な手戻りが生じている場合がある。</p>
目 標	<p>地域交通対策：自転車</p> <p>定期利用等においても、機械化を図る。</p> <p>設置が必要な自転車駐車場はすべて設置する。</p> <p>放置自転車所有者に対し、円滑な自転車返還を実現するため、一括対応が可能な総合コールセンター化を目指す。</p> <p>道路台帳窓口</p> <p>説明内容により時間の長短があるので、整理番号札を発行して来庁者が待ち時間を有効に使えるようにする。</p> <p>境界窓口</p> <p>申請者の手戻り回数の減少。</p>

<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>地域交通対策：自転車 委託契約のあり方を4つのまちなみ維持課と検討し、実現を可能とするよう予算化も含め庁内調整を重ねる。</p> <p>道路台帳窓口 整理番号札の発券機設置等、迅速な窓口体制を整備する。</p> <p>境界窓口 窓口の書類審査における手引き等の作成 窓口手引き等を作成し、未経験職員等でも迅速に窓口対応ができるようにする。 受付チェックシートの項目を見直し、手戻りの最小化に努める。 過去にあった申請受付時の不明点を抽出し、Q&A方式にまとめ、円滑な窓口対応につなげる。</p>
<p>担当所属</p>	<p>都市基盤管理課</p>

(2) 行政手続きの利便性向上

<p>ICTの活用による行政サービスへのアクセス向上</p>		<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<p>地域交通対策：自転車 ・自転車等駐車場の利用申込み手続きを区ホームページ（以下「HP」という。）にて広報。 ・放置禁止区域に関し、HPに掲載。 ・HPにて交通安全に関する啓発を実施。</p> <p>道路台帳窓口 境界確定図は個人の財産にかかわり、また現況平面図は測量の進捗が進まないためHPにアップできなかった。</p> <p>道路・河川・公園管理：公園 多摩川田園調布緑地を世田谷区と共同運営。</p>	
<p>課題</p>	<p>地域交通対策：自転車 区民にとって、分かりやすい記載内容になっていない。</p> <p>道路台帳窓口 窓口で多く発行される道路台帳現況平面図等のHPへのアップが不十分である。</p> <p>道路・河川・公園管理：公園（多摩川田園調布緑地） 世田谷区との共同運営であり、大田区公共施設利用システムによる予約利用ができないため、利用者にとって施設の利用状況などが分かりにくい状況となっている。</p>	

目 標	<p>地域交通対策：自転車 より分かりやすい掲載内容とするため、標記の仕方、レイアウト、図表導入等を、さらに検討して行く。</p> <p>道路台帳窓口 現況平面図は現在 80%完了しているので、未了箇所の測量計画状況を踏まえ順次 HP にアップする。</p> <p>道路・河川・公園管理：公園（多摩川田園調布緑地） HP 等を活用して施設の利用状況等を広く周知し、利用者の拡大や利用率向上に向け円滑な情報提供を行う。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>地域交通対策：自転車 部の自転車担当者等、関係者で PT を組み、「分かりやすさ」を追求するため、掲載内容を検討して行く。</p> <p>道路台帳窓口 測量は費用がかかるので計画的な予算計上を目指す。大田区道の路線番号図を HP にアップする予定のため、併せて現況平面図のアップに向け検討を進める。</p> <p>道路・河川・公園管理：公園（多摩川田園調布緑地） 定例で実施している協議会において、世田谷区とともにその手法や内容について検討を行う。</p>
担当所属	都市基盤管理課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
地域の担い手づくりの推進	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和の森公園の「緑の展示室」で、地域住民や NPO などの区民団体による公園施設等の利活用推進を図り、地域コミュニティ支援につながる地域の担い手づくりに取り組んだ。 ・ 公園・緑地等での自主的活動（ふれあいパーク）において、地域の担い手づくりの推進に向け、平成 24 年に参加要件の緩和などを含めた要綱の改正を行った。 ・ 道路等での自主的活動（おおた花街道）において、区が管理する駅前花壇や道路の植栽など、区内 7 地区に活動を拡大。

<p>課 題</p>	<p>区内の大規模公園緑地等にある未活用施設の有効利用を図るとともに、区民によるさらなる利活用を目指した支援策や制度づくりを通じ、地域コミュニティ支援につなげる必要がある。</p> <p>自主的活動は、平成 14 年度に 85 団体で始まり、21 年度の 127 団体から団体数が伸び悩んでいる（26 年 4 月 1 日現在 129 団体）。</p> <p>活動の広がりとともに、様々な活動場所により活動の内容が異なるため、活動内容を整理し制度化する必要が生じている。</p>
<p>目 標</p>	<p>公園緑地内の未活用の施設や空間を活かした地域コミュニティ支援制度の拡充などにより、地域の担い手が育っていくような魅力ある公園をつくる。</p> <p>公園・緑地等での自主的活動（ふれあいパーク）について、大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」に掲げる、『平成 42 年（2030 年）に 200 団体』という目標に向けて、着実に団体数を増加させる。</p> <p>活動に関する要綱等を策定する。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>一般公開されていない大森南圃場や長期間閉鎖されている洗足池公園旧管理事務所で、地域や区民団体等による利活用を推進し、施設の有効活用を図るとともに地域力による魅力ある公園づくりを進めていく。</p> <p>公園・緑地等での自主的活動（ふれあいパーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区設掲示板や区報などを活用して活動内容を積極的に広報する。 ・地元関連企業を訪問するなど活動への参加を呼び掛ける。 <p>活動に関する要綱等を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体の実施内容を整理する。 ・関連部局と調整を行う。 ・要綱等の策定を進める。
<p>担当所属</p>	<p>都市基盤管理課</p>

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
高齡化社会の進展に応じた支援の充実	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齡化社会の進展に伴い、公園の新設や改良などの機会を捉えて高齡者も含めた幅広い年齢層の区民の健康増進につながる「健康遊具」などを区内 4 か所に整備し、健康運動の普及を庁内連携のもと進めた。 ・ 交通不便地域に居住する高齡者を中心に、区内の円滑な移動を実現するようコミュニティバス運行の支援を実施。
課題	<p>高齡者に配慮した身近な場所への施設整備が必要である。公園内の健康遊具などの施設整備だけでなく、これら施設を活用した健康運動を普及させ、地域コミュニティを醸成していけるようなソフト施策も進めていく必要がある。</p> <p>コミュニティバスについて、道路幅員が狭く交通規制が厳しい現状で、実現困難なケースも多かった。</p>
目標	<p>高齡者が身近な地域の公園緑地などで、気軽に健康増進を図ることができるような環境を整える。</p> <p>コミュニティバスについて、今後は、車内に行政情報等の生活情報を多数提供することなど、ソフト面での利用環境を向上させる方向で、高齡者が乗車回数を増やすよう改善を図っていく。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>福祉部等との連携のもと、高齡者の日常生活圏に配慮し、健康遊具等による高齡者の健康増進や介護予防に資するきめ細かな施設整備を進める。</p> <p>コミュニティバスについては以下の取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業部会における、提供サービス内容の検討。 ・ 平成 25 年 11 月実施の「利用者アンケート」の結果等、過去の調査・検討結果の活用。 ・ 福祉担当部局や東急バス株式会社との連携強化を図り、実現に際しての具体案の共同検討を行う。
担当所属	都市基盤管理課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
壮年期や中年期世代の地域への取り組み	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	平和の森公園の「緑の展示室」で、地域住民や NPO などの区民団体による公園施設等の利活用を図り、壮年期や中年期世代の地域への取り組みにつながる区民活動支援に取り組んだ。
課題	区内の大規模公園緑地等にある未活用施設の有効利用を図るとともに、壮年期や中年期世代の地域への取り組みにつながる魅力ある施設づくりや支援策、制度づくりが必要である。
目標	公園緑地内の未活用の施設や空間を活かして、壮年期や中年期世代の地域への取り組みにつながる地域活動拠点を創り出す。
目標達成に向けた取組内容	一般公開されていない大森南圃場や長期間閉鎖されている洗足池公園旧管理事務所で、地域や区民団体等による利活用を推進し、施設の有効活用を図るとともに地域力による魅力ある公園づくりを進めていく。(再掲)
担当所属	都市基盤管理課

(4) 産学公の連携による地域活性化の推進	
産学公の連携促進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度より、東京工業大学の協力により、呑川の汚濁メカニズムの検証や高濃度酸素水による浄化施設の検討等を行った。 ・平成 23、24 年度の高濃度酸素水の浄化実験において、区内企業の技術力を活用して、実験機の製作、設置、改良等を行った。
課題	平成 27 年度以降に進めていく高濃度酸素水浄化施設の整備、維持管理において、どのように大学や区内企業と連携していくか検討する必要がある。
目標	高濃度酸素水浄化施設の整備、維持管理、効果検証などにおいて、大学や区内企業と連携していく。

<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>平成 27 年度の浄化施設の設計委託において、東京工業大学が提案した技術を反映させることを検討する。 酸素溶解装置や放流口などの付帯設備において、区内企業の技術力を活用する方法を検討する。 浄化施設稼働後の効果検証において、大学の協力を得ることや大学の教育の場として活用することを検討する。</p>
<p>担当所属</p>	<p>都市基盤管理課</p>

(4) 産学金公の連携による地域活性化の推進

<p>他自治体との連携促進</p>		<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呑川水質浄化対策研究会を拡充し、東京都（建設局、下水道局、環境局）や流域自治体（目黒区、世田谷区）と連携。呑川の総合的な水質浄化対策の方向性を取りまとめた。 ・ 多摩川流域の自治体と国が連携を図り、河川整備や利活用を促進するため、国が中心となって開催する多摩川流域協議会や多摩川流域懇談会などに本区も参加している。 ・ NPO 団体が主となって運営する多摩川まるごとまつりや多摩川を歩くイベントに大田区も協力し、他自治体との連携や地域交流に取り組んでいる。 ・ 多摩川の環境学習や地域交流を促進するため、うのき・羽田に二つの「水辺の楽校」を立ち上げた。環境保全課、社会教育課、都市基盤管理課の 3 課が連携し区民活動の運営を支援してきた。 	
<p>課題</p>	<p>呑川水質浄化対策研究会で定めた対策の方向性を踏まえて、個別具体的な対策の実現に向けて、調整、検討等を行っていく必要がある。 区が中心となって運営している会議が多いため、自治体間の情報交換の時間が十分とは言えない状況にある。 「水辺の楽校」の運営をサポートする体制強化や職務分担の明確化を進めていく必要がある。</p>	
<p>目標</p>	<p>東京都や流域自治体と連携して、呑川の水質浄化対策を推進する。今後も、こうした各種協議会や懇談会などを通じて他自治体との連携を強化していく。 うのき・羽田の二つの「水辺の楽校」の運営支援についても、引き続き地域力推進課、環境・地球温暖化対策課、都市基盤管理課の 3 課が連携して取り組んでいく。</p>	

<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>合流式下水道の改善については、東京都下水道局に事業の推進を求めていくとともに、区内における用地確保や地元調整などの協力を行っていく。</p> <p>上流域の合流改善に向けて、目黒区や世田谷区に協力を求めていく。</p> <p>浄化施設や河床整正などの河川対策については、東京都建設局と調整しながら対策を進めるとともに、特別区事務処理特例交付金を活用して、財源確保を図る。</p> <p>流域協議会や懇談会などでは、他の自治体やNPO団体との情報交換の場を設けて、情報交換を活発に行い、これまで以上に他自治体との連携促進を図る。</p> <p>うのき・羽田の二つの「水辺の楽校」については、国に対して親水護岸の整備を働きかけるとともに、ポート置場の整備など、区民活動の基盤を支援し、水辺を活かしたイベントの開催などにより、区内外の交流促進や地域の活性化を図る。</p>
<p>担当所属</p>	<p>都市基盤管理課</p>

<p>(5) シティセールスの推進</p>	
<p>観光拠点PRによる区内回遊性の向上</p>	<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで大森ふるさとの浜辺公園から多摩川に至る「海辺の散策路整備」について、平成23年度から設計や工事を順次、実施してきた。 ・整備は、路面のバリアフリー化やベンチ、パーゴラなどの休憩施設、植栽などにより、快適性や景観への配慮、回遊性の向上に努めてきた。 ・整備区間については、大田区報に写真や地図を掲載するなど、広く区民にPRを図ってきた。 ・大田観光協会の観光まち歩きルートに取り入れてもらうなど、情報発信を行っている。 ・蒲田駅周辺地区の賑わい拠点として平成25年8月より整備が進められてきたさかさ川通りは、平成26年3月に工事が終了した。地元の蒲田東口商店街商業協同組合等では、蒲田駅周辺地区グランドデザインに位置付けられている「商業・賑わい・交流の創出」に向けた取組みの一環として、道路占用の特例によるオープンカフェなどの社会実験を平成26年6月と10月に2回実施し、多くの人出で賑わった。

<p>課 題</p>	<p>区報などにより、散策路の PR を行ってきたが、未だ十分な周知が図られているとはいえない。</p> <p>東京都が所管する 4 か所の水門により散策ルートが分断されているため、早急に分断箇所を解消し、散策路の連続性を確保していく必要がある。</p> <p>区が進める国家戦略特区を活用した、エリアマネジメントの民間開放（道路空間の利用による都市の魅力向上）を実施するために、事業実施主体である蒲田駅東口商業協同組合等に対する、支援や連携の仕組みづくりが求められる。</p>
<p>目 標</p>	<p>大森ふるさとの浜辺公園を含む海辺の散策ルートの観光的な PR 活動をさらに充実させる。</p> <p>4 か所の水門による散策ルートの分断箇所を早期に解消するため、東京都港湾局と連携し、地元調整や工事を実施する。</p> <p>平成 27 年度に、国家戦略特区を活用したエリアマネジメントの民間開放に向けた手法の検討を行い、28 年度の本格実施を目指す。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>大森ふるさとの浜辺公園を含む海辺の散策ルートについて、観光課や観光協会と連携し、リーフレットの配布や街歩きイベントの開催など、これまで以上に観光的な PR 活動を行う。</p> <p>大田区報などで空港臨海部のまちづくりの施策の一つとして散策路を広く区民へ周知していく。</p> <p>4 か所の水門による散策ルートの分断箇所を早期に解消するため、東京都港湾局と連携し、地元調整や工事を実施する。</p> <p>4 か所の水門のうち、南前堀、貴船堀、旧呑川の 3 か所については、水門廃止と海辺の散策路整備に関する基本協定を東京都と締結済みで、今後も設計や工事を都区共同で進める。残す北前堀の基本協定を締結し、4 か所すべての水門による散策ルートの分断解消に向けた設計や工事を実施する。</p> <p>平成 27 年度も引き続き予定されている蒲田駅東口商業協同組合等が実施する社会実験を支援する。</p> <p>国家戦略特区を活用したエリアマネジメントの民間開放の本格実施に向け、庁内関係部局による検討会を開催する。</p>
<p>担当所属</p>	<p>都市基盤管理課</p>

(5) シティセールスの推進	
オリンピック・パラリンピックを意識した スポーツ施設の効果的活用	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	平成 26 年度にエレベーターの設置を含む、大田スタジアムのユニバーサルデザイン化を検討する基本設計委託を実施。
課 題	平成 7 年の開設以来、約 20 年が経過し大規模な修繕等も行われていないため、施設の老朽化や現在のユニバーサルデザインの規格と適合しない部分も生じている。
目 標	施設の適切な維持更新とオリンピック・パラリンピックでの競技会場や練習会場、イベント開催などの施設活用を見据えた施設全体の改修計画を策定する。
目標達成に 向 け た 取組内容	平成 27 年度 大田スタジアム施設改修基本構想・設計委託 28 年度 大田スタジアム施設改修基本構想・設計委託 大田スタジアム施設改修実施設計委託 29 年度 大田スタジアム施設改修実施設計委託 大田スタジアム施設改修工事 30 年度 大田スタジアム施設改修工事 31 年度 オリンピック・パラリンピックに向けた テストイベント開催 32 年度 オリンピック・パラリンピック開催
担 当 所 属	都市基盤管理課

環境清掃部

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
区民参画の機会の充実	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然観察会等野外活動で、内容等の説明や解説までを区民活動団体等の協力を得て実施。 ・ エコフェスタワンダーランドでは区民、事業者、区が協働して実行委員会を組織。また、環境フォーラムは、NPOが主体となり開催。
課題	活動する区民を拡大する必要がある。
目標	区民活動団体等が主体となって企画から運営に至るまで事業の自主的な活動ができるよう、事業の委託化等の拡充や自主活動の支援の充実を図る。
目標達成に向けた取組内容	<p>区民活動団体等の活動支援とともに、環境マイスター（環境マインドを持つ人材）養成講座修了生等の参加協力を得ながら、事業内容の充実を進める。</p> <p>活動の支援等として、環境マイスターを養成する。</p> <p>区民等のネットワークの活用により、区民参画の拡大を図る。</p> <p>事業の委託化等による区民活動団体等の自主活動の充実を図る。</p>
担当所属	環境・地球温暖化対策課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
地域の担い手づくりの推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18色の緑づくり事業において、資器材等の提供、育成講習会、巡回調査・出張指導、ガーデニング教室等により、地域で自主的に行えるように支援している。 ・ 区民活動団体等の自主的な活動に対し、大田区名義使用等により支援している。
課題	<p>18色の緑づくり事業において、支援のあり方を、資器材等の提供から、花の育成方法等の技術指導を行う講習会に移行することにより、一層自主的な地域活動が行われるよう転換を進める必要がある。</p> <p>環境マイスター（環境マインドを持つ人材）養成講座修了生の活動支援を行うことにより、地域の担い手の確保につなげる必要がある。</p>
目標	<p>地域が自主的に活動できる支援体制を整え、「ふれあいパーク活動」や「おおた花街道」など他部局事業との連携を図り、地域活動の充実を目指す。</p> <p>中長期的な環境保全の取組みの原動力となる人づくりを積極的に進めていく。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>オリンピック・パラリンピックに向け、地域の個性や特長を活かして緑や花で彩る活動を行う地域の担い手を以下のとおり支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花を育成するノウハウ等の講習会を開催する。 ・ 地域の活動の様子を積極的にPRする。 ・ 18色の緑づくりを区施設などにも広げていく。 <p>環境マイスター養成講座修了生の活動支援として、区民協働調査、自然観察会、多摩川河川敷清掃活動、エコフェスタワンダーランドなどの場を提供していく。</p>
担当所属	環境・地球温暖化対策課

(3) 社会構造の変化に応じた地域コミュニティ支援	
高齢化社会の進展に応じた支援の充実	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者世帯等に対する粗大ごみの運び出し収集 65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯に該当する世帯で、身近な人の協力が困難なため自ら屋内から運び出すことができない場合、運び出し収集の対象とする。 ・ 家庭廃棄物の戸別収集 要介護2以上に認定されている者、又は、身体障害者障害程度1級及び2級に認定されている者（この場合は内部障害・聴覚障害を除く）のみで構成される世帯で、自ら集積所までごみを持ち出すことが困難であり、また他の者の協力を得ることができない世帯を対象とする。
課 題	高齢社会の到来に伴い、清掃事業においても高齢者単独世帯・障がい者世帯が地域で安心して暮らすための支援が求められている。
目 標	区民ニーズの多様化に的確に対応していくため、今後の区の清掃事業のあり方について再構築していく。
目標達成に向けた 取組内容	収集作業のみならず、区民サービスの向上という視点からも、今後の清掃事業のあり方を検討していく。
担当所属	環境清掃管理課

(5) シティセールスの推進	
多言語対応による外国人へのPR促進	
継続 ・ 新規	
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内企業の環境に配慮した製品、技術等を取りまとめた「大田区環境製品技術カタログ」の英語版を平成 26 年 12 月に発行。 ・ 区民をはじめ、区内外の事業者に向けて広く紹介している。
課 題	<p>アジアをはじめとする世界各地との連携や区内中小企業の海外取引機会の拡大が望まれる中、区ホームページ掲載も日本語版だけでなく、英語版を掲載して閲覧機会を増やすことが求められる。</p>
目 標	<p>区内企業の環境製品、技術のアピール、活用により環境基本計画の産業分野の取組みを以下のとおり推進する。</p> <p>事業活動に伴う環境負荷の低減などの環境経営の推進 環境産業の創出に向けた新製品・新技術の開発 等</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>掲載企業を増やすなど内容を更新し、常に最新の情報を提供することで、環境対策の視点からの産業施策の充実を図る。</p>
担当所属	環境・地球温暖化対策課

(5) シティセールスの推進	
多言語対応による外国人へのPR促進	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>外国語版パンフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人区民に対し、区が収集する家庭ごみの分け方・出し方を周知するため、パンフレット（英、中、韓、タガログ語）を作成。清掃事務所、戸籍住民課等で配布。 ・区ホームページ（以下「HP」という。）をリニューアルし、外国語版パンフレットを閲覧しやすいように掲載。 ・外国人経営者や従業員が、事業系ごみを区のごみ収集にて排出する際の留意点等を記載したパンフレット（英、中、韓）を作成。
課題	<p>外国人区民に対し、区が収集する家庭ごみの分け方・出し方をより一層周知することが求められる。</p> <p>外国人経営者や従業員に対する事業系ごみを区のごみ収集にて排出する際の留意点等のさらなる周知を図る必要がある。</p>
目標	<p>事業系ごみ用外国語版パンフレットのHP掲載などを通じ、すべての区民が住みよい環境を整備する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>清掃事務所では、外国人経営者や従業員に対するごみの不適正排出に対する排出指導に、事業系ごみ用外国語版パンフレットを活用しているが、同パンフレットをHPに掲載することにより、正しいごみの分け方・出し方、事業系有料ごみ処理券の貼付などのさらなる周知を図る。</p>
担当所属	環境清掃管理課

教育委員会事務局
教育総務部

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
区民参画の機会の充実	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の改築を進めるにあたり、当該校の特色や地域特性を活かしてより良い学校づくりを行うため、地域住民や保護者等が参画する「改築協議会」を組織している。 ・ 改築協議会において、計画・設計の各段階の進捗状況を報告するとともに、意見を反映させるなど取組みを進めてきた。
課 題	学校の改築は、必ずしも地域住民等から歓迎されることばかりではなく、運用上の工夫やコスト、メリットなど丁寧な説明の上に理解を得るプロセスが必要である。
目 標	教育環境の充実はもとより、地域防災活動の拠点としての機能維持や他の公共施設との複合化など、地域に根差した“ランドマーク”として受け入れられる施設づくりを進める。
目標達成に 向 け た 取組内容	<p>大田区公共施設整備計画（後期）により、平成 27 年度から年間 2 校の学校改築に取り組むこととしており、良好な学習環境を確保した上で上記目標に掲げた機能の充実を図る必要がある。</p> <p>改築校ごとに区民が参画する「改築協議会」を立ち上げて、積極的に情報発信に努め理解を得るとともに地域ニーズを活かすこととする。</p>
担 当 所 属	教育総務課

(2) 行政手続きの利便性向上	
ICTの活用による行政サービスへのアクセス向上	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>小中学校への就学にあたっては、住所によって学校を指定する指定校制度を採用している。</p> <p>しかし、一定の理由がある場合、指定校変更申請を認めており、小中学校合わせて1,600件を超える申請がある。</p>
課題	<p>指定校変更申請は、おもに毎年1月10日頃の土・日曜日を含む3日間を受付日として設けているが、申請者が集中する時は2時間を超える待ち時間となり、その短縮が求められる。</p>
目標	<p>申請者の負担を軽減し、区民サービスを向上させるために、電子申請による指定校変更申請の可能性を検討する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>実施にあたって、システム改修の可否、費用対効果などについて検討する。</p>
担当所属	学務課

行政委員会等

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
区民参画の機会の充実	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ OTA フェスタ、子どもガーデンパーティ 4 ケ所、成人のつどい、池上祭において、啓発活動を行った。 ・ 各啓発活動においては、クイズや景品等の導入ツールを用いて投票への参加を呼びかけた。 ・ 年度ごとに選挙体験教室 4 回を行った。 ・ 選挙体験教室では、小学校 6 年生に対し、投開票体験を通して選挙への関心を持ってもらった。 ・ 大田区明るい選挙推進委員の自主的な活動を支援し、地域との連携・協働の基盤づくりとした。 ・ 年度ごとに大田区明るい選挙推進大会 1 回、協議会 2 回、研修会 1 回、広報誌 1 回を実施し、東京都明るい選挙推進大会へ 1 回参加した。 ・ 障害福祉課による選挙学習会に協力、参加した。
課題	<p>区民への一方向の広報活動が主となるため、効果をはかることが難しい。</p> <p>国民投票法改正により、投票年齢の引き下げが現実化していることから、若年層への対応がより迫られている。</p> <p>障がい者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮がこれまで以上に求められている。</p>
目標	<p>民主政治の基盤となる公明かつ適正な選挙のため、区民の政治への関心を高め、投票率の向上を目指す。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>各啓発活動においては、活動場所の拡大とともに、自主的に実施する主体の育成と支援を行う。</p> <p>選挙体験教室では、実施校を拡大するとともに、学校における主権者教育の充実につなげていく。</p> <p>選挙資材の貸し出しなどを通して、各団体・学校等との連携を深める。</p> <p>研修や実践を通じ、大田区明るい選挙推進委員の自主性・主体性を尊重した組織づくりと活動を行う。</p> <p>障がい者団体等とも連携し、投票参加環境の改善を図る。</p>
担当所属	選挙管理委員会事務局

2 持続可能な行政経営の推進

依然不透明な経済状況に加え、少子高齢社会の急速な進展に伴う生産年齢人口の減少は今後の区政運営に大きな影響を及ぼします。

行政活動の効率化や計画的な財政運営、経営的視点からの区有財産の効果的活用など、7つの改革事項とその具体的な取組みを掲げ、将来に向かって、行政サービスの維持・向上を図っていきます。

改革事項	具体的取組み	頁	
(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	行政評価の改善		
	計画財政部	114	
	補助金等の見直し・適切な執行管理		
	計画財政部	115	
	区民部	141	
	産業経済部	152	
	環境清掃部	182	
	教育委員会事務局教育総務部	191	
	行政の外部化の検証及び改善		
	計画財政部	116	
	区民部	141	
	都市基盤整備部	169	
	環境清掃部	183	
	(2) 健全な財政運営の推進	予算編成手法等の見直し	
		計画財政部	117
		中長期財政計画の作成	
計画財政部		118	
新地方公会計制度の研究及び導入			
計画財政部		119	
債権管理の適正化			
計画財政部		120	
区民部		144	
産業経済部		153	
福祉部		157	
まちづくり推進部		167	
受益者負担の適正化			
計画財政部		120	
区民部		145	
産業経済部		153	
都市基盤整備部		172	
環境清掃部		184	
新たな財源確保策等の検討及び推進			
計画財政部		121	
区民部	146		
都市基盤整備部	173		
会計管理室	189		

改革事項	具体的取組み	頁
(3) 柔軟で機動的な組織体制の整備	組織の強化・再編	
	計画財政部	122
	職員定数の適正化	
	計画財政部	123
(4) 公共施設等の見直し	区有財産の有効活用	
	計画財政部	124
	総務部	131
	地域力推進部	136
	産業経済部	154
	福祉部	158
	都市基盤整備部	173
	教育委員会事務局教育総務部	191
	公共工事等のコスト縮減と質の確保	
	計画財政部	126
	総務部	131
	都市基盤整備部	174
	教育委員会事務局教育総務部	192
	既存施設の有効活用とファシリティマネジメントの実施	
	計画財政部	127
	都市基盤整備部	175
	大量更新期に向けた計画的な対応	
	計画財政部	128
	都市基盤整備部	176
	施設の必要性・あり方の見直し	
	計画財政部	129
	地域力推進部	137
	産業経済部	155
	こども家庭部	164
都市基盤整備部	178	
教育委員会事務局教育総務部	193	
(5) 環境への配慮	環境マネジメントの推進	
	総務部	132
	環境清掃部	186
	再生可能エネルギーの活用推進	
	環境清掃部	187

改革事項	具体的取組み	頁
(6) 危機管理機能の強化	危機管理業務計画の推進	
	地域力推進部	138
	区民部	148
	健康政策部	161
	都市基盤整備部	179
	I S O 3 1 0 0 0 の 研 究 と 活 用	
	地域力推進部	139
	コンプライアンスの推進	
	総務部	133
	区民部	150
(7) 地方分権への取組み	都区のあり方検討	
	区長政策室	110
	こども家庭部	165
	シンクタンク機能の充実と施策への反映	
	区長政策室	111
	総務部	134

區長政策室

(7) 地方分権への取組み	
都区のあり方検討	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「都区のあり方検討委員会」は、東京都と62区市町村による「東京の自治のあり方研究会」設置に伴い都区間の実質的協議が中断している。 ・ただし、児童相談行政の検討については、都区のあり方検討とは切り離して都区間の協議が進められており、区における児童相談所のあり方について意見交換が実施されている。 ・「東京の自治のあり方研究会」では、今後、地域ごとの課題を踏まえた東京の自治のあり方について最終取りまとめが行われる。
課題	<p>「東京の自治のあり方研究会」の終結により、都区のあり方検討の再開が予想されるが、かつては「事務移管」及び「区域再編」に関する都区間の意見の隔たりが大きく、また、議論が中断されていた間の情勢変化もあり、議論の行方が不透明な状況にある中での対応が必要となる。</p> <p>児童相談行政の検討についても、児童相談所が移管された場合における区のノウハウ、人材確保・育成、自治体間連携等について、東京都から懸念が示されており、特別区側から対案を示す必要がある。</p>
目標	<p>特別区が将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくために、大都市地域の基礎自治体としてふさわしい事務権限を備え、確固たる税財政基盤を確立する。</p> <p>児童相談所について、平成25年11月に特別区が取りまとめた「特別区児童相談所移管モデル」を基本とした区への移管を実現する。</p> <p>東京の自治のあり方研究会の最終取りまとめも参考とし、人口動向を踏まえた地域ごとの将来像を見据えた地方行財政等の方向性を提示する。</p>

<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>分権時代にふさわしい都区のあり方の実現に向け、大田区の特性を踏まえたうえで、特別区長会における協力、情報共有を図りながら、東京都との協議に臨む。</p> <p>特に、児童相談所の移管に関する福祉主管部長会での取りまとめを踏まえ、移管に向けた議論の充実を図るため、所管部局と連携を図る。</p> <p>その他、区への事務移管につながる地方分権改革について調査研究を行い、区として積極的に国へ提案を行う。</p> <p>全国市長会や特別区長会が行う国または東京都に対する予算及び施策の要望に際し、地方分権改革に関する内容が盛り込まれるよう区の考え方を積極的に提示していく。</p>
<p>担当所属</p>	<p>政策課</p>

<p>(7) 地方分権への取組み</p>	
<p>シンクタンク機能の充実と施策への反映</p>	<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における大学等研究機関との連携を図るため、平成 24 年 5 月に東京工業大学との基本協定を更新したほか、同年 10 月に片柳学園、25 年 4 月に東邦大学と「連携・協力に関する基本協定書」を締結した。 ・ 東邦大学との医工連携や、研修など人材育成における連携・協力の可能性についての意見交換を実施した。 ・ 施策の基礎となる区の将来人口について、平成 26 年 1 月に推計を行い、未来プラン 10 年（後期）の策定資料とした。
<p>課題</p>	<p>区が、民間活力を引き出し、産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成を目指す「国家戦略特区」となり、施策立案に際し、区内外の企業、学校、医療機関、金融機関等との連携が求められている。</p> <p>全国的な人口減少、東京圏への人口流入、少子化や高齢化の進展等を背景に、中長期的な人口見通しに基く施策展開の必要性が増している。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生法」に関連し、人口の将来展望を提示する「地方人口ビジョン」の策定が求められている。</p>

<p>目 標</p>	<p>産学金公の良好なネットワークのもと、地域課題に関する調査を進め、「国家戦略特区」や「まち・ひと・しごと創生法」による要請を踏まえつつ、時代に即応した行政サービスを提供するための政策研究及び立案機能を高めるなど、経営における意思決定をサポートする仕組みの充実、強化を図る。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>中長期的に精緻な大田区人口推計を実施し、人口の変化が、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政（財政、施設整備等）に与える影響についての分析と考察を行う。</p> <p>各行政分野における学識経験者などとの意見交換、「東京商工会議所大田支部役員」、「区内女性経営者」との懇親会などを通じて、区政に対するニーズを把握し、政策形成に反映させていく。</p> <p>政府が推進する政策の動向を把握し、区政の現状と比較対比しながら、各部局主体の政策形成を支援する仕組みの構築を進める。</p> <p>産学金公の連携及び自治体間連携により、「国家戦略特区」における区の施策を実現するための規制の特例措置等に関する調査研究を進め、国に対し規制緩和策等を提案していく。</p> <p>（再掲）</p>
<p>担当所属</p>	<p>政策課</p>

計画財政部

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
行政評価の改善	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区における事務事業の検証・評価に関する基本方針」(平成22年5月)により、平成22～24年度に外部評価を取り入れた事務事業評価を実施し、事務の改善に取り組んだ。 ・この評価・検証方法を見直し、平成26年7月に「大田区行政評価に関する基本方針」策定した。 ・26年度は試行として新方針に基づき、全事業を対象として未来プラン(後期)に掲げた施策ごとの評価を実施し、めざす姿の実現に向けた成果の検証を行った。
課題	<p>限りある行政資源を有効に活用し、社会状況の変化や新たな行政課題に即応するためには、既存事業の抜本的な見直しを行い業務総量の削減につなげることが不可欠である。</p> <p>加えて、削減により捻出された行政資源を未来プラン(後期)の実現に振り向けられるよう、評価結果を予算や人員配置に反映する体制を確立しなければならない。</p> <p>新たな評価制度を確実に実施するためには、個々の事務事業ではなく施策ごとに評価する必要性、成果の捉え方、評価の予算等への連動など、新たな評価制度に対する職員の意識改革が不可欠である。</p>
目標	行政評価を各部のマネジメントツールと位置づけ、事業の再構築、限られた財源と人員の選択と集中を図る経営型の評価とし、未来プラン(後期)の実現に資する。
目標達成に向けた取組内容	<p>管理職員を含めた全職員が、「既存事業の継続により予算や人員を確保する」という考え方から、「業務量の総量を削減しなければ、未来プラン(後期)の着実な推進は困難であり、既存事業の縮小・廃止を積極的に進める必要がある」との考え方への意識改革の必要性を浸透させる取組みを実施する。</p> <p>試行時の問題点を検証、改善し、実効性のある行政評価体制を確立する。また、評価に終始せず、結果を予算編成や組織・定数などの資料として効果的に活用する仕組みを整備する。</p> <p>説明会の開催などを通じ、新たな行政評価の考え方を繰り返し周知する。加えて、人事課人材育成担当と協力し、職員一人ひとりが、その重要性を認識するための研修を行うなど、職員への意識付けを徹底する。</p>
担当所属	計画財政課

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
補助金等の見直し・適切な執行管理	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度の事務事業評価において、補助金事業を対象とした外部評価を実施した。 ・平成 25 年度、事務事業外部評価や包括外部監査の指摘などの課題を解決するため、庁内に補助金等検討委員会を設置。補助金等の不適正な取扱いの防止や是正方法等を定めた「大田区補助金等交付規則」を公布した。 ・平成 27 年 4 月 1 日規則施行に向け、26 年度は、全部局で交付規則に基づき補助金等交付要綱の改正を進めた。
課題	<p>現在、区には補助金等に関する統一した制度がないため、本来の目的に照らした効果検証や見直しが十分に行われないうまま長期的に継続する傾向がある。</p> <p>区は限られた財源の中、より効果的に補助行政を展開するために、交付基準、定期的な評価、見直しなど補助金等の統一的な制度を設ける必要がある。</p>
目標	<p>補助金に関する区の統一した制度に基づく適正な補助金運営を行う。</p> <p>また、補助金に関する定期的な評価と見直しを実施することにより、限られた財源の中、より適切かつ効果的な補助金の執行を行う。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>補助金交付要綱の制定及び改正時に計画財政部への協議を行うことにより、大田区補助金交付規則に沿った、交付手続き、予算の執行を徹底する。</p> <p>また、交付基準、定期的な見直し体制、評価制度等について、区の統一した制度を策定する。</p> <p>策定した制度に基づき、既存の補助金の評価を実施し、要綱の改正等、所要の見直しを行う。</p>
担当所属	計画財政課

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
行政の外部化の検証及び改善	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度を導入している公の施設について、設置目的や求められる成果に照らし、「区の施策を着実に進める上で最適であるか」という原点に返っての検証を実施し、今後の施設運営の方向性を整理した。 ・ 外郭団体について、その存在意義や求められる成果に照らし、これまでの取組みや成果への寄与状況を検証し、今後のあり方について方向性の整理を行った。
課 題	<p>一度外部化された事業や施設において、実施・運営手法等についての見直しが十分に行われていない。</p> <p>外郭団体には、社会情勢の変化や区の方針と整合性のある経営が常に求められる。</p>
目 標	<p>行政の外部化については、安易な前例踏襲に陥ることなく、既存の事業手法の検証結果を十分に踏まえ、未来プラン（後期）の実現に向け最適な手法を検討・導入する。</p> <p>確実に改革を推し進め、未来プラン（後期）の達成に資する外郭団体の運営を実現する。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>指定管理者制度及び業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度導入施設においては、指定の更新時期等を捉え、引き続き、運営手法の検証及び見直しを実施する。 ・ 加えて、業務委託についても、業務領域別等での外部化の基準を設け、現在の運営手法について検証する。 <p>外郭団体</p> <p>外部委員を加えた検討組織を立ち上げ、専門性、客観性を加味した評価を行うなど、団体ごとに必要な検証及び見直しを継続して実施する。</p>
担当所属	計画財政課

(2) 健全な財政運営の推進	
予算編成手法等の見直し	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度予算編成にあたり、「予算編成上の重点課題」を副区長依命通知にて指示し、優先的に取り組むこととした。 ・「大田区行政評価に関する基本方針」に基づき、これまでの成果と現状、課題を分析するなど行政評価（試行）を実施し、27 年度予算に反映させた。 ・政策意思を具現化する予算編成とするため、27 年度予算より、査定前に「各部予算編成方針」及び「重要事業」区長ヒアリングを実施した。 ・27 年度予算より、区民への説明責任を果たし、また区政参画を促すなど、予算編成の質の向上を図るため、予算要求概要と査定内容等を公表した。
課題	<p>予算編成において、施策・事業の検証が十分でなく、区民目線に立った施策・事業の見直し再構築が行われていないものが散見される。そのため「めざす姿」の達成を意識した予算要求となっていない。</p> <p>試行実施した行政評価と予算要求の連動が不十分である。</p> <p>施策・事業の「選択と集中」が十分とはいえない。</p>
目標	<p>未来プラン（後期）「5年後のめざす姿」の確実な達成。</p> <p>健全財政の堅持。</p> <p>予算編成過程の公表による区政の透明性の向上。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>26 年度に試行実施した行政評価を、27 年度に本格実施し、その結果を予算編成に反映させるような仕組みを整備する。</p> <p>26 年度に実施した予算区長査定前の「各部予算編成方針」及び「重要事業」区長ヒアリングの成果と課題を検証、改善し、区長の政策意思を具現化する仕組みを整備する。</p> <p>予算編成過程の公表について、方法・内容・時期等を検証し、より区民に分かりやすく、透明性の高い公表となるように検討する。</p>
担当所属	計画財政課

(2) 健全な財政運営の推進	
中長期財政計画の作成	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 3 月 未来プラン（前期）において平成 21 年度から 10 年間の財政計画を作成。 ・平成 22 年 6 月 リーマンショック後の社会経済状況の変化を受け、「大田区財政のターニングポイント」において平成 23～25 年度の財政見通しを作成。 ・平成 26 年 3 月 未来プラン（後期）において平成 26 年度から 30 年度の財政計画を作成。
課 題	短期的な収支均衡ではなく、中長期的に安定した行政サービスを提供できる持続可能な財政運営を行うために、今後の人口動態、社会保障関係施策の動向、公共施設・インフラの更新等を視野に入れた中長期的な財政計画が必要である。
目 標	平成 27 年度に策定予定の公共施設再配置方針、政策課で実施する将来人口推計を踏まえ、中長期財政計画を早期に作成し、持続可能な財政運営のあり方を示す。
目標達成に向けた取組内容	<p>中長期財政計画策定に向けた以下の整理を行い、中長期財政計画を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障関係経費等の人口推計との相関性の検証 ・公共施設再配置方針を踏まえた今後の施設更新経費・維持経費 ・特定目的基金、起債等の考え方 ・地方法人課税の偏在是正の動向等を踏まえた歳入推計の方法 ・受益者負担の適正化等 ・広告事業、売却可能資産の活用等による歳入確保策
担当所属	計画財政課

(2) 健全な財政運営の推進	
新地方公会計制度の研究及び導入	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年度決算から、総務省方式による財務書類作成。 ・平成 20 年度決算から、総務省方式改訂モデルにより財務書類 4 表を作成。「大田区の経営状況」、「OTA シティ・マネジメントレポート」として公表。 ・国では、平成 22 年 9 月「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を設置。以降研究会等を重ね、平成 27 年 1 月総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」により統一的な基準による財務書類の作成について要請。この動きを受け、庁内での情報共有、公表資料の研究、セミナー参加、他自治体の情報収集等を行ってきている。
課題	<p>これまで、複数の公会計モデルの存在により、他団体との比較を十分に行うことができなかった。</p> <p>効果的・効率的な行財政運営に活用されていない。</p> <p>今後のマネジメントツールとしての活用を前提に、公会計モデルの選定、手法等について検討を進める必要がある。</p>
目標	「統一的な基準」による財務書類を作成する。
目標達成に向けた取組内容	<p>検討体制を整備し、他自治体（他区）との比較可能性の確保や費用対効果の検証を行う。</p> <p>（想定される効果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設マネジメントへの活用、資産管理の適正化 ・事業別・施設別セグメント分析 <ul style="list-style-type: none"> 予算編成・行政評価との連動、受益者負担の適正化。 ・情報開示による透明性の向上 ・日常業務の中での効果 <ul style="list-style-type: none"> 売却可能資産の洗い出しや徴収不能引当金の算定など財務書類の作成過程におけるコスト意識の醸成。 <p>既存の公有財産台帳を固定資産台帳データとし、その他インフラ（道路、橋りょう）、ソフトウェア、物品等の洗い出しや整理を通じ、固定資産台帳の整備を行う。</p> <p>その他、導入支援や財務書類作成支援等の委託の必要性や財務書類の活用方法などの検討を行う。</p>
担当所属	計画財政課

(2) 健全な財政運営の推進	
債権管理の適正化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部局との連携のもと「大田区私債権等管理検討委員会」の立ち上げのための準備を開始した。 ・ 債権管理に関する指針の策定、債権管理マニュアルの作成にあたり、現状把握をするためのアンケート調査の準備を開始した。
課題	<p>債権管理の方針等が統一されておらず、かつ、庁内の連携も不十分である。</p> <p>債権管理に必要な知識や経験が蓄積されにくい状況にある。</p>
目標	債権管理に関する全庁的な取組み方針やマニュアルを策定し、債権管理の適正化を推進する。
目標達成に向けた取組内容	<p>統一的な債権管理の適正化を推進するための検討委員会を設置する。</p> <p>債権管理の適正化に向けた指針を作成する。</p> <p>債権管理の適正化に向けた管理マニュアルを作成する。</p>
担当所属	計画財政課、総務課

(2) 健全な財政運営の推進	
受益者負担の適正化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	-
課題	<p>区が、質の高い行政サービスを持続的に提供するためには、施設利用における適正な受益者負担を図る必要がある。</p> <p>部局単位での使用料・手数料の見直しにとどまっている。</p>

目 標	<p>公共施設の使用にあたり適正な受益者負担となるよう、施設使用料等の見直しを進める。</p> <p>全庁的な使用料・手数料等の見直しに向け、適正な受益者負担について、区としての考え方を整理する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>施設を多く利用する人と、利用頻度の少ない人との負担の公平性を確保する観点から、区が負担する施設サービスコストと施設利用者の負担を比較検討し、適正な受益者負担となるよう、施設使用料等の見直しを検討する。</p> <p>社会状況や他自治体の動向等を踏まえ、使用料・手数料等の見直しの方向性、基準等をまとめる。</p>
担当所属	計画財政課

(2) 健全な財政運営の推進

新たな財源確保策等の検討及び推進		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告事業の拡大について周知に努めた。 ・ 歳入確保に重点をおいた広告付案内板を本庁舎正面玄関に設置することを決定し、平成 27 年 3 月末までに実施する。 ・ ネーミングライツの導入等についても、経済状況の把握に加え、企業の広報手法の動向などに注視しながら、導入の可能性を引き続き検討する。 	
課 題	広告事業に積極的に取り組める環境づくりが十分でない。	
目 標	区が保有する広告資源を最大限活用できる環境整備を進める。併せて、新たな歳入確保の方策の検討も推進する。	
目標達成に向けた取組内容	<p>各部局が人的コストを含め少ない経費で効果的に広告事業に取り組める新たな仕組みづくりを検討する。</p> <p>歳入確保の必要性を職員一人ひとりが認識できる周知方法を検討する。</p>	
担当所属	計画財政課	

(3) 柔軟で機動的な組織体制の整備	
組織の強化・再編	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>地域力推進部、観光・国際都市部の新設、経営管理部から区長政策室、計画財政部、総務部への分割・再編など、大田区基本構想及び未来プラン（後期）の推進体制の確立に取り組んできた。</p>
課題	<p>区の組織は、区民にとってわかりやすく、安定したサービスを継続的に提供できることが担保されたものでなければならない。一方、オリンピック・パラリンピックの開催など区を取り巻く環境の変化や多様化する区民のニーズに対応し、施策の充実を図るには、持続可能な行政運営とこれを実現し得る柔軟な組織づくりが求められる。</p> <p>こうしたことから、安定性・継続性及び即応性を総合的に勘案した上で組織の再編を行う必要がある。</p>
目標	<p>未来プラン（後期）に掲げる各施策を力強く推進し、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するための簡素で効率的・効果的な組織整備を目指す。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>施策評価の結果を活用し、未来プラン（後期）に掲げる「めざす姿」の実現に向け、現在の組織編成が最適であるか定期的な検証を行う。</p> <p>あわせて、行政需要や社会経済情勢の変化を絶えず把握するとともに、先進自治体の取組み事例や執行体制の調査・研究を行い、組織整備への反映を検討する。</p>
担当所属	計画財政課

(3) 柔軟で機動的な組織体制の整備	
職員定数の適正化	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<p>最小の経費で最大の効果をあげることのできる効率性の高い組織運営を行うため、「大田区職員定数基本計画」を策定し、職員定数を計画的に管理している。</p>
課題	<p>超高齢化社会の到来や大規模災害への備え等、中長期的課題を見据えるとともに、オリンピック・パラリンピックの開催等、短期的な行政需要の変動要素も踏まえて所要の人員を一定期間ごとに適切に算定し、計画的に管理する必要がある。</p>
目標	<p>未来プラン（後期）に掲げる施策の推進はもとより、新たな行政需要や社会経済情勢の変化に対しても効率的かつ効果的に対応できる体制を構築するため、職員定数の適正化と計画的な管理の徹底を図る。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>毎年度の人員配置にあたっては、施策評価を踏まえ、「選択と集中」の観点から人員の適正配分を検討する。その際、法令の改正や社会状況の変化が区政の運営や執行体制に及ぼす影響を分析・検証し、その結果を適切に反映させる。</p> <p>なお、次期「大田区職員定数基本計画」は、今後の行政需要、外部化を含めた執行体制、フルタイム再任用職員の活用などの諸要因を十分に考慮し、適正な人員配置の指針となるものとする。</p>
担当所属	計画財政課

(4) 公共施設等の見直し	
区有財産の有効活用	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通財産となっている土地や建物について、児童施設や福祉施設として活用した。 ・ 利活用されていない土地（未利用地）については、庁内で定期的に利用調査を行い、行政需要の把握に努め、活用に向け検討を進めてきた。 ・ 平成 26 年度に大田区公共施設白書を策定し、区施設が抱える課題や利用実態の把握、分析を行った。
課題	<p>変化する区民ニーズに即した質の高い行政サービスを持続的に提供するには、区が保有する土地・建物等を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設効果の最大化と施設に係る経費の最小化を図ることが重要である。</p> <p>そのためには、区が保有する土地・建物等の有効活用を一層進めていく必要がある。</p>
目標	<p>将来的な人口構成の変化や区民ニーズの変化に対応するため、区が保有する土地・建物等の有効な利活用を推進する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>複数の施設の機能を集約し、複合施設化した場合、既存施設の土地・建物を新たな行政ニーズに振り向ける。また、土地・建物の売却や賃貸も視野に入れて検討する。</p> <p>未利用地となっている区有地について、新たな行政ニーズに対応するよう、引き続き定期的な調査を行い利活用につなげる。また、将来的に行政ニーズが見込まれない区有地は、売却や賃貸等の検討を含め、適正な財産管理を行う。</p> <p>こうした取組みを一層推進するため、専門的知見も踏まえた公共施設の再配置に関する方針を策定し、改築や再配置を進めることにより、公共施設の総量抑制や施設に係る経費の最小化を図る。</p>
担当所属	計画財政課

(4) 公共施設等の見直し	
区有財産の有効活用	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度に策定した「大田区情報システム整備基本方針」を新たに発生した課題や要望に対応するため「大田区情報システム全体最適化推進計画」に改訂し、10 の取組みを定め着手した。 ・情報システムの集約の取組みでは、マシン室や庁舎電源設備等の拡張・強化の限界、システム資源の将来にわたる安定稼働、個人情報等重要情報の保全及び災害時の業務継続対策として民間データセンターを活用し、新たに導入した区民情報系システム基盤に基幹系システムを集約の上、平成 27 年 1 月に稼働した。 ・なお、物理機器の統合とシステム運用経費を削減するため、区民情報系システム基盤に仮想化技術を採用した。
課題	<p>情報システムのさらなる効率化。 セキュリティレベルの維持・向上。 システム経費の削減。</p>
目標	<p>災害時の業務継続を担保する。 セキュリティの強化を図る。 コストの削減を推進する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>区民情報系システムの集約・仮想化技術採用による機器削減・データセンター活用（平成 26 年度～） マシン室等に設置する区民情報系の業務システムを、区民情報系システム基盤へ順次集約（移設）する。</p> <p>内部情報系システムの集約・仮想化技術採用による機器削減・データセンター活用（平成 27 年度～） システム統合基盤の機器更改に伴い、新たに仮想化技術を採用した内部情報系システム基盤をデータセンターに導入し、マシン室等に設置する内部情報系の業務システムを集約する。</p> <p>端末環境への仮想化技術導入（平成 28 年度～） 自席で利用する汎用端末機を仮想端末化し、システム資源（汎用端末機）の有効活用とセキュリティレベルを向上する。</p>
担当所属	情報システム課

(4) 公共施設等の見直し	
公共工事等のコスト縮減と質の確保	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	公共施設の建築、改築・改修工事等において、コスト縮減と品質確保の向上を図るため、内部職員によるVE（ ）を実施した。
課題	以下の要素からコストの縮減数値目標を立てることが難しい。 東日本大震災の復興工事に伴う、職人不足による人件費の高騰。 政府の経済対策による公共工事を含む建設工事の増加や資材価格の上昇。 オリンピック・パラリンピック開催決定による人件費や建設資材価格の先行き高騰感。
目標	限られた財源の中で、安定的に区民サービスを提供していくため、建物の設計から建築、維持管理、解体までに要する全ての費用であるライフサイクルコストの削減と機能・品質の向上を図る。
目標達成に向けた取組内容	建設費用や後年の維持管理費用が過大とならないよう、建築物設計の最適化を図るとともに、最適な区民サービスの提供ができるよう、設計VEを実施する。
担当所属	施設管理課

VE（バリュー・エンジニアリング）

サービスなどの価値を、それが果たすべき機能とそのためにかかるコストとの関係で把握し、システム化された手順によって価値の向上を図る手法。

(4) 公共施設等の見直し	
既存施設の有効活用とファシリティマネジメントの実施	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が進んでいる大田区民センター内の新蒲田福祉センターを、志茂田中学校改築に伴い、複合施設として移転改築する計画を策定した。 ・ 北蒲広場、大森西特別出張所を改修し、適応指導教室「つばさ」2教室を新たに設置した。(区内3～4か所目) ・ 「ふれあいはすめま」を改修し、こども発達センターわかばの家分室を新たに設置した。(本館、分館に続く区内3か所目) ・ 平成26年度に大田区公共施設白書を策定し、区施設が抱える課題や利用実態の把握、分析を行った。(再掲)
課題	<p>変化する区民ニーズに即した質の高い行政サービスを持続的に提供するには、区が保有する土地・建物等を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設効果の最大化と施設に係る経費の最小化を図ることが重要である。(再掲)</p> <p>そのためには、既存施設の有効活用を一層進めていく必要がある。(再掲)</p>
目標	<p>将来的な人口構成の変化や区民ニーズの変化に対応するため、区が保有する土地、建物等の有効な利活用を推進する。(再掲)</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>複数の施設の機能を集約し、複合施設化した場合、既存施設の土地・建物を新たな行政ニーズに振り向ける。また、土地・建物の売却や賃貸も視野に入れて検討する。(再掲)</p> <p>未利用地となっている区有地について、新たな行政ニーズに対応するよう、引き続き定期的な調査を行い利活用につなげる。また、将来的に行政ニーズが見込まれない区有地は、売却や賃貸等の検討を含め、適正な財産管理を行う。(再掲)</p> <p>こうした取組みを一層推進するため、専門的知見も踏まえた公共施設の再配置に関する方針を策定し、改築や再配置を進めることにより、公共施設の総量抑制や施設に係る経費の最小化を図る。(再掲)</p>
担当所属	計画財政課

(4) 公共施設等の見直し	
大量更新期に向けた計画的な対応	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改築予定の時期が重なった施設について精査し、部位別の改修や耐震補強を行うことで、改築時期の平準化に努めた。 ・ 平成 26 年度に大田区公共施設白書を策定し、区施設が抱える課題や利用実態の把握、分析を行った。(再掲)
課 題	<p>築 30 年以上経過している施設が全体の約 60%を占めており、老朽化が進んでいる。</p> <p>今後 10～20 年後を中心に老朽化した施設の更新時期が集中するため、施設の改築における更新・長寿命化について、計画的に取り組む必要がある。</p>
目 標	<p>安全・安心で良好な行政サービスの提供を持続可能にするため、改築時期の平準化と施設の長寿命化を推進する。</p>
目標達成に 向 け た 取 組 内 容	<p>施設の改築時期が集中しないよう、建物の耐用年数の終期が一斉に到来する前に、近い将来改築需要が見込まれる建物の先行的な改築、または比較的状态の良い建物について改修により長寿命化するなど、改築時期を平準化する。</p> <p>計画的に修繕を行う予防保全の考え方にに基づき、建物の長寿命化を図るため、大規模施設の修繕計画を策定し、長期的な修繕・更新を計画的に実施する。</p> <p>こうした取組みを一層推進するため、専門的知見も踏まえた公共施設の再配置に関する方針を策定し、改築や再配置を進めることにより、公共施設の総量抑制や施設に係る経費の最小化を図る。(再掲)</p>
担 当 所 属	計画財政課

(4) 公共施設等の見直し	
施設の必要性・あり方の見直し	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化を迎えた六郷特別出張所の改築に際し、高齢者支援や子育て支援などの地域課題を解決するため、出張所のほか、さわやかサポート（地域包括支援センター）及び子ども家庭支援センターを複合施設化し、「六郷地域力推進センター」として整備した。 ・羽田地区公共施設の最適配置・整備において、変化する区民ニーズにふさわしい公共施設のあり方を反映させた施設整備の方針を策定した。（羽田特別出張所・羽田保育園・羽田文化センター・羽田老人いこいの家など） ・平成 26 年度に大田区公共施設白書を策定し、区施設が抱える課題や利用実態の把握、分析を行った。（再掲）
課題	<p>今後も区が、質の高い行政サービスを持続的に提供するためには、施設の改築にあたり、既存の施設を単に建て替えるのではなく、変化する区民ニーズにふさわしい施設の必要性やあり方を検討し、整備を進めていく必要がある。</p>
目標	<p>将来的な人口構成の変化や区民ニーズの変化に対応するため、今後の施設整備において、施設の必要性やあり方の検討を積極的に推進する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>施設の改築において、現状の機能を維持する検討体制から、変化する区民ニーズを踏まえ、必要な機能を精査し、機能の多目的化・転用・縮小・廃止等を前提とした検討を行う体制に転換を図る。</p> <p>施設の改築にあたっては、施設に係るコストの負担者であり、かつ施設サービスを楽しむ区民自らが、将来の施設のあるべき姿を考える機会の拡大に努める。</p> <p>こうした取組みを一層推進するため、専門的知見も踏まえた公共施設の再配置に関する方針を策定し、計画的な改築や再配置を進める。</p>
担当所属	計画財政課

総務部

(4) 公共施設等の見直し	
区有財産の有効活用	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性向上に係る本庁舎のあり方及び改修工事案を検討する本庁舎耐震性向上検討委員委員会を設置。 ・プロポーザルにより支援業者を選定。 ・庁内検討委員会を実施。
課題	本庁舎振動解析の結果、建設当時の設計目標値を大きく越える変形が発生することが判明。
目標	災害時における業務継続と災害対策本部機能を果たすため耐震性を向上させる。
目標達成に向けた取組内容	<p>27年度：プロポーザルにより設計施工業者を決定。 基本設計・実施設計を検討・策定。</p> <p>28年度：工事契約、改修工事。</p>
担当所属	総務課

(4) 公共施設等の見直し	
公共工事等のコスト縮減と質の確保	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>総合評価落札方式（特別簡易型）の実施促進</p> <p>価格に加え、工事成績や地域貢献など価格以外の評価項目を総合的に評価する「特別簡易型」を試行実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度：11件実施 ・平成26年度：14件実施
課題	多くの案件が、通常の価格のみの競争入札と同じく、入札価格で落札者が決定しており、価格以外の要素（技術評価）を含めて総合的に評価するという総合評価落札方式の趣旨が十分に反映されていない。

目 標	総合評価落札方式（特別簡易型）の拡大を図り、価格と品質が総合的に優れた公共工事の施工を目指す。
目標達成に向けた取組内容	対象業種の拡大や、応札者側にとって積算がしやすく価格では差がつきにくい案件など、技術評価が生かされやすい工事を選定し総合評価落札方式のより適切な実施を進める。
担当所属	経理管財課

(5) 環境への配慮

環境マネジメントの推進		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>区施設における廃棄物の排出量削減</p> <p>施設ごと、期ごとの比較により、減量指導を行うとともに、排出量の大きな施設には現地調査による施設及び業者の指導を行った。また、排出量が適正に把握できるよう契約内容を見直した。</p>	
課 題	区施設全体の一般廃棄物排出量はここ数年390万kg台で推移し、目に見える成果（削減）には至っていない。	
目 標	「大田区役所エコオフィス推進プラン（第4次計画）」に基づき、引き続き廃棄物削減に向けた取組みを進める。	
目標達成に向けた取組内容	引き続き、施設ごと、期ごとの比較により、減量指導を行うとともに、適宜現地調査により施設及び業者への指導を強化する。	
担当所属	総務課	

(6) 危機管理機能の強化	
コンプライアンスの推進	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括外部監査 包括外部監査を導入し、区の事務事業が法令等に則って、適正に行われているか、区政のチェック機能を強化した。 ・ 公益通報者保護制度 法令遵守はもとより、法令違反行為を未然に防ぐため、区職員及び区の事務または事業等に携わる者が、区組織内部の法令違反を通報する際の手続きと処理方法を定めた。 ・ 情報管理体制の強化 平成 25 年度総務課に情報セキュリティ対策担当を新設し、マイナンバー制度の導入に向けた各部への支援をはじめ、個人情報等の保護・管理体制を強化した。
課 題	業務用個人メールアドレスの付与、タブレット端末の導入等、職場のネット環境の変化に伴い、情報セキュリティに対する職員の意識向上が求められている。
目 標	<p>包括外部監査、公益通報者保護制度 区民の信託に応え、公正・透明な区政運営を推進する。</p> <p>○情報管理体制の強化 より高度な情報セキュリティ対策と職員の意識向上により情報漏えい事故を未然に防止し、区民の安全・安心を確保する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>包括外部監査、公益通報者保護制度 引き続き制度を適正に運営するとともに、実施状況を区報・区ホームページで公表する。</p> <p>情報管理体制の強化 グループウェア掲示板による情報提供や啓発、定期的なセルフチェックによる評価を継続するとともに、研修により実践的な対応能力を高める。</p>
担当所属	総務課

(7) 地方分権への取組み	
シンクタンク機能の充実と施策への反映	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<p>地域における大学等研究機関との連携 平成 25 年 4 月に、東邦大学と「連携・協力に関する基本協定書」締結。</p>
課題	<p>大学等研究機関との具体的な連携が図られていない。</p>
目標	<p>連携・協力の具現化に向けた意見交換等の実施。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>引き続き、基本協定を締結した教育機関等と人材育成をはじめとした連携・協力が可能な事項を洗い出し、意見交換の実施について検討を進める。</p>
担当所属	人事課

地域力推進部

(4) 公共施設等の見直し	
区有財産の有効活用	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別出張所の会議室や地域集会所について、自治会・町会、青少年対策地区委員会（以下「青少対」という。） P A等の地域団体に対し積極的な貸出しを実施。 ・ 集会室の運営・管理を委託している委託事業者自らが、まちづくりや地域づくりをテーマにした自主事業を開催。
課題	まちづくり・地域づくり活動に貢献する利用を促進する観点から特別出張所会議室や地域集会所をさらに有効活用できる余地がある。
目標	集会室・会議室を有効活用し、地域活動・文化活動を活性化していく。
目標達成に向けた取組内容	<p>老朽化した施設でも利用者が快適に使用できる環境を整備する。</p> <p>会議室の利用を自治会・町会、青少対、P A等の地域団体等だけではなく、地域活動などに取り組む一般区民への貸し出しも検討する。</p> <p>特別出張所の集会室などを活用し、地域住民の書画や文化作品の展覧会を実施するなど、文化活動発表の場としても活用する。</p>
担当所属	各特別出張所

(4) 公共施設等の見直し	
施設の必要性・あり方の見直し	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・六郷特別出張所の改築に併せ、地域課題を総合的に解決するために、大田区初の複合施設として「六郷地域力推進センター」が平成26年2月に完成。 ・羽田特別出張所の改築に併せ、特別出張所、文化センターや老人いこいの家も併せ「羽田地区公共施設最適配置・整備方針」を策定し、建て替えを推進。 ・これから建て替えが必要となる田園調布特別出張所、千束特別出張所、蒲田西特別出張所のあり方を検討し、建て替え計画を推進。
課題	<p>公共施設の建て替え</p> <p>特別出張所は、地域力や防災上の拠点であり、施設の再配置の際には、地域の実情や施設の複合化の可能性を十分に考慮し、区民から親しまれる最適な配置を検討する必要がある。</p> <p>施設のあり方</p> <p>区民センターや文化センターは老朽化のほか、利用者の固定化、高齢化や文化センターの関係団体等の優先予約などの諸要因から、施設を有効活用するためには、施設のあり方を見直す必要がある。</p>
目標	<p>公共施設の建て替え</p> <p>特別出張所の建て替えは、変化する社会経済状況や区民ニーズに対応するため、単独ではなく地域のニーズに合わせた複合施設として建設する。</p> <p>施設のあり方</p> <p>区民センターや文化センターは、様々な課題を抱えており、区民のための地域施設としての役割をふまえ、利用者が安全・安心で快適に利用できる施設運用を行う。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>区民センター・文化センターの老朽化や利用状況をふまえ、施設のあり方や改築計画を検討する。</p> <p>これから建替える特別出張所は、地域特性をふまえた複合施設としての建設を検討する。</p> <p>誰もが利用し易い区民センター・文化センターにするため、見直しを進める。</p>
担当所属	地域力推進課、各特別出張所

(6) 危機管理機能の強化	
危機管理業務計画の推進	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<p>震災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域拠点の初動期情報連絡機能の強化を目的とし、避難所に配置される職員を対象とした情報連絡研修を実施。 ・ 全部署を対象にロールプレイング形式による本部運営訓練を行い、各部の課題抽出を実施。 <p>新型インフルエンザ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年 4 月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、既存の大田区新型インフルエンザ等対策行動計画を抜本的に改めるため、有識者会議を 2 回開催し、大田区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定。 ・ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」および「大田区行動計画」に基づき、平成 22 年策定の「大田区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を修正。
課 題	<p>震災対策</p> <p>災害対策（以下「災対」という。）業務の認識が部局によって偏りがある。</p> <p>災害対応において想定外やどの部局にも属さない事項について、積極的に取り組むことができない。</p> <p>災害時には関連部署との連携が必須だが、平時から災対業務を想定した関係部署の連携が不十分である。</p> <p>新型インフルエンザ対策</p> <p>以下の取組みが不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民への周知・啓発。 職員の対応能力の向上。 組織間の連携、対応。
目 標	<p>震災対策</p> <p>災対各部が災対業務に対する認識を高め、適切な指示・命令、対応、報告が行えること。</p> <p>災対各部が業務目的を達成するため、災対業務を限定的にとらえることなく、対応することができること。</p> <p>災対各部が災対業務で連携が必要となる関係部や協定先と調整・連携し、指示事項に対応できること。</p>

	<p>新型インフルエンザ対策</p> <p>感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命および健康を保護する。</p> <p>区民生活および経済活動に及ぼす影響を最小限にとどめる。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>震災対策</p> <p>本部運営訓練を受け、各部ごとに検証し、対応が不十分であった点を取り組むべき目標と定め、次年度以降の訓練方針へ活かすとともに、地域防災計画や各部の災害時業務計画に反映させる。</p> <p>新型インフルエンザ対策</p> <p>感染ルートや予防策、感染期における行動制限等、区報・区ホームページ、ツイッターをとおして広く区民に対して広報していく。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生に備えて、効果的な研修・教育・訓練を実施する。</p> <p>最新の感染症、医療技術、防護服等について、常に情報収集に努める。</p>
担当所属	防災課

(6) 危機管理機能の強化	
IS 031000 の研究と活用	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	業務継続計画（BCP）の策定、運営訓練、課題抽出と解決に向けた見直しを実施。
課題	各部局の庶務を担当する課長及び係長が危機管理に関することを所掌しており、部局横断的なリスクに対する連携した取組みを強化することが求められる。
目標	自然災害に限らず、組織運営上のリスクへの未然の対応や行政活動の継続性を担保する体制を構築する。
目標達成に向けた取組内容	リスクマネジメントを一元的に管理できる態勢を検討する。
担当所属	防災課

区民部

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
補助金等の見直し・適切な執行管理	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	大田区納税貯蓄組合連合会の補助金支出に際しては、事業計画、事業実施報告を精査して補助金支出を行っている。
課題	大田区納税貯蓄組合連合会の事業である、「口座振替による納税」の件数増加を図る必要がある。
目標	大森・雪谷・蒲田の各納税貯蓄組合連合会の会員を中心として、「口座振替による納税」の件数増を進めてもらう。
目標達成に向けた取組内容	大森・雪谷・蒲田の各納税貯蓄組合連合会との連携による取組みを進めることで、口座振替利用件数の増加を図る。
担当所属	納税課

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
行政の外部化の検証及び改善	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 1 月にホストコンピュータによる税務システムからクライアントサーバーの新税務システムに入れ替わり、システムの安定稼働にかかる比重が大きくなっている。導入した課税課の新システムは、パッケージ仕様（どこの自治体でも使用できるもの）であり、大田区の納税義務者約 37 万人の課税事務で従来から行ってきた進め方と違いがあるため、これにマッチした作業内容に合わせるのが難しい。このため情報システム課の経験があり、システムに精通した職員が独自のプログラムを開発し、事務の効率化に努めている。 ・当該職員（マイスター）のサポート体制としてシステム補助業務に係る補助要員を委託している。

課 題	職員が独自で開発したプログラムが約 300 本あり、そのプログラムの円滑な運用と適正な管理を継続する必要がある。そのため継承する職員の育成及び委託体制の検証を行うことが求められる。
目 標	税務システムが稼働から 4 年を経過したことを踏まえ、現状の税務システムの安定した運用と将来を見据えた的確な運用管理体制を検討する。
目標達成に向けた取組内容	現状の税務システムについて税法改正対応、マイナンバー制度対応などシステム改修が行われている。この状況の中、安定した稼働及び運用を図るため、スキルのある職員育成及び委託契約によるシステム補助要員の充実、拡充を踏まえて検討を進める。
担当所属	課税課

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開

行政の外部化の検証及び改善		継続 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	納付案内センターの業務委託における収納金額を確認し、効率的運用を検証している。	
課 題	電話による納付勧奨対象拡大のための滞納者連絡先電話番号の把握件数を増加させることが必要である。	
目 標	電話勧奨対象拡大のための滞納者連絡先電話番号について調査を進めていく。	
目標達成に向けた取組内容	課税資料や給与照会、預貯金調査・生命保険契約調査の回答から滞納者の連絡先電話番号の把握を進め、電話による勧奨件数を増やすことにより収納金額の増加につなげ、より効果的な業務委託を実現する。	
担当所属	納税課	

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
行政の外部化の検証及び改善	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月から国保年金課窓口等で業務委託を実施。 ・委託に伴いレイアウト変更により窓口スペースを拡大。 ・国保年金課窓口と納税課のある通路にフロアマネージャーを委託により設置。 ・26年6月、12月に窓口満足度アンケートを実施し、85%以上の区民満足度となった。（一部再掲）
課題	<p>順番待ちによるクレームはフロアマネージャーの案内により減少しているが、区民一人当たりの対応時間が依然として長く、対応時間の短縮が求められる。（再掲）</p> <p>資格、給付、収納業務を民間委託しているため、職員の窓口業務に関する経験・習熟度の維持が難しい。職員の窓口対応能力の承継及び維持・向上を図る必要がある。（再掲）</p> <p>業務委託について偽装請負の可能性を排除した適正な運用を図ること。</p>
目標	<p>平均窓口処理時間の短縮を目指す。（再掲）</p> <p>待ち時間に関する窓口満足度アンケートの満足度を90%以上にする。（再掲）</p> <p>平日夜間、土・日曜日の窓口対応を職員が積極的に行い、また、審査業務を行うことで維持・向上を図る。（再掲）</p> <p>職員と委託事業者との業務の切り分けを明確にした業務フロー・業務マニュアルを常に更新し、双方が熟知する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>職員による審査を正確かつ迅速に行うため、定例的に業務研修を行い、職員が同じレベルで審査できるようにする。（再掲）</p> <p>区民窓口満足度アンケートを継続的に実施し、アンケートを踏まえた話し合いを通じて問題点を改善する。（再掲）</p> <p>業務フロー・業務マニュアルを常に最新の状態にしておき、それを職員、委託事業者で共有して業務が行える状態にする。</p> <p>日常業務の問題点を話し合うための定例会を開催し、職員・委託業者双方の改善点や先行自治体における業務委託の優れた点を提案させ、取り入れていく。</p>
担当所属	国保年金課

(2) 健全な財政運営の推進	
債権管理の適正化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税課、国保年金課両課で滞納者の財産調査を実施。国民健康保険料の滞納者は税も滞納している場合が多く、個々に調査を実施し調整できずに同時に差押することもある。 ・ 国保年金課は、高額案件を優先して滞納整理を進めている。
課題	<p>滞納者情報を一元化し、効率的に調査結果を活用して早期に滞納処分を進める。調査結果を債権管理課が共有するためのシステム環境を整備する必要がある。</p> <p>国保年金課は、滞納整理体制が脆弱なため高額案件を優先した滞納整理を行っている状況である。本来は現年度のみでの低額滞納の時点で滞納整理が進められるべきであり、早期に滞納整理を進めるため体制を強化する必要がある。</p>
目標	<p>債権管理部局が情報を共有し、滞納整理体制を強化するために、財産調査を一元管理するシステムの構築を検討する。</p> <p>現年度分収納の執行体制を強化する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>納税課、国保年金課の公債権部署が共有で収納支援システムを閲覧可能にする。財産調査については、納付案内センターと同様に両課で財産調査の全面委託を進める検討を行う。</p> <p>課を超えた情報共有についてシステム共有の準備を行う。</p> <p>早期に現年度分のみでの滞納者の対策等に取り組めるように事務の流れを見直し、高額案件優先に対し、現年対策への滞納整理に力を注いでいくための体制を強化する。</p>
担当所属	納税課、国保年金課

(2) 健全な財政運営の推進	
債権管理の適正化	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替による納付の奨励を実施（全期前納方式拡充含む。） ・ 様々な納付方法の提供、新たな納付方法の拡充を実施。 ・ 納付案内センターによる納付勧奨を実施。 ・ 外国人被保険者の保険料未納の対応策を強化。 ・ 他保険加入調査及び居住確認調査による資格の適正化実施。 ・ 滞納世帯の財産調査を計画的に実施し滞納処分を行った。 ・ 徴収アドバイザーの派遣制度を活用して滞納整理職員の技能向上を図った。

<p>課 題</p>	<p>自治体国民健康保険制度の構造的な問題として、年齢構成が高く医療費水準が高い 所得水準が低い世帯が多い 保険料負担が重いと感じる世帯が多いなどがある。</p> <p>保険料徴収の困難さを大きく好転させるのは難しいが、負担の公平を確保するため、これまでの取組みを強化するとともに新たな取組みを探求しながら収納率の向上を図る。</p>
<p>目 標</p>	<p>以下の収納率をめざす。</p> <p>現年度分国民健康保険料の収納率 85%</p> <p>滞納繰越分国民健康保険料の収納率 20%</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>マルチペイメントネットワークシステム()を利用した口座振替登録を進めるため広報を強化し、原則口座振替制を推進する。また、口座振替全期前納払いを向上させる。</p> <p>納付案内センターによる平日、夜間、休日の納付勧奨は、接触率が高く効果的であるため継続して実施する。郵送物の返戻が続く居所不明世帯に対する居住確認調査の補助として納付案内センターを活用し、資格の適正化を図る。</p> <p>年度ごとに差押目標件数を定めて滞納整理強化月間を設け、差押処分の積極的推進と無財産者の執行停止を行う。</p> <p>システムを利用して個々の担当者が年次、月次計画を策定し、財産調査、差押の進捗を把握し結果を分析しながら滞納処分の進行管理を徹底する。</p> <p>外国人区民に対して言語による弊害を緩和させ説明力の向上を図り、納付交渉を強化する。</p> <p>社会保険加入調査を進め、国保喪失届勧奨により資格の適正化を図る。</p> <p>各種のアドバイザー派遣制度を利用し、通年で滞納整理体制強化について専門家の具体的なアドバイスを受け、職員の能力向上を図る。</p>
<p>担当所属</p>	<p>国保年金課</p>

マルチペイメントネットワークシステム
60 頁に用語解説あり。

<p>(2) 健全な財政運営の推進</p>	
<p>受益者負担の適正化</p>	<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<p>国民健康保険料は、大田区独自で設定するのではなく、特別区統一基準に基づき区条例で規定し設定している(介護分所得割額のみ区で設定)。</p>

課 題	国民健康保険の加入者は退職者、高齢者が多く、200万円以下の低所得者が加入者の約4分の3を占めている。収入に占める保険料負担の割合が他の健康保険に比べると大きいため、収納率が伸び悩んでいる。
目 標	保険料の算出根拠を納得してもらえよう、様々な方法で保険料について周知を行い、十分に説明責任を果たす。
目標達成に向けた取組内容	保険料の算出根拠を区報、区ホームページ、チラシ等様々な媒体を使ってわかりやすく説明する。 新規加入者には、コンパクトなパンフレット「おおたの国保」を使って、一人ひとりにわかりやすく説明する。 軽減措置や支払い猶予制度について、また、医療費の一部負担金の減免制度についても定期的に広報することで制度の周知徹底を図る。
担当所属	国保年金課

(2) 健全な財政運営の推進

新たな財源確保策等の検討及び推進		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	住民税の調定額の増額に向け、未申告者に対する申告の推進を実施。	
課 題	未申告者に対する申告勧奨のあり方について検討する必要がある。	
目 標	未申告者の更なる減少と調査の強化を図る。	
目標達成に向けた取組内容	未申告の調査内容についての検討を行う。 各税務署等関係機関と連携し情報収集の充実を図る。	
担当所属	課税課	

(2) 健全な財政運営の推進	
新たな財源確保策等の検討及び推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	収納機会の拡大を進めている。 (コンビニ収納、モバイルレジ、口座振替の勧奨強化)
課題	さらなる収納機会の拡大に向け、特別区民税・都民税の普通徴収におけるクレジット収納導入の検討を行う必要がある。
目標	特別区民税・都民税の普通徴収について、クレジット収納の導入に向けた検討を進める。
目標達成に向けた取組内容	クレジット収納導入済み区市町村の利用率等調査を行い、本区での導入に向けた検討を実施する。
担当所属	納税課

(2) 健全な財政運営の推進	
新たな財源確保策等の検討及び推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	国民健康保険料の納入通知書や特定健診の受診票の封筒への広告掲載の検討をしてきたが実現には至っていない。
課題	広告掲載の事務的ノウハウが蓄積されていない。 広告掲載の審議会等、手続き面での煩雑さがある。
目標	大量に発行する納付額通知書等に広告を掲載して、印刷物の経費負担を軽減する。 広告主を医療機関や商店街等に拡大する。
目標達成に向けた取組内容	発行する印刷物の業者に対し、広告掲載の可能性について打診する。 広告媒体の拡大について効果的な方法を検討する。 広告掲載のノウハウを習得する。
担当所属	国保年金課

(6) 危機管理機能の強化	
危機管理業務計画の推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区業務継続計画（震災及び新型インフルエンザ）や防災計画の策定・改訂への協力を行ってきた。また、防災計画における災対区民部の業務の一つである駅周辺滞留者対策について、実際に即した形式の訓練を実施した。 ・システムダウンによる業務への支障に備えた戸籍住民課危機管理マニュアル及び区民部暴力対応マニュアルを作成した。
課題	<p>各種危機管理計画、業務継続計画を PDCA サイクルにより継続的に見直す必要がある。</p> <p>日頃から計画に基づいて訓練を実施し、非常時に実際に対応できるようにしておく必要がある。</p>
目標	各種危機管理計画、業務継続計画を職員全員が理解し、非常時に実際に対応できるようにする。
目標達成に向けた取組内容	<p>各種危機管理計画、業務継続計画に関する研修等を実施し、職員の理解度の向上を図る。</p> <p>各計画に基づいた机上訓練や実地訓練を実施することで職員が非常時に実際に対応できるようにするとともに、PDCA サイクルによりその結果を常に計画に反映していく。</p>
担当所属	戸籍住民課

(6) 危機管理機能の強化	
危機管理業務計画の推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>税務システムが使用不能となった場合の対応について、「課税課危機管理マニュアル」を平成 18 年 9 月に作成し 23 年 8 月に改訂している。</p>
課題	現状に合ったマニュアルの検討及び整備が求められる。
目標	税務システムが使用不能となった場合の区民サービス低下等の防止を図る。
目標達成に向けた取組内容	業務継続計画をシュミレーションし、問題点の把握を行い「課税課危機管理マニュアル」に活かしていく。
担当所属	課税課

(6) 危機管理機能の強化	
危機管理業務計画の推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	システムダウンにより業務に支障が発生しないようサーバーの外部設置を行っている。
課題	サーバーの外部設置を行っているが、広域停電や長期停電には無停電装置の稼働時間制限により対応が困難である。
目標	サーバー・ダウンによるシステム利用できない場合に備えて、滞納整理事務および滞納者との納付交渉の進め方を検討する。
目標達成に向けた取組内容	システム利用が不可能な事態に至らぬよう、情報システム課との対応協議を進める。
担当所属	納税課

(6) 危機管理機能の強化	
危機管理業務計画の推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理業務計画で継続すべき事業と緊急時の業務を切り分けて計画を作成。 ・ 災対区民部の業務の一つである駅周辺滞留者対策について、実際に即した形式の訓練を行う。
課題	<p>緊急時の継続事業については確実に実現できる業務計画に見直す必要がある。</p> <p>駅周辺滞留者対策訓練で判明した課題を実践に沿うように見直すことが求められる。</p> <p>日頃から継続的に訓練を実施し、日常業務と同様に行動できるようにする。</p>

目 標	<p>危機管理業務計画で継続すべき事業を適切に行える体制を整える。</p> <p>駅周辺滞留者対策を実践できるようにする。</p> <p>地元関係者と協働できるようにする。</p> <p>緊急時に必要な継続事業の人数と駅周辺滞留者対策に必要な人数を迅速に割り振ることができるようにし、実践で問題なく行動できるようにする。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>危機管理業務計画で継続すべき事業を実際に訓練し、緊急時に必要な業務を正確に洗い出す。その結果を踏まえ、危機管理業務計画を修正する。</p> <p>駅周辺滞留者対策訓練で判明した見直すべき点も含めて、訓練実践マニュアルを作成する。</p> <p>日常業務に必要な人員と駅周辺滞留者対策訓練に必要な人数を正しく把握し、両方を同時に行うことができるよう状況の把握に努める。</p>
担当所属	国保年金課

(6) 危機管理機能の強化

コンプライアンスの推進		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等遵守に関しては、基本事項として徹底している。 ・ 区民に対し平等に対応するように心掛けている。 	
課 題	法令等の遵守については徹底しているが、様々な法令の改正等に十分追いつけていない現状もある。	
目 標	日々、法令等の遵守、公平・公正な意識を持ち業務に携わる。	
目標達成に向けた取組内容	<p>法令の遵守、公平・公正な対応ができるように研修を行う。</p> <p>各係でコンプライアンスについて自覚するために職員間での話合いの場を持つ。</p> <p>住民対応の事例を今後の職員の対応に活かすことができるような体制を整備する。</p>	
担当所属	国保年金課	

産業經濟部

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
補助金等の見直し・適切な執行管理	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区が支出する補助金等について継続的な見直しを行い、平成26年度から商店街活性化推進事業補助金について概算払いを通常払いへ変更した。 ・ 大田区商店街連合会への補助金について、実績報告の審査を適正に行い残額の返金を受けた。 ・ 設備投資助成事業については、助成後3年間、操業状況報告書の提出を義務づけ、中小企業診断士と同行し効果・検証を実施している。 ・ 立地助成事業についても、助成後3年間、操業状況報告書の提出を義務づけ、担当者が訪問し効果・検証を実施している。
課題	<p>補助金等投入後の進捗状況、効果・検証等が十分に行えていない。</p> <p>補助金を支出した団体の財務状況の把握が不十分である。</p>
目標	<p>大田区補助金等交付規則に基づいて、補助事業の検証を行う。補助金等について、事業終期の設定や目標達成度の検証など、引き続き見直しに取り組んでいく。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>新製品・新技術開発支援事業について 報告書の3年間の提出とともに、開発1年後には訪問調査を実施し、これらの効果・検証を基に補助事業の効果的なスキームについて検討する。</p> <p>大田区商店街連合会への補助金について 委託事業への移行など、補助事業全体を見直す。</p> <p>商業施策の補助金について 補助事業の効果、地域貢献度などを確認し、事業のスクラップアンドビルドを進める。</p> <p>公益財団法人大田区産業振興協会に対する補助金について 流用や目的外使用について妥当性を常に確認するなど、適正な執行を担保するとともに、来年度予算編成時においては、事業補助のあり方についても精査の徹底を図る。</p>
担当所属	産業振興課

(2) 健全な財政運営の推進	
債権管理の適正化	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付金の滞納者に対し、夜間催告・現地訪問を実施して収納額を増やすことに努めた。 ・ 滞納者のうち、接触できない者や弁済交渉に応じない者を優先して、催告を強化した。 ・ 回収不能と判明した案件は、減免処理基準に則り、迅速に減免処理を行った。 ・ 平成 25 年度からは、債権譲受から 5 年未満で弁済交渉に応じないケースについては、弁護士を通じて支払催促状を送付し、債権の早期整理回収を図った。
課題	<p>長期化した債権への対応が不可欠である。</p> <p>債権回収担当者の知識・経験・事務処理方法等を継承させる必要がある。</p>
目標	債権を回収し、債権額の圧縮を図る。
目標達成に向けた取組内容	<p>区内外を問わず、現地訪問を引き続き実施し、接触を図り、納付へつなげる。</p> <p>弁済に至らない案件については、弁護士委任をし、訴訟、強制執行により回収に努める。</p> <p>引き続き、回収不能と判明した案件は、減免処理基準に則り、迅速に減免処理を行っていく。</p> <p>債権回収担当者が変わっても回収業務が滞らぬよう、業務のマニュアル化をする。特に訴訟関係についてはマニュアル化を急ぐとともに、極力、電子データや紙媒体でデータを残し、業務の継続性を保つ。</p>
担当所属	産業振興課

(2) 健全な財政運営の推進	
受益者負担の適正化	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>区民農園の利用料について、平成 23 年度の外部評価の指摘を受け、受益者負担率を引き上げるために月額 600 円から段階的に引き上げ、27 年度より月額 2,000 円とした。</p>

課 題	段階的な引上げについて利用者からの理解が得られるよう、設備や環境面でサービス向上を図る必要がある。
目 標	受益者負担率との均衡を考慮しながら料金を設定する。
目標達成に向けた取組内容	次回募集時（平成 29 年度から 30 年度までの利用）の利用者基準を作成する際には、区画数の増減、サービス内容、緑地保全の考え方にに基づき受益者負担を明確にする。
担当所属	産業振興課

(4) 公共施設等の見直し

区有財産の有効活用		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	所管する大田区産業プラザについては、貸施設部分を、公益財団法人大田区産業振興協会の指定管理によって適切に管理している。施設利用者からのアンケートでは、常に 90%程度の満足が示されている。	
課 題	平成 7 年度の竣工以降、約 20 年が経過したことで、施設内に老朽化が見られる。	
目 標	作成済みの改修計画に沿って、適切な改修工事を行う。	
目標達成に向けた取組内容	建物の躯体や各設備の点検内容を管理して日常の補修を行うとともに、次年度予算を組むことに理解が示されるよう老朽化情報の正確で綿密な把握を行う。	
担当所属	産業振興課	

(4) 公共施設等の見直し	
施設の必要性・あり方の見直し	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	産業支援施設として、工場アパート・創業支援施設・産学連携施設・新産業創造支援施設を設置し、管理している。
課 題	工場アパートが満室状態であり、企業誘致を進める上で受け皿が無い状態である。 旧小学校を活用した創業支援施設及び産学連携施設の活用方針における使用期限経過後の施設のあり方について検討が必要である。 羽田空港跡地第1ゾーンに、産業交流施設設置を検討する。
目 標	大田区内における工場の操業環境改善と新規創業の促進を図り、もって産業環境の創造及び産業振興に寄与する。 羽田空港跡地に産業交流施設を設置する。
目標達成に 向けた 取組内容	民間工場アパートの建設促進について ・ものづくり工場基盤施設整備助成を活用した支援を行う。 ・民間工場アパートの建設可能物件や建て主について金融機関と情報共有を行う。 創業支援施設・産学連携施設について ・旧小学校活用方針の見直しを検討する。 ・旧小学校活用後の代替施設を検討する。 工場アパート使用期限について 全ての工場アパートについて、運営権の譲渡なども含め使用期限を検討する。 産業交流施設について 施設の機能、事業スキームを検討し、施設内容を具体化していく。
担当所属	産業振興課

福祉部

(2) 健全な財政運営の推進	
債権管理の適正化	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者に対して督促状・催告状を発送し、滞納額の一括返還が不可能な者に対しては、納付相談を行っている。 ・ 督促・催告にも応じない者の一部に対しては、債権回収業務を弁護士へ委任し、弁護士と連携して解消に努めている。 ・ いずれの措置にも応じない者に対しては、訴訟を検討し、平成 25 年度には 2 件の民事訴訟の提起を行った。
課題	1 年以上滞納が続き回収ができない債権が多数あるため、その不良債権を解消する取組みを強化する。
目標	<p>現年度の収納率を上げ、滞納者の絶対数を増やさない。</p> <p>既に不良債権となっているものを良債権へと導いていく。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>貸付金の返済方法を見直し、より返済しやすい方法の導入に取り組む。</p> <p>不良債権解消に向けて、弁護士に委任し、1 年以上滞納するものに対する納付相談の促進を図り、悪質な場合は早期に法的措置へ移行させる。また、無資力の債権者に対する措置の健全化を図る。</p> <p>組織として、困難ケースの解決法のノウハウを蓄積し、債権管理の熟練度を上げる体制づくりに取り組む。</p>
担当所属	福祉管理課

(4) 公共施設等の見直し	
区有財産の有効活用	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・老人いこいの家は、昭和 45 年から、高齢者の教養の向上やリクリエーションの提供などに積極的に取り組んできた。しかし、現在は高齢者人口が増加しているにもかかわらず、老人いこいの家の利用者数は減少傾向にある。 ・一方、指定管理者や運営受託法人が自主的に取り組んでいる介護予防や多世代交流などの各種事業は参加者数が増加している。
課題	<p>高齢化の進展が見込まれる中、高齢者が家庭に引きこもらず、身近な地域で、社会参加、交流、介護予防に取り組む機会が必要である。こうした中、老人いこいの家の果たすべき役割について考え方が十分に整理されていない。</p>
目標	<p>指定管理者や運営受託法人の実施している各種事業の成果を踏まえつつ、課題の解決につながる支援体制の構築を図る。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>現在、区直営の老人いこいの家 4 館の運営について、民間のノウハウと経験を活用するため、平成 29 年 3 月までに民間事業者へ運營業務の委託を実施する。</p> <p>同時に、老人いこいの家の新しい取組みとして、指定管理者や受託事業者の経験等を活用し、元気な高齢者の社会参加、交流、介護予防に役立つ講座や教室等を充実する。</p> <p>さらに、老人いこいの家のあり方を見直し、検討を進めつつ、さわやかサポートとの一体的な運営を図り、高齢者の元気維持と介護予防から支援までの活動拠点とする。</p> <p>将来的には、介護予防から支援までの切れ目のないサポートを行う地域拠点としての機能を果たし、高齢者の総合的な支援を推進する。</p>
担当所属	高齢福祉課

(4) 公共施設等の見直し	
区有財産の有効活用	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	障がいのある人の日中活動の場である通所施設の需要については年々増え続け、区立民立を問わず多くの施設・事業所が定員を超える受け入れをしている状況である。
課題	障がいのある人の高齢化、重度化に伴い、親なき後の地域での生活の継続に必要な、受け皿としての居住の場の確保も重要である。 国の方針である「地域移行」は、精神科病院からの退院促進や遠方の施設入所者を地域に戻すことであり、上記のそれぞれの状況を加速させるため、その対応は喫緊の課題である。
目標	日中活動及び居住の場、さらにそれらをつなげる相談支援、訓練、緊急時の一時保護等と連携を取り一体的に展開する「地域生活支援拠点構想」を区内で面的に整備する。
目標達成に向けた取組内容	平成 27 年 3 月に開設した障がい者総合サポートセンター「さぼーとぴあ」の第二期工事の実施により、生活支援拠点の面的な整備に取り組む。 「さぼーとぴあ」に機能移転する就労支援センターについては、日中活動の場等（（仮称）下丸子通所施設）として改修する。また、通所事業に加えて、相談支援事業、居住支援事業等を同時に実施する。 さらに、既存の障がい者施設を改築の機会に増築し、定員増を図る。 「さぼーとぴあ」を中心として既存他施設間の事業連携を図り、それぞれの事業の連動による「地域生活支援拠点」の整備を推進し、区内全域での展開について検討を進める。
担当所属	障害福祉課

健康政策部

(6) 危機管理機能の強化	
危機管理業務計画の推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、東京都は災害医療のあり方の見直しを行い、より実践的な災害医療体制への変更を行うこととした。大田区においても、東京都の基本的な考え方を踏襲し、平成 24 年度に大田区地域防災計画の修正を行い、災害医療体制の整備を行ってきた。</p> <p>平成 25 年度：大田区災害医療コーディネーターの委嘱 大田区災害医療連携会議の設置</p> <p>平成 26 年度：緊急医療救護所の設置に関する準備 医薬品等確保、周産期医療、人工透析など 緊急を要する課題の検討</p>
課題	<p>主に発災直後から 72 時間までの対応について、緊急医療救護所 20 か所の設置が決まったことから、その開設、運営に係る体制の整備、具体的には人員及び医薬品等の確保、開設訓練の実施による課題の洗い出しを行う必要がある。</p> <p>発災後 72 時間以降の対応、特に慢性疾患への対応や避難所等における新たな疾患の予防のため、具体的な保健活動、衛生活動の体制をつくる必要がある。</p> <p>従来からの個別課題に加えて、患者の搬送手段の確保など、新たな個別課題への対応を進める必要がある。</p>
目標	<p>「ひとりでも多くの救える命を救う」とともに、「避難して病気になる、病気を悪くしない」ことを目標に、より実践的な災害医療体制をさらに推進する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>緊急医療救護所をより実践的に活動できる体制とするため、訓練を実施するとともに、その結果をフィードバックして、より効果的な人員体制の整備、必要な物品の整備を行う。</p> <p>発災後 72 時間以降の被災者の健康を守るため、庁内組織における保健活動、衛生活動を具体化するとともに、災害医療体制の整備とも連動しながら、中長期的な活動を視野に入れた体制を構築する。</p> <p>緊急医療救護所や発災後 72 時間以降の活動の他に、災害医療に係る様々な課題に対して、優先度をつけて整備を図る。</p>
担当所属	健康医療政策課

(6) 危機管理機能の強化	
危機管理業務計画の推進	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月 新型インフルエンザ等発生時大田区保健所対応マニュアルを作成。 ・平成26年10月 大田区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定。
課 題	<p>新型インフルエンザ等が発生した場合、対策本部の決定により、多数の住民を対象として、区が集団的接種により住民接種を実施することが想定される。一定の期間内に、限られた会場、マンパワーのもとで円滑に接種を実施できるよう、平時から対策を講じることが必要である。</p>
目 標	<p>今後示される国や東京都の方針との整合性を保持し、大田区版の住民接種マニュアルを随時見直し、整備する。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>住民接種内部検討会の設置。 区施設を会場とした住民接種の運営シミュレーションの実施。 集団接種用備蓄品（注射器・体温計・ゴム手袋等）の調達及び保管場所の確保。 実施会場の選定。 医師会等、関係機関への協力依頼（接種医師、看護師の確保等）。 ワクチン保管方法、配分方法の検討。</p>
担当所属	健康医療政策課

こども家庭部

(4) 公共施設等の見直し	
施設の必要性・あり方の見直し	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	小学校を有効活用し、学童保育の待機児童を解消及び安全・安心な放課後児童の居場所づくりを進めるため、平成 27 年 4 月より、新たに 8 小学校において、学童保育事業を実施。
課題	学童保育待機児童の解消。 小学校における学童保育拡大実施に伴う、児童館施設の新たな活用法の検討。 子ども・子育て支援法に基づく地域の子育て支援の充実（地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業等）
目標	全区立小学校施設を活用した学童保育の実施による待機児童の解消。 地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業等の拡充により地域の子育て支援の充実を図る。
目標達成に向けた取組内容	学童保育未実施校において早期の学童保育事業の開始。 児童館のあり方の検討。
担当所属	子育て支援課

(7) 地方分権への取組み	
都区のあり方検討	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討については、平成 25 年 11 月に策定された「特別区児童相談所移管モデル」に対する大田区の基本的な考え方について、子育て支援課と子ども家庭支援センターが事務局となり、庁内検討を経て特別区長会に提出。</p>
課題	<p>「特別区児童相談所移管モデル(人口 70 万人規模)」を踏まえた、必要な人材の確保・育成が求められる。</p> <p>児童相談所設置市事務における庁内での役割分担の検討が必要である。</p> <p>児童相談所及び一時保護所等、施設の整備が必要となる。</p>
目標	<p>特別区長会の方針に基づき、児童相談所の区への移管をめざす。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>特別区福祉主管部長会、課長会、子ども家庭支援センター部会での検討。</p> <p>庁内検討の継続。</p>
担当所属	子育て支援課、子ども家庭支援センター

まちづくり推進部

(2) 健全な財政運営の推進	
債権管理の適正化	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従前は、区職員が区営住宅及び区民住宅の滞納者に対し、納付交渉を行っていたが、一向に成果が表れないため、滞納金額の累積債務が増加の一途を辿っていた。 ・そこで、平成 21 年度下半期から、自治体行政に精通した弁護士との間で、委任契約を締結し、裁判所を活用した債権管理の適正化を図る執行体制に改善した。 ・これまで、約 50 件強の長期高額滞納者（概ね 100 万円以上）に加え、約 50 件弱の少額滞納者（概ね 30 万円～ 100 万円未満）を弁護士に委任したため、現在、約半数の事案が解決した。
課題	区営住宅及び区民住宅において、新たな滞納者が発生していく中、残りの困難案件（50 件）を着実に解決していくことが求められる。
目標	<p>向こう 4 年間で、困難案件である 100 万円以上の長期高額滞納者事案を全て解決する。</p> <p>将来的には、滞納月数が 3 か月分に達した事案が発生したら、即座に訴え提起前の和解の申立てや住宅明渡しの民事訴訟を提起するなど、裁判所を活用した法的措置を講じていく体制を目指す。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>区営住宅及び区民住宅の長期高額滞納者に対しては、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、区の委任弁護士と連携して、訴え提起前の和解の申立てや住宅明渡しの民事訴訟を提起することはもとより、強制執行を実施することによって、債権管理のより一層の適正化を図る。</p> <p>併せて、区営住宅及び区民住宅の少額滞納者に対しても、区の委任弁護士と連携して、滞納金の分割納付を約した合意書を締結することによって、新たな長期高額滞納者を未然に防ぐ取組みを強化していく。</p>
担当所属	建築調整課

都市基盤整備部

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
行政の外部化の検証及び改善	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<p>地域交通対策：自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多量の駐車需要を発生させる民間施設等は、当該施設自らによる駐車施設整備を推進する方針を整備計画等で確立してきた。 ・ 民営駐車場の増加を図るため、助成制度を変更。 ・ 鉄道事業者や各商店街等と放置自転車対策で連携。 <p>道路台帳窓口</p> <p>窓口業務の委託を検討したものの、来庁者の調査内容により高度な対応が必要となることが多いため具体的な動きには至らず。</p> <p>境界窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者支援業務について他区の状況等を情報収集。 ・ 座標データの入力について、申請箇所付近で既確定がある場合、事前にその既確定の座標データを入力したうえで、道路の幅や曲がり、既確定の距離を調査し、実務者との打合せを実施。
課 題	<p>地域交通対策：自転車</p> <p>条例の附置義務では、旧来の施設建物を使用し続ける限り義務を課せられない。</p> <p>助成対象駐車場の収容台数を 50 台から 30 台に減少させて対象の拡大を図ったが、申請は増加せず。</p> <p>道路台帳窓口</p> <p>現況平面図が 80%しか完成していないため、窓口対応には知識の蓄積が必要である。したがって委託は限定的とならざるを得ない。</p> <p>境界窓口：発注者支援業務</p> <p>公平性の確保、専門知識の継承など多岐にわたる課題があることが判明。</p> <p>境界窓口：座標データ入力</p> <p>現在、年間 700 件前後の既確定が増えており、今後申請一案件に対し、検証する境界図が増え、座標データ入力に要する時間が増えることが予想される。</p>

<p style="text-align: center;">目 標</p>	<p>地域交通対策：自転車</p> <p>附置義務内容は最低水準の取り決めであり、さらなる駐車台数の増や附置義務を課せられない施設に対しての設置要請等を、積極的に実施する。</p> <p>新助成制度のさらなる PR の推進。</p> <p>関係者間での協議・検討の場を増加させ、駅前ごとに適正な関係者負担を実現する。</p> <p>道路台帳窓口</p> <p>外部委託導入に向け、受託業者（派遣員）が区職員同等の知識を習得することができる環境を整備する。</p> <p>境界窓口</p> <p>発注者支援業務について</p> <p>新プランで掲げる「公平な行政サービスの提供」や「職員力を活かす行政経営の推進」との方針に整合させるためには、課題に対する研究と慎重な判断が必要。</p> <p>座標データの入力について</p> <p>入力に要する時間を減らし、効率的な事務処理をめざす。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>地域交通対策：自転車</p> <p>駅前の各施設との適正負担の協議を、区から積極的に働きかける。</p> <p>駅前の大規模な施設所有者や管理者に対して個別 PR を行うとともに、区ホームページ等を用いて広報する。</p> <p>駅前の各施設との適正負担の協議を、区から積極的に働きかける。</p> <p>道路台帳窓口</p> <p>現況平面図の早期整備。その他、道路敷きの寄付、無償使用契約等付随する資料の保管整備を進める。</p> <p>境界窓口</p> <p>発注者支援業務については、課題に対する研究を引き続き進める。</p> <p>座標データの入力については、座標付確定図【現在約 14000 枚（毎年 700 枚前後増える）】の座標入力業務を外部に委託し、確定図の座標データベースを作成し、座標入力の時間短縮を行う。</p>
<p>担当所属</p>	<p>都市基盤管理課</p>

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
行政の外部化の検証及び改善	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	重点事業である京急連立事業や都市計画事業等の着実な推進、首都直下地震等の災害に備えた都市基盤施設の更新等に伴う急激な業務量の増加に対応するため、平成 25 年度から発注者支援業務を導入して、計画説明資料及び工事発注図面などの作成支援、工事監督の補助、関係機関との協議資料の作成等を行っている。
課 題	平成 26 年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方自治体においても国の「発注関係事務の運用に関する指針」により、価格だけでなく、新技術・新工法やライフサイクルコストの検討など、より高度な技術を評価できる技術職員が求められている。短期間に集中して行うオリンピック・パラリンピック関連業務が加わっており、迅速かつ的確に業務を行うことが困難な状況になることが想定される。
目 標	整備の必要性など説明責任を果たし、高度な技術的判断が出来るなど事業を円滑に推進できる技術職員を育成し、区民との協働を推進しながら公共工事を確実かつ良好に完成させ、区民サービスの向上を図る。
目標達成に 向けた 取組内容	スケジュール管理の徹底や情報の共有化を図り、適切な資料作成や的確な積算業務、現場管理を行う。 加えて、最新技術や工法の提案、助言、チェックを求めるなど発注者支援業務を高度に活用する。
担当所属	建設工事課

(2) 健全な財政運営の推進	
受益者負担の適正化	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水泳場利用者のうち高齢者、障がい者の減免対応について、水泳場の利用促進を前提に他の効果という観点から高齢者の介護予防や障がい者の余暇活動の充実という付加価値を含め、関連部局（高齢福祉課・介護保険課・障害福祉課など）と調整を行っている。 ・ 多摩川田園調布緑地は、世田谷区との共同運営のスポーツ施設であり、世田谷区から利用料の見直しについて要望を受けている。
課 題	減免対応による歳入減に伴う、指定管理料の増。 公園系運動施設全体が平成 10 年の利用料改定以来見直しがされていない。
目 標	<p>区の使用料改定の方向性を踏まえ、他自治体の状況などを鑑みて減免対応を行う。</p> <p>区の使用料改定の方向性を踏まえ、利用料金の改定を行う。</p>
目標達成に 向 け た 取 組 内 容	<p>減免対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区使用料改定との整合性の確保 ・ 歳出圧縮に向けた方策検討 ・ 他自治体の状況把握 ・ 他部局との調整 ・ 大田区公園条例・規則等の改定 <p>利用料金の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区使用料改定との整合性の確保 ・ 現在の運動施設の利用料金と他施設との状況把握 ・ 世田谷区との調整 ・ 大田区公園条例、規則等の改定
担 当 所 属	都市基盤管理課

(2) 健全な財政運営の推進	
新たな財源確保策等の検討及び推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	大田スタジアムについて、平成 25 年度の指定管理者選定の際に広告掲載などの提案を求めた。現在、その方法等について検討を行っている。
課題	集客力が低いという点で広告等の掲載による具体的な企業のメリットが薄く、その実施内容等に課題がある。 また、場外での掲載については、屋外広告物条例との整合をとる必要がある。
目標	企業のニーズを把握し広告掲載の実現性について検討を行う。
目標達成に向けた取組内容	企業ニーズの把握。 設置広告の種別確認。 指定管理者のノウハウを活用し、広告掲載の実現性について検討。
担当所属	都市基盤管理課

(4) 公共施設等の見直し	
区有財産の有効活用	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	長期間有効活用されていなかった平和の森公園の「緑の展示室」が、NPO 団体へのジャンプアップ助成による 2 年間の試行期間を経て、平成 26 年度から地域と連携した魅力ある公園施設である「緑の縁側」として生まれ変わった。
課題	区内の大規模公園緑地等にある未活用施設の有効利用による公園施設の魅力アップを図る必要がある。 地域力による施設の有効活用が図れるような支援策や制度づくりが必要である。

目 標	公園緑地内の未活用の施設や空間を活かした、地域にとって魅力ある公園施設としての整備や公園緑地での地域活動の拠点づくりに取り組む。
目標達成に向けた取組内容	一般公開されていない大森南圃場や長期間閉鎖されている洗足池公園旧管理事務所で、地域や区民団体等による利活用を推進し、施設の有効活用を図るとともに地域力による魅力ある公園づくりを進める。(再掲)
担当所属	都市基盤管理課

(4) 公共施設等の見直し

公共工事等のコスト縮減と質の確保		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	昨今の資材価格や労務費の上昇、技術者等不足などにより入札不調が増加するなど、公共工事を取り巻く状況には変化が生じている。そこで、受注者の意見や設計図書の実績等をもとに、予定価格の算定方法や施工条件等を検討し、不調・不落の解消に向けた対策に取り組んできた。	
課 題	全国的な技能労働者不足、東日本大震災やオリンピック・パラリンピックに向けた建設事業の増加など外部要因による影響が年々増加している。より工夫した事業執行を検討する必要がある。	
目 標	入札不調対策に基づき、事業が計画通りに執行するよう、計画財政課、経理管財課と連携を強化する。	
目標達成に向けた取組内容	<p>入札不調対策の徹底。</p> <p>都市基盤整備部における工事等（委託を含む）の履行状況の管理。</p> <p>計画財政課、経理管財課との情報共有と連携の強化。</p> <p>国や東京都の動向の把握。</p>	
担当所属	都市基盤管理課	

(4) 公共施設等の見直し	
公共工事等のコスト縮減と質の確保	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	公共施設の建設及び維持管理には多額の経費を必要とし、限られた財源で安定的な区民サービスを提供するため、公共施設の計画及び設計段階からコスト縮減や機能・品質の向上に努めてきた。
課題	コストと品質の両面を重視する取組みにあたっては、民間企業による技術革新の進展、老朽化する社会資本の急増、区民の安全・安心へのニーズや将来の維持管理コストの増大への対応、地球温暖化等の環境問題に対する世論の高まりを踏まえ、総合的な「コスト縮減」から、総合的な「コスト構造改善」が求められている。
目標	コストと品質の観点から、公共事業を抜本的に改善し、良質な社会資本を効率的に整備・維持することを目指す。施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善を図る。
目標達成に向けた取組内容	公共施設の建設及び維持管理にあたっては、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な施設の建設・維持更新を着実に実施する。
担当所属	建設工事課

(4) 公共施設等の見直し	
既存施設の有効活用とファシリティマネジメントの実施	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	500 箇所を超える区立の公園緑地の実態を把握するとともに、将来にわたって安全・安心で魅力ある公園施設を維持できるよう、平成 22 年度から 25 年度に調査検討を行い、25 年 3 月に公園施設長寿命化計画を作成した。

課 題	公園施設の老朽化が予想以上に進んでいるとともに、少子高齢化や地域力を活かしたまちづくりの推進などの社会状況の変化により、公園施設に対する区民ニーズも大きく変わってきている。
目 標	公園施設長寿命化計画に基づく維持・更新や、地域に根ざした魅力ある公園のリニューアル整備などによる、より区民に利活用される公園づくりに取り組む 利用されなくなった公園施設の廃止や公園の統廃合なども含めた、新たな公園の整備・経営方針を策定する。
目標達成に向けた取組内容	公園遊具の計画的な維持更新 公園灯の無水銀化対策（LED化）の推進 長寿命化計画に基づく公園施設のリニューアルの推進 地域に根ざした公園リニューアル整備の推進 （バリアフリー化・高齢化対策等含む） パークマネジメント（公園経営方針）の策定
担当所属	都市基盤管理課

(4) 公共施設等の見直し

大量更新期に向けた計画的な対応	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路関連 都市基盤施設の維持・更新は、対処療法型から予防保全型への転換を推進している。このような中、平成 24・25 年度の 2 か年で、区が管理する緊急道路障害物除去路線およびその他の主要道路（延長：215.3 km）において路面下空洞調査を実施し、空洞の可能性のある 383 か所について順次、調査・補修等の対応を実施している。また、26 年度は、区道（延長：729.3 km）の路面性状調査や道路標識点検調査（165 か所）を実施している。 ・ 公園関連 500 箇所を超える区立の公園緑地の実態を把握するとともに、将来にわたって安全・安心で魅力ある公園施設を維持できるように、平成 22 年度から 25 年度に調査検討を行い、25 年 3 月に公園施設長寿命化計画を作成した。（再掲）

<p>課 題</p>	<p>道路関連 道路の延命化を図り、後年度維持管理費用を軽減していくため、効率的・計画的な事業推進が必要不可欠となっている。</p> <p>公園関連 公園施設の老朽化が予想以上に進んでいるとともに、少子高齢化や地域力を活かしたまちづくりの推進などの社会状況の変化により、公園施設に対する区民ニーズも大きく変わってきた。</p>
<p>目 標</p>	<p>道路関連 効率的・計画的な道路維持補修工事及び新設道路工事によって、予防保全型の維持管理を推進し、道路の安全・安心を確保する。</p> <p>公園関連 公園遊具の定期点検に基づき公園遊具の安全性を十分に確保していくとともに、長寿命化計画や日常施設点検調査等に基づく公園のリニューアル整備や施設更新、施設廃止に適時、適切に取り組み、公園の安全・安心を確保する。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>道路関連 道路の総合的な長寿命化計画の策定（五か年計画）</p> <p>公園関連（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園遊具の計画的な維持更新 ・公園灯の無水銀化対策（LED化）の推進 ・長寿命化計画に基づく公園施設のリニューアルの推進 ・地域に根ざした公園リニューアル整備の推進（バリアフリー化・高齢化対策等含む）
<p>担当所属</p>	<p>都市基盤管理課</p>

<p>(4) 公共施設等の見直し</p>	
<p>大量更新期に向けた計画的な対応</p>	<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に橋りょうの定期点検を行い、この点検結果に基づき長寿命化修繕計画を策定し、順次補修を実施してきた。 ・この定期点検の頻度は、5 年毎となるため、平成 26 年度に定期点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを行っている。

課 題	限られた財源の中で、橋りょうの効率的な維持管理が不可欠である。 橋りょうの長寿命化を図り、将来的な財源負担の軽減および道路交通の安全性の確保が、これまで以上に求められる。 東京都の耐震計画と区の計画との整合性を図っていくことが必要となっている。
目 標	平成 26 年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、総合健全度の低かった橋りょうから、予防保全の観点を取り入れて長寿命化を目指した補修を確実に実施していく。 東京都が進める護岸の耐震補強と連携しながら、一体となって事業を進めていく。
目標達成に向けた取組内容	橋りょう長寿命化の視点のみではなく、耐震計画の取組みも合わせて橋りょう事業を推進していく。 浸水対策や占用許可工作物の耐震化などの東京都の事業と連携しながら、架替・耐震計画を推進していく。
担当所属	建設工事課

(4) 公共施設等の見直し

施設の必要性・あり方の見直し		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の不足地域の解消や、区民一人あたりの公園面積確保、既存緑地の保全などを目指した公園の新設・拡張整備。 ・平和島、東調布、萩中水泳場の3か所は、指定管理者による運営を実施。 ・屋外プールについては、7月中旬から8月までの運営。 	
課 題	<p>区民一人当たり 6 m²の公園整備を目指し、引き続き、公園の新設・拡張整備や魅力ある公園のリニューアル整備が必要である。</p> <p>既存公園では公園施設の老朽化が予想以上に進んでいるとともに、少子高齢化や地域力を活かしたまちづくりの推進などの社会状況の変化により、公園施設に対する区民ニーズも大きく変わってきている。(再掲)</p> <p>公園系の水泳場は、平和島・東調布・萩中と3か所設置されている。いずれも設置後 20 年程度経過しており、老朽化による大規模修繕の時期となっている。</p> <p>屋外プールは、7月中旬から8月までの運営のみで効率的な施設活用とはいえ見直しの必要がある。</p>	

<p>目 標</p>	<p>区民一人当たり 6 m²の公園整備を目指して引き続き公園の新設・拡張整備や魅力ある公園のリニューアル整備に取り組むとともに、効果的な公園整備・維持管理等を進めるために公園施設の廃止や公園の統廃合なども含めた、新たな公園の整備・経営方針を策定する。</p> <p>区内水泳場施設のあり方に関する方針の策定を行い、水泳場施設数の妥当性の検証を行う。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>都市計画公園の整備促進 公園の新設・拡張整備の推進 長寿命化計画に基づく公園施設のリニューアルの推進(再掲) 地域に根ざした公園リニューアル整備の推進(再掲) (バリアフリー化・高齢化対策等含む) パークマネジメント(公園経営方針)の策定(再掲) 水泳場利用者層や利用圏域などを調査し、需要に対する施設の適正な配置状況を把握する。 今後の施設維持更新費や歳入予測などの状況把握を行う。 施設の状況を踏まえた水泳場のあり方の方向性をまとめる。</p>
<p>担当所属</p>	<p>都市基盤管理課</p>

<p>(6) 危機管理機能の強化</p>	
<p>危機管理業務計画の推進</p>	<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防・防災訓練等 平成 25～26 年度に東海沖大地震等(大災害)を想定した本部運営訓練に参加し、各課の課題抽出を実施。 ・ 水害対策 平成 26 年度に、ゲリラ豪雨等の緊急水害対策として、土のう置場の設置(区内の特別出張所管内 20 か所)や区民への周知を実施(区ホームページ、区報掲載、暮らしのガイド掲載)。 ・ デング熱対策 平成 26 年度に、感染症(デング熱等)に伴う、緊急時の公園施設等の対応を確認(薬剤散布:スミラブや施設での注意喚起、蚊取り器の設置)。 ・ 業務継続管理の推進。

<p>課 題</p>	<p>水防・防災訓練等 本部運営訓練で出る複数の重要課題について各課との調整を進める。また、各部と連携した業務の調整が必要である。</p> <p>水害対策 他の部局と協議し、土のう置場の設置(20 か所：公園 18 箇所、道路 1 箇所、特別出張所 1 箇所)を進める必要がある。</p> <p>デング熱対策 感染症(デング熱等)に伴う、関係各部との役割分担の明確化が必要である。 業務継続管理において複数の部にまたがる業務の調整が求められる。</p>
<p>目 標</p>	<p>水防・防災訓練等 継続的に業務継続計画を修正し、運用体制の充実を図り、災害に備える。</p> <p>水害対策 区民が、さらに土のうの持出し利用を行いやすくするため、再整備を行うとともに広報を継続する。</p> <p>デング熱対策 感染症等の緊急対応実施において、区民生活における安全・安心な施設管理を行う。 継続的に業務継続計画を修正し、運用体制の充実を図る。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>水防・防災訓練等 ・水防・防災訓練や本部運営訓練への参加。 ・本部運営訓練を想定した部内での訓練の実施。</p> <p>水害対策 土のう置場(20 か所)に金網カゴとカバーを設置して、土のうの取出し利用がしやすくなるよう再整備をする。再整備後に区ホームページ・区報等による広報を予定する。</p> <p>デング熱対策 感染症等の発生を想定し、公園施設等での薬剤散布や害虫駆除作業の業務委託への組込み及び造園年契工種新規追加を行う。 総合防災訓練など他部と連携した訓練への参加を通じ、業務継続計画への反映を行う。</p>
<p>担当所属</p>	<p>都市基盤管理課、建設工事課、各まちなみ維持課</p>

環境清掃部

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
補助金等の見直し・適切な執行管理	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度 みどりの条例制定に合わせ、保護樹木等制度の指定対象拡大の検討とともに、補助金単価・限度額等の見直しを検討。 ・平成 25 年度 庁内の補助金等検討委員会からの依頼により、保護樹木等助成の再検討を行い、生垣造成助成、屋上・壁面緑化助成を検討。 ・平成 26 年度 大田区補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に則り、生垣造成助成、屋上・壁面緑化助成は改正を検討。保護樹木等は、補助金等の交付（様式を含む）に関する事項は規則で定めているため、規則改正の際に交付規則に準じた見直しを行い、併せて要綱を改正することとした。 ・平成 21 年度から太陽エネルギー利用機器設置者に対する補助事業を実施。
課 題	<p>保護樹木等については、グリーンプランで「樹木・樹林の指定、適正管理」が重点施策になっており、所有者の負担軽減に努めるとし、区民やグリーンプラン推進委員から様々な要望や意見が出されている。所有者・管理者の多くが高齢者のため、補助金の申請方法等が難しいとの話も多く、書類に不備があることも多い。</p> <p>生垣造成助成、屋上・壁面緑化助成については、グリーンプランの「1平方メートルの緑づくり」と「まちのみどりづくり支援」の重点施策であり、制度を拡充するとしており、要件・内容の拡大等を検討する必要がある。</p> <p>太陽エネルギー利用機器設置に対する補助件数が減少している。</p>
目 標	<p>地球温暖化を抑止する一環として、緑の効用がある。自然・緑を大切にすると所有者と区との連携・協働により、今ある貴重な緑を保護し、緑を増やすことで、環境の改善と美しい景観をつくり出していく。</p> <p>太陽光発電設置実績件数 3,000 件（平成 30 年度） （未来プラン（後期）目標値）</p>

<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>保護樹木等は、中間見直しに向けて検討しており、補助金以外の支援もグリーンプラン後期の課題として引き続き検討する。</p> <p>また、保護樹木等は、補助金等の交付（様式を含む）に関する事項は規則で定めており、規則改正の際に交付規則に準じた見直しを行い、併せて要綱を改正する。</p> <p>生垣造成助成は、沿道緑化や安全緑地等を含め、グリーンプラン後期の課題として引き続き検討する。</p> <p>屋上・壁面緑化助成についても、要件等をグリーンプラン後期の課題として引き続き検討する。</p> <p>太陽エネルギー利用機器設置者に対する補助については、地球温暖化防止月間パネル展の開催、OTA ふれあいフェスタ等イベント出展による普及啓発を実施する。</p> <p>区報、区ホームページ等の媒体による地球温暖化防止、再生可能エネルギー活用についての普及啓発を図る。</p>
<p>担当所属</p>	<p>環境・地球温暖化対策課</p>

<p>(1) 効果的でムダのない事務事業の展開</p>	
<p>行政の外部化の検証及び改善</p>	
<p>継続 ・ 新規</p>	
<p>これまでの取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の普及事業の一部をNPO等に委託するなど外部化を進めてきた。 ・ また、カラス対策やハクビシン等の駆除など鳥獣対策の委託を行ってきた。 ・ さらに、ポイ捨て、歩きたばこ防止のため、啓発・指導員の委託を行ってきた。
<p>課題</p>	<p>鳥獣対策では、区民の要望にすべて応えられる成果となっていない。</p> <p>喫煙対策でも受動喫煙の取り締まり要望が多く寄せられる。</p>
<p>目標</p>	<p>事業の外部化を進めるとともに、委託先の技術力向上や対応の工夫などを通して、区民の要望に応えていく。</p>

<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>委託などにより、多種多様化する現場対策の充実と実績・成果の向上を図る。</p> <p>区民の要望に応える迅速かつ的確な措置を図る。</p> <p>技術力の向上によるハクビシン等の捕獲数増加を進める。</p> <p>委託による現場対応の充実と丁寧な説明を徹底する。</p>
<p>担当所属</p>	<p>環境・地球温暖化対策課</p>

(2) 健全な財政運営の推進

<p>受益者負担の適正化</p>	<p>継続 ・ 新規</p>
<p>これまでの取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみ処理券の料金改定 <p>廃棄物処理手数料は、事業系ごみに係る事業者の自己処理責任の原則と受益者負担の原則の徹底を図るため、行政が処理する事業系ごみを対象に全ての事業者から徴収している。廃棄物処理手数料の額は 23 区統一であり、23 区では手数料原価の算定に応じて 4 年ごとに見直すこととしている。</p> <p>そこで、23 区は、清掃一部事務組合とともに平成 23 年度から検討を行った結果、廃棄物処理手数料と手数料原価との間にかい離があることから、平成 25 年 10 月に廃棄物処理手数料を改定した。これに伴い、事業者に交付している有料ごみ処理券の料金改定も行った（4 円/kg増）。</p> ・ 粗大ごみ手数料の料金改定 <p>粗大ごみの処理手数料は、廃棄物処理手数料を基礎に算定しているため（ ）、25 年 10 月の廃棄物処理手数料の改定に合わせて料金改定を行った。</p> <p>粗大ごみの品目ごとに平均重量を求め、概ね 10 kg ごとに区分した上で、廃棄物処理手数料を乗じて得た金額を手数料額としている。</p>
<p>課題</p>	<p>事業系有料ごみ処理券の未貼付者への対応</p> <p>事業系ごみを区が収集する場合、事業者は事業系有料ごみ処理券を貼付する必要があるが、当該ごみ処理券を未貼付のまま排出する事業者が一部存在する。こうした事業者に対する制度の周知を図り、手数料納付につなげる必要がある。</p> <p>廃棄物処理手数料の見直しについて</p> <p>廃棄物処理手数料は、手数料原価の算定額を元に、社会情勢等を考慮して料額設定されている。毎年の原価算定をふまえ、適切な料額設定を行う必要がある。</p>

目 標	<p>事業者への排出指導の徹底</p> <p>集積所における事業系ごみの排出状況を調査するとともに、事業系有料ごみ処理券の未貼付者に対して排出指導を積極的に行う。</p> <p>廃棄物処理手数料の見直しに向けた準備</p> <p>手数料原価の算定を行うにあたり、業務実態をふまえた事務量算定を行う。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>事業者への排出指導の徹底</p> <p>清掃事務所「ふれあい指導班」による調査等を継続的に実施し、事業系ごみの排出状況を確認するとともに、事業系有料ごみ処理券の未貼付者に対して排出指導を積極的に行う。</p> <p>廃棄物処理手数料の見直しに向けた準備</p> <p>廃棄物処理手数料の次回改定は、平成 29 年 10 月を予定しており、見直しのための検討は、23 区全体で平成 28 年 1 月頃から開始する見込みである。</p>
担当所属	環境清掃管理課

(2) 健全な財政運営の推進

受益者負担の適正化		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	緑のカーテン講習会では、資料代として費用の一部負担（200 円）を進めてきた。	
課 題	負担額が多くなると受講者の減少を招くおそれがある。	
目 標	負担額に見合う講習会となるよう、内容等の充実を図る。	
目標達成に向けた取組内容	他の事業においても受益者負担を導入できるか検討する。負担額に見合う満足感が感じられる事業内容とする。	
担当所属	環境・地球温暖化対策課	

(5) 環境への配慮	
環境マネジメントの推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止への全庁的な取組みとして「大田区役所エコオフィス推進プラン第3次計画（平成22～26年度）」に基づき、二酸化炭素排出量の削減、省エネルギーの推進に取り組んできた。 ・ 特に、東日本大震災以降の電力供給力不足への対応として、節電対策の強化に取り組んできた。また、リアルタイムで電力の使用状況が確認できるデマンド監視装置を平成24年度から計24施設に導入した。 ・ さらに、環境保全の取組みとしてコピー用紙の使用量、廃棄物の排出量について、削減の意識徹底を図ってきた。
課題	<p>コピー用紙の使用量、廃棄物の排出量が基準年度の平成21年度より増加している。</p> <p style="margin-left: 2em;">コピー用紙使用量 11.4%増加（平成25年度実績）</p> <p style="margin-left: 2em;">廃棄物排出量 4.0%増加（平成25年度実績）</p>
目標	<p>二酸化炭素排出量を平成31年度までに21年度比で10%削減する。</p> <p>エネルギー消費原単位（ ）を平成31年度までに21年度比で10%削減する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>「大田区役所エコオフィス推進プラン（第4次計画）」に基づき、区の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組む。二酸化炭素排出量の削減やエネルギー消費原単位の削減などを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 節電対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災以降の電力供給不足への対応として、平成23年度から実施している夏季における節電強化を継続する。また、デマンド監視装置を活用し、電力のピークカットに取り組む。 ・ 課題対応 <ul style="list-style-type: none"> 関係各部の庶務担当係長を中心に参加するワーキンググループで検討したコピー用紙、廃棄物の削減に向けた改善策を、平成27年度から31年度を計画期間とする「大田区役所エコオフィス推進プラン(第4次計画)」に盛り込み、継続した取組みを行う。
担当所属	環境清掃管理課、環境・地球温暖化対策課

エネルギー消費原単位

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算量）を分子とし、エネルギーの使用と密接な関係をもつ値（本プランでは建物延床面積）を分母とした単位。エネルギー使用量と異なり、庁舎等の増減による影響を受けない数値と考えられる。「エコオフィス推進プラン第4次計画」では、調査・算定項目を庁舎等で使用する電気、都市ガス、地域冷暖房熱量、燃料の使用量とし、これを省エネ法に基づき原油換算した数値をエネルギー使用量としている。

(5) 環境への配慮	
再生可能エネルギーの活用促進	
	継続 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽エネルギー利用機器設置者に対する補助事業を平成 21 年度から実施している。 補助実績（累計）2,175 件（平成 27 年 1 月末現在） ・ パネル展の開催、住まいづくりフェア等イベントへの出展による普及啓発を実施している。 ・ 区有施設への太陽光発電システムの設置を進めている。
課題	<p>太陽エネルギー利用機器設置に対する補助件数が減少傾向にある。</p> <p>国（平成 25 年度まで）や東京都（平成 24 年度まで）による補助事業の終了に伴う、太陽光発電システムの設置者の金銭面での負担の増加。</p> <p>固定価格買取制度における買取価格の逡減傾向。 （平成 24 年度の制度開始時 42 円/kWh 平成 26 年度 37 円/kWh）</p> <p>太陽光発電システムの普及に伴う設置費用の逡減傾向の鈍化。</p>
目標	<p>太陽光発電設置実績件数</p> <p>平成 30 年度：3,000 件（未来プラン（後期）目標値）</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>太陽エネルギー利用機器設置に対する補助制度の普及啓発を進め、補助件数の増加を目指す。</p> <p>地球温暖化防止月間パネル展の開催。</p> <p>OTA ふれあいフェスタ等イベント出展。</p> <p>区報や区ホームページ等による普及啓発の実施。</p>
担当所属	環境・地球温暖化対策課

会計管理室

(2) 健全な財政運営の推進	
新たな財源確保策等の検討及び推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>基金の運用について、より一層効率的な運用を行うために「大田区における公金管理運用方針」の改正や基金の総合化による一括運用への移行を行ってきた。</p> <p>預金の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口定期預金の預入 ・ 譲渡性預金の預入 <p>債券の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最長運用期間の延長 ・ 運用対象債券の拡大 ・ オーバーパーでの購入条件の撤廃
課題	<p>歳計現金が不足する事態に備え、基金からの繰替運用資金とするため、年末及び年度初めに合わせた短期運用を余儀なくされている資金がある。</p> <p>基金からの繰替運用は平成 25 年度以降発生していないが、歳計現金が不足する可能性があれば、資金の用意をせざるを得ない状況がある。</p> <p>繰替運用に備え短期運用をすることで、長期運用した場合に得られる利子が得られていない。</p>
目標	<p>○預金、債券それぞれの特性を生かした運用を行う。</p> <p>○基金に属する現金について運用対象を検討し利回りの向上を図る。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>歳計現金の不足が生じるとしても短期間であるので、金融機関からの一時借入により対応する仕組みを検討する。</p> <p>基金に属する現金で極力長期運用を行い利回りの向上を図る。</p>
担当所属	会計管理室

教育委員会事務局
教育総務部

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	
補助金等の見直し・適切な執行管理	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	平成 24 年度の事務事業外部評価の結果を受け、指導課における補助金交付事業（大田区教育研究会関連）に係る見直しを行った。
課題	当該事業に係る補助金交付要綱について、内容を精査したところ、項目の不備や様式が確認できないなど、いくつかの問題が確認された。
目標	補助金交付要綱の改正を行い、補助金事業の適正な執行管理を行う。
目標達成に向けた取組内容	平成 27 年 4 月 1 日に施行される「大田区補助金等交付規則」に基づき、大田区教育研究会に対する補助金交付要綱の改正を行う。 適正な補助金等の執行に向け現行制度について点検作業を継続して実施する。
担当所属	指導課

(4) 公共施設等の見直し	
区有財産の有効活用	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>学校改築の際、他の区施設との複合化に取り組み、区民共有の財産として有効活用を図ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 志茂田小・中学校と福祉センター・おおたっ子ひろばとの複合化。 ・ 東六郷小学校と子育て支援施設との複合化。 ・ 大森第四小学校とおおたっ子ひろばとの複合化（基本計画策定中）。

課 題	ファシリティマネジメントの共通認識のもと、区施設全般の総量抑制と有効活用を図る必要がある。
目 標	大きな視点から区施設のあり方を捉え、学習環境の確保とともに複合的機能を備えた施設としての学校改築を進める。
目標達成に向けた取組内容	大田区公共施設整備計画（後期）により、良好な教育環境を確保したうえで、子育て支援施設や他の区施設との複合化を検討することとしている。 検討にあたっては、関係所属とともに施設需要の把握に努め、情報共有を図りながら最適な施設整備を進める。
担当所属	教育総務課

(4) 公共施設等の見直し

公共工事等のコスト縮減と質の確保		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	指導要領等の変化に伴い、将来に向けて求められる学校施設の標準的な規模・機能を整理し、平成 26 年度に「学校仕様標準」としてまとめた。	
課 題	改築時において、規模・機能・仕様について学校ごとにバラつきが見られた。	
目 標	コストパフォーマンスの高い、使いやすくシンプルで丈夫な学校施設の建設を進める。	
目標達成に向けた取組内容	策定した「学校仕様標準」により、標準的パッケージによる必要な諸室及び十分な空間を備えた計画づくりとすることで、どの学校もバラつきのない均一的な「質」を確保した施設づくりを行う。 その上で、地域ニーズを捉えた機能を置き込むなど複合施設化を図り、区施設全体の建設コストの抑制を図る。	
担当所属	教育総務課	

(4) 公共施設等の見直し	
施設の必要性・あり方の見直し	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大田区公共施設整備計画（後期）を策定し、今後の学校施設の整備における方向性を明確にした。 ・ 関係部局との連携により、複合化や環境負荷の低減につながる取組みを計画・設計段階から行った。
課 題	全庁的・長期的な視点に立ち、最適な施設配置と集約化を図る。また、更新にあたっては財政負担の平準化を図る。
目 標	大田区公共施設整備計画（後期）に掲げる基本方針を、学校施設として可能な限り具体的な形で取り入れていく。
目標達成に 向けた 取組内容	<p>学校施設は、学校教育法に規定する施設として必要性があり、以下の観点から整備に取り組む。</p> <p>今後大量に見込まれる改築需要に対し、計画的に毎年2校の改築に取り組む。</p> <p>「学校仕様標準」による必要十分な規模・機能の確保とともに、維持管理のしやすい安全で快適な施設をつくる。</p> <p>良好な教育環境を確保したうえで、他の施設との複合化を検討し、区民共有の財産の有効活用を図る。</p> <p>地域防災活動拠点としての機能の充実を図る。</p> <p>太陽光発電や環境に配慮した高効率型設備・材料の導入により、環境負荷の低減に取り組む。</p>
担当所属	教育総務課

3 職員力を活かす行政経営の推進

これまでに掲げた改革事項に実効性を持たせるためには、職員一人ひとりの高い問題意識が求められます。

3つの改革事項と具体的取組みを掲げ、改革意識の醸成や計画的かつ戦略的な人材育成に取り組みます。

改革事項	具体的取組み	頁
(1) 経営改革の意識醸成	業務改善運動の実施	
	計画財政部	197
	総務部	201
	区民部	215
	環境清掃部	239
	職員提案制度の再構築	
	総務部	201
(2) 人材育成の充実	全職員を対象としたCDPの実施	
	総務部	202
	地域力推進部	209
	区民部	218
	ベテラン職員の知識やノウハウを継承する仕組みづくり	
	計画財政部	198
	総務部	203
	地域力推進部	210
	区民部	221
	環境清掃部	240
	行政委員会等	244
	専門職の育成	
	計画財政部	199
	総務部	203
	福祉部	229
	健康政策部	231
	こども家庭部	233
	都市基盤整備部	236
	環境清掃部	242
	管理監督者のマネジメント能力を強化する研修体系の見直し	
	総務部	204
職員の地域活動参加の推進		
総務部	205	
地域力推進部	211	

改革事項	具体的取組み	頁
(3) 働きやすい労働環境の整備	多様な雇用形態の活用	
	総務部	205
	都市基盤整備部	237
	ワーク・ライフバランスの推進	
	総務部	206
	地域力推進部	212
	区民部	224
	メンタルヘルスの推進	
	総務部	207
	地域力推進部	213
	区民部	227

計画財政部

(1) 経営改革の意識醸成	
業務改善運動の実施	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	前プランに基づき『量的改革』に加え、区民ニーズを的確に把握しサービスの質を向上させる『質的改革』を推進してきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢社会を見据え、限られた人員、財源等の行政資源を効率的・効果的に配分しながら、行政目的を着実に達成できる体制を整備していく必要がある。 ・ 区民ニーズへの適宜適切な対応や、未来プラン（後期）の着実な推進が求められる一方、行政には最小の経費で最大の効果をあげる責務があることや、区民一人あたりの職員数が他区と比べ依然として多いことから、今後も適正な定数管理を継続しなければならない。 ・ 職員一人ひとりが日々の仕事に埋没することなく、常に業務改善の意識を持つことが求められる。
目標	<p>業務量の総量削減による限られた行政資源（ヒト、モノ、カネ）の効果的な再配分につなげる。</p> <p>業務改善に対する職員一人ひとりの気運醸成を通じ、より効率的・効果的な行財政運営を実現する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>（仮称）マネジメント・リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局において最少の経費で最大の効果を得られるよう、事業の効果的な実施手法の構築、成果の検証・分析を絶えず行うことができる人材を育成する。 ・ 庁内連携強化のあり方を見直し、（仮称）マネジメント・リーダーを中心として、施策の弱点の補強や、事務事業の重複の排除による効率化と、課題解決の迅速化を図る。 <p>業務分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存事業の必要性、仕事の進め方、執行体制などの見直しを図り、業務量の縮減を目指す。 ・ 業務分析に際しては、新たな行政評価の仕組みを最大限活用するとともに、「プログラム評価」（ ）など新たな業務分析手法の研究を行う。

	<p>業務改善運動の実施</p> <p>福岡市（DNA 運動）、北上市（きたかみ Ping!Pong!Pang! 運動）など他自治体の先進事例を研究し、全庁的な業務改善運動の実施を検討する。</p>
担当所属	計画財政課

プログラム評価

「いかに質の高い作戦（施策）を策定するか」、「作戦（施策）をいかに効果的に遂行するか」に重点を置き、手段（事業）と目的（アウトカム）の整合性や合理性を検証することで既存事業の優先順位や整理統合を明確化する評価手法。

(2) 人材育成の充実	
	<p>ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり</p> <p>継続 ・ 新規</p>
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 互いの進捗状況が分かるよう、他工事の工程表を閲覧できるようにした。 ・ ベテラン職員を講師に指名し、課内研修を実施した。
課題	<p>知識や経験はそれぞれの職員に蓄積されているものであり、これらをマニュアル化するには限界がある。</p> <p>ノウハウを有するベテラン職員にとって、自身の業務を抱えながら後進の指導育成を行うには時間が限られている。</p>
目標	<p>効率的・効果的に技術を継承できる仕組みを整え、職員全体のレベルアップを図る。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>マニュアルでは伝えることのできない現場感覚や臨機応変の対応について、ベテラン職員を指導者として OJT を実施する。</p> <p>担当係長制にあっても、指示系統を明確にし係長による人材育成を推進する。</p>
担当所属	施設管理課

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別区の専門研修に参加させた。 ・ パソコン（CAD）研修などの内部技術研修を実施した。 ・ 新技術や新製品の動向を把握させるため、展示会などへの参加を奨励した。
課 題	<p>専門知識は、習って覚えるだけのものではなく、日常業務の繰り返しにより身につけるものでもあり、一朝一夕にはいかない。</p> <p>建築士などの資格を取得するには、時間と費用そして本人の弛まぬ努力を必要とし、職場の支援だけでは限界がある。</p>
目 標	<p>求められる専門知識やスキル等を着実に身に付け、それらを実際の現場で活用できる職員を育成する。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>特別区の専門研修や外部研修などに積極的に参加させる。</p> <p>OJTを通じて、即戦力となる職員を育成する。</p> <p>事務分担等の工夫や人事課との連携のもと、資格が取得しやすい環境を整える。</p>
担当所属	施設管理課

総務部

(1) 経営改革の意識醸成	
業務改善運動の実施	継続 ・ <input type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	-
課題	職員一人ひとりが仕事に対して前向きに取り組む姿勢や、常に新たな目標に向かい実現、達成を目指す意識改革が求められる。
目標	職員の自己啓発・能力開発の機会の提供、創意工夫する職場風土の醸成、組織の活性化を図る。
目標達成に向けた取組内容	職員提案制度の再構築、他自治体の取組み状況の把握と区の施策への反映、掲示板などを利用した PR 制度の検討を行う。
担当所属	人事課

(1) 経営改革の意識醸成	
職員提案制度の再構築	継続 ・ <input type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 職員提案制度は、平成 20 年度から職員の自己啓発・能力開発の契機、創意工夫する職場風土の醸成、組織の活性化等を目的として実施。 現在、新たな制度の企画・設計を進めるため、平成 26 年度から提案の募集を休止中。 <p><平成 20 年度～25 年度の実績></p> <p>提案件数 106 件 採用件数 26 件（うち、優秀賞 4 件、奨励賞 15 件）</p>
課題	<p>提案件数の低迷。</p> <p>職員提案の採用件数の減少。</p> <p>提案者が一部の特定職員に固定化。</p>
目標	<p>新規の提案者及び提案件数を増加させる</p> <p>新たな着眼点や発想による提案、繰り返し提案する職員の提案内容の質の改善を図る。</p>

目標達成に向けた取組内容	<p>以下の内容の実施に向けて、検討を行う。</p> <p>職員提案強調月間等の際に「テーマ（課題）」を設定し、そのテーマに基づいた提案を募集する。</p> <p>提案の種類に、業務改善に関する提案を「改善提案」として明確に位置づけ、未来の提案だけでなく過去の成果についても提案の対象とする。</p>
担当所属	人事課

(2) 人材育成の充実

全職員を対象としたCDPの実施		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	-	
課題	<p>係長職昇任選考の受験率の低迷。</p> <p>女性職員の管理監督層への登用。</p>	
目標	<p>職員が自身のキャリア形成に向けて積極的にチャレンジする意欲を醸成するとともに、それを支援する職場環境を整備する。</p>	
目標達成に向けた取組内容	<p>採用4年目職員を対象として、これまでの自身のキャリアを振り返るとともに、更なるキャリアアップにつなげる「主任主事4年目研修」を実施する。</p> <p>主任主事までの女性職員を対象に、キャリアデザインやワーク・ライフバランスについての理解を深め、将来のキャリアプランについて考える機会を提供する「女性職員のキャリアアップセミナー」を実施する。</p> <p>所属長が、業務の進行管理やOJTに関する助言、幅広く職員の相談に乗るカウンセリングの場として個別職員面談を実施する。</p>	
担当所属	人事課	

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ <input type="checkbox"/> 新規
これまでの 取組内容	-
課 題	ベテラン職員が蓄積してきた豊富な知識・経験の若手職員への継承が不十分である。
目 標	ベテラン職員の知識・経験について、若手職員への確実な継承に向けて、職場における仕組みづくりと、職員への意識啓発を図る。
目標達成に 向 け た 取組内容	退職前はもとより再任用・再雇用職員に対しても、これまでに培ってきた知識・経験を若手職員へ継承する必要性について、意識啓発と OJT の推進の一翼を担うための研修実施に向けた検討を行う。
担当所属	人事課

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	
	継続 ・ <input type="checkbox"/> 新規
これまでの 取組内容	-
課 題	専門職における中堅・若手職員の技術力の維持・向上が求められる。
目 標	専門職の職員に対する自己啓発支援を行い、職員自らが主体的に知識・技術の習得と職場での共有に取り組む意欲の向上を図る。
目標達成に 向 け た 取組内容	専門職職員の職務と関連する資格取得に関する支援を実施し、職務能率及び質の向上に資する。 一級建築士を目指す職員に対し、一級建築士受験準備講座を実施し、建築職としての技術力向上を図る。
担当所属	人事課

(2) 人材育成の充実	
管理監督者のマネジメント能力を強化する 研修体系の見直し	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<p>毎年度策定する「大田区職員能力開発計画」に基づき研修を実施。</p> <p><主な研修内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督者向け 係長・主査昇任時研修、新任係長研修、 係長3年目研修 等 ・ 管理者向け 管理職候補者研修、管理職昇任前研修、 新任管理職セミナー、リスクマネジメント研修、 管理職講演会 等
課 題	<p>各行政分野の課題解決を進めるために、管理監督者における能力開発の体系的かつ積極的な推進が必要である。</p>
目 標	<p>管理職が区政のリード役として適切な意思決定や戦略的な組織経営を行えるよう、総合的なマネジメント力の向上を図る。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>以下の研修について新規実施・見直しを図り、研修体系の充実を図る。</p> <p>課長補佐研修 地方自治体を取り巻く新たな課題など、時代のニーズに合ったテーマの講座を開設し、区政全般に対する問題意識の醸成を図る。</p> <p>管理職3年目研修 民間講座に派遣し、組織運営やまちづくり・行財政改革に関する理解や視野を広げ、マネジメントスキルの向上を図る。</p> <p>部長級を対象とした研修 民間講座に派遣し、部長級職員に求められる「戦略・組織・事業・職員」のマネジメントに関する理解を深め、執行責任者としての能力の向上を図る。</p>
担当所属	人事課

(2) 人材育成の充実	
職員の地域活動参加の推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用2年目の職員を対象に、地域で活動するNPOに関する講義とその活動の1日体験を行う現場体験研修を実施。 ・ 「サービスの手引き」を通じたボランティア休暇制度を周知。
課題	職員も地域活動に参加し、活動の理解を深めるとともに地域活動の担い手となる機会をつくる。
目標	職員が地域活動に参加することで、地域への貢献をするとともに、地域の実情を知ること、日常の業務において地域課題を発見し、その解決に向けた連携・協働のあり方に対する理解を促進する。
目標達成に向けた取組内容	引き続き、採用2年目職員を対象として、地域で活動するNPOの活動を体験する現場体験研修を実施する。 職員ポータルを活用する等、「ボランティア休暇」制度のさらなる周知に努めるとともに、職員一人ひとりが地域活動に参加しやすい環境を整備し、参加機会の拡大を図る。
担当所属	人事課

(3) 働きやすい労働環境の整備	
多様な雇用形態の活用	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職共済年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に60歳から65歳へ引き上げられた。これに伴い、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用するため、新たな再任用制度（フルタイム）を実施した。 ・ 民間企業等の専門性をもつ任期付職員採用の実施、国や東京都など他団体への交流（派遣）を実施。

課 題	再任用フルタイムの運用や必要とされる人材確保策の活用が求められる。
目 標	雇用義務化期間の延長に伴う再任用フルタイムの任用管理を実施する。
目標達成に向けた取組内容	フルタイム職員の適正な採用により、定年前職員と同様の運用管理を着実に管理していく。
担当所属	人事課

(3) 働きやすい労働環境の整備

ワーク・ライフバランスの推進		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	仕事と生活の両立支援の推進 平成 22 年度に策定した「仕事と生活の両立支援プログラム」に基づき、実績を公表している。	
課 題	仕事と仕事以外の生活バランスの調和を支援する環境の整備が必要である。	
目 標	公務能率の維持・向上を図りながら、子育てや介護など家庭の役割を果たすための支援を検討する。	
目標達成に向けた取組内容	配偶者同行休業の導入について検討を行う。 加えて、取得実績の調査を行い、制度の改善に努める。	
担当所属	人事課	

(3) 働きやすい労働環境の整備	
メンタルヘルスの推進	
継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	<p>平成 24 年 3 月に策定した大田区職員の「心の健康づくり計画」に基づき、以下の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業医・保健師による健康相談 ・各課にメンタルヘルス推進員を設置 ・ストレスチェックを実施 ・管理監督者向け及び職員向け「メンタルヘルスマニュアル」の策定及び周知 ・メンタルヘルス研修の実施 ・職場外復帰訓練の実施 <p style="text-align: right;">等</p>
課題	メンタルヘルス不調者受け入れ職場の負担軽減が必要である。
目標	メンタルヘルス不調者の周囲の職員が影響を受け、メンタルヘルス不調を発症させない職場環境を整備する。
目標達成に向けた取組内容	<p>職場復帰前に職場外復帰訓練の実施導入を推奨し、職場の負担を軽減させる。</p> <p>ストレスチェックの組織分析を所属長が改善に向け積極的に活用するよう促し、ストレス度の低い職場環境を整備する。</p>
担当所属	人事課

地域力推進部

(2) 人材育成の充実	
全職員を対象としたCDPの実施	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資質の向上 「大田区人材育成基本方針」をふまえた職務分担、区民サービス向上支援研修や地域力推進部の研修、職場外研修を通じた人材育成を進めるとともに、職場の「J」による相互の助言・指導により職員の業務処理能力、職員の資質を向上させた。 ・ 適切な事務引き継ぎ 職員の担当業務を2年とすることで、前年度担当していた職員が在職する間に実務を引き継げる体制を構築した。
課題	<p>業務の知識やスキルが不足しており、マニュアルや業務引継書による客観的、網羅的な継承方法の平準化・統一化が必要である。</p> <p>事務引継ぎの重要性に対する認識が欠如しており、情報共有がされていない結果、重要な懸案事項の引き継ぎがされず、同じような問題が発生することがある。</p>
目標	<p>職場内「J」の拡充と各種研修を通じて、職員のスキルアップを促進する。</p> <p>職員のチャレンジ精神及びキャリア形成を育成する職場環境を構築する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>複数担当制を実施し、職場内「J」を充実させることで、職員の能力向上やキャリアアップを図る。</p> <p>チーム制での業務対応により多様な業務を職員が把握できる環境を整備する。</p>
担当所属	地域力推進課、防災課、各特別出張所

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	ベテラン職員と若手職員を組ませ、ベテラン職員のノウハウを若手職員が継承している。
課 題	ベテラン職員の経験・ノウハウによる業務遂行能力を、職員全員で共有し区民に均質な行政サービスを提供することが必要である。 職務分担では、補助職員をつけているが、実態は主担当のみで仕事を遂行しているため、経験や知識を十分に伝えきれていない。
目 標	ベテラン職員が培った知識や技能を無駄にせず、確実に継承できる仕組みを構築し、事務引継書を作成することで円滑な事務引継ぎが行われるようにする。
目標達成に 向けた 取組内容	若手職員とベテラン職員による複数担当制を徹底し、ベテラン職員には、後輩職員の育成を担わせ、「若手を成長させる」「自身の知識や経験を継承させる」ことで、達成感を得られる職場環境を構築する。 今までベテラン職員が培ってきた業務に関する知識や仕事の進め方等をマニュアルにまとめ、課内での供覧・情報共有を通じ職務を適切に処理する。 事務の流れを時系列に表し、フローチャートにより担当者以外の職員が見ても理解できる資料を作成し業務を円滑に引き継げる環境を整備する。 新しい担当職員は、問題意識を持ち業務を遂行し、旧担当職員が在職中に培ったスキルを継承する。
担当所属	地域力推進課、防災課、各特別出張所

(2) 人材育成の充実	
職員の地域活動参加の推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を地域行事に従事させることにより地域とのコミュニティ形成を促すため、職員が日常的に地域活動に参加できるようにした。 ・ 職員が個人として地域行事やボランティア活動に参加した。
課題	職員の地域活動、手伝いは一過性であり、自治会・町会、青少年対策地区委員会担当業務以外の職員が、日常的に地域活動に参加できる機会は少ない。
目標	職員の地域活動への参加を促進し、地域とのコミュニケーションを図り、職員が地域の方と知恵を出し合い、コーディネーターとして活動できるようノウハウを継承していく。
目標達成に向けた取組内容	職務分担のローテーション、複数担当制を実施するほか、職員が地域行事に参加するように促すことで、職員が継続的に地域活動に参加する仕組みをつくり、地域とのコミュニティを形成する。
担当所属	地域力推進課、防災課、各特別出張所

(3) 働きやすい労働環境の整備	
ワーク・ライフバランスの推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と私生活の両立 「仕事と生活の両立支援プログラム」に基づき、職員の仕事と私生活との調和が図られるように努め、母性保護に関する休暇制度や各種特別休暇のほか、育児休業や介護休暇などの休暇制度、超過勤務などについて「服務等の手引き」を通じて周知を図る。 ・ 職務分担への配慮 本人の適性や職務の特性、業務量等をふまえた職務分担の設定及び職務分担の見直しを実施する。 また、職務分担を決める際には、職員の育児・介護などに配慮し、仕事量に大きな偏りがないように配慮している。
課題	休日出勤や振替処理、時間外勤務が連続することがあり、業務負担の軽減・平準化が必要である。
目標	業務効率を維持するため、不要不急の超過勤務を禁止し、年次有給休暇の取得促進、定時退庁を促す。 なんでも相談し合える職場の雰囲気づくりに努め、職員相互が助けあえる職場環境を構築する。
目標達成に向けた取組内容	事務を効率化することにより、超過勤務時間の縮減を図り、計画的に有給休暇を取得できる職場環境をつくる。 職務について職員一人が抱え込まないように担当業務を分散し、負担を軽減する。
担当所属	地域力推進課、防災課、各特別出張所

(3) 働きやすい労働環境の整備	
メンタルヘルスの推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>「心の健康づくり計画」に基づき、メンタルケア推進員（庶務係長）が、職員の健康状況を把握し、適切に声かけを行い、心の不調を早期に発見し、早い段階で適切に対処することを心がけ、心の健康を害さぬように、活発なコミュニケーションが行われる職場づくりに取り組んでいる。</p>
課題	<p>潜在的なメンタル不調者を早期に把握し、職場環境を改善するなど、適切に対応する必要がある。</p>
目標	<p>心の健康への知識の普及啓発と周知に努めるとともに、メンタル不調者の早期発見、メンタルを害した職員に対して、組織的に適切な対応を行い職場環境を改善する。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>個別職員面談、自己申告によるヒアリングの機会を通じて、職員の体調の変化を早期に発見するとともに、職員に悩みがある場合、いつでも相談を受けられるように日頃から、職員とのコミュニケーションを図る。</p>
担当所属	地域力推進課、防災課、各特別出張所

区民部

(1) 経営改革の意識醸成	
業務改善運動の実施	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	毎年、重点項目を定め、社会状況及び税収環境の動向を踏まえて、税の制度改正等に伴う業務環境の変化や新たな課題に対し迅速かつ効率的に対応し、区の基幹財源である区税の的確・正確な賦課を行うことで、安定した財源確保を図る。
課題	以下のような、税の制度改正等に伴う業務環境の変化や新たな課題に対し迅速かつ効率的に対応すること。 マイナンバー制度対応 平成27年度税法改正 (軽自動車税の税率変更及び重課、軽課の対応)
目標	毎年の重点項目に対して、その現状・目標・対応策を検討し、進行管理を行い着実に実行していく。
目標達成に向けた取組内容	重点項目は、課長・係長会にて意思統一されたうえで、課の目標を念頭に各係の目標を定め、係内で周知・徹底をし、課が一丸となって取組みを行っていく。
担当所属	課税課

(1) 経営改革の意識醸成	
業務改善運動の実施	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	毎年、納税課事務運営方針を定め、効率的な滞納整理を進めている。

課 題	納税課事務運営方針で定める滞納整理を効率的に進める必要がある。
目 標	納税課事務運営方針で定める滞納整理を着実に実施し、納税課の課目標である収納率を確実に達成する。
目標達成に向けた取組内容	納税課事務運営方針を職員に周知・徹底させるための説明会を開催。 職員一人ひとりが担当する滞納者の滞納整理状況を確認。必要に応じて係長およびベテラン職員から滞納整理の手法についてのアドバイス等を行う。
担当所属	納税課

(1) 経営改革の意識醸成

業務改善運動の実施	継続 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業について、複雑・煩雑化する業務に対応しながら区民サービスの向上を図り、懸案課題への取組み強化のために課内 PT 会議を設置して継続的に検討を行った。その成果として、25 年夏にプロポーザルを実施、業者選定し、26 年 3 月から窓口業務の委託を開始した。 ・ 国民健康保険業務の各係の課題を課として取り組むため国保業務係長会を開催している。 ・ 窓口業務の委託に合わせて、窓口スペースの拡大、委託によるフロアマネージャーの配置を行った。 ・ 保険料滞納者への取組み強化のため、東京都指導員に依頼し、滞納整理研修を 2 年間に渡って実施した。

<p>課 題</p>	<p>国民健康保険窓口業務は専門的定型業務であり、委託をしても、審査判断業務は職員が行う。窓口業務が少なくなっても職員は専門的かつ複雑な事例への対応を求められる。したがって、業務知識の維持向上に努める必要がある。</p> <p>専門的な業務のため係間で見解の相違もあり、課として意見調整に時間を要する。</p> <p>保険料滞納という機微な個人に関する情報について、通路で相談せざるをえないスペースの問題がある。</p> <p>執行体制の実現において、フロアレイアウト、フロアスペースの問題が妨げになっている。</p>
<p>目 標</p>	<p>職員は審査判断業務を中心に業務研修を行うなど求められる業務に特化してレベルアップを図っていく。そのため、業務フロー・業務マニュアルを定期的に更新し、職員と委託事業者がそれぞれの業務に関する知識を最新の状態にする。</p> <p>国民健康保険業務の円滑な遂行には係長会での意見調整が欠かせない。課題解決に向け継続的に係長会を開催する。</p> <p>個人情報保護の一層の徹底を図る。</p> <p>効率的なフロアレイアウト(フロアスペース)を実現する。</p>
<p>目標達成に向けた取組内容</p>	<p>審査判断業務研修の実施。業務マニュアルの最新版の作成。</p> <p>月2回の国民健康保険業務係長会の継続、効果的議題の提供。</p> <p>滞納者相談コーナーの個室設置や、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の各業務のワンフロア化など、効率的な執行体制が実現できるレイアウトの検討、実施。</p>
<p>担当所属</p>	<p>国保年金課</p>

(2) 人材育成の充実	
全職員を対象としたCDPの実施	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>新規採用者及び異動者を対象に、年度当初に課の業務のガイダンス及び実務研修を実施している。</p> <p>また、戸籍事務従事職員の専門的知識・処理能力の向上を図るため、マイスター（匠）認定職員を中心に研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍実務研修（対象：戸籍担当 11回/年） ・ 戸籍及び付帯事務研修（対象：戸籍住民課新人職員 2回/年） ・ 戸籍住基実務連絡会（対象：特別出張所職員 5回/年）
課題	<p>住民基本台帳事務と戸籍事務の分断化が懸念されており、双方の知識を持ち適切かつ効率的に対処できる職員が不足している。</p> <p>窓口業務の外部委託により業務の効率化は図られているが、一方で職員の知識・スキルの低下が懸念される。</p> <p>戸籍に関しては近年、涉外戸籍を始めとする複雑かつ難解な戸籍届出が増加し、職員にはこれまで以上に高度な専門的知識と事務処理能力が求められている。</p>
目標	<p>住民基本台帳事務と戸籍事務の知識を併せ持つ職員の養成を図り、適正かつ迅速で効率的な事務処理体制の構築を目指す。</p> <p>戸籍業務ではマイスター（匠）認定職員の充実・強化を図る。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>実効的かつ効果的なOJTの実施</p> <p>法令解釈、事例研究、事例の共有化を行っていく。</p> <p>マイスター（匠）認定職員の知識・能力の向上</p> <p>東京法務局等主催の外部研修へ参加し、資質向上を図る。</p> <p>体制面の見直し</p> <p>平成27年度からはこれまでの住民担当と戸籍担当を一本化し、組織体制面からも職員の能力向上を図る。</p> <p>職員の知識・スキルの確保</p> <p>窓口業務はほぼ外部委託しているが、職員が対応する窓口を設けることにより、職員の一定レベル以上の知識・スキルを確保する。</p>
担当所属	戸籍住民課

(2) 人材育成の充実	
全職員を対象としたCDPの実施	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課の新規採用者及び異動者を対象に4月当初に課の業務のガイダンスを実施している。 ・ 賦課業務においては、在職1年目、2年目を対象に職場内研修を実施している。 ・ 1年目職員を対象とした第三ブロック合同実務研修、2年目職員を対象とした特別区研修（課税）に職員を参加させている。 ・ その他、申告時期に合わせて税務署員による確定申告に係る研修、他区との情報交換、外部講師の研修などを通じ、職員のスキルアップを図っている。
課 題	新規採用職員の異動（3年～4年）やベテラン職員の異動に伴い、様々な研修と実務で培われた業務知識やノウハウの継承が難しい。
目 標	職場内研修の充実を図る。
目標達成に 向けた 取組内容	職場内研修は、対象者を「1年目」、「2年目」、「全員」と振り分け研修内容を絞り込んで行っている。その研修の充実を図るとともに効果的な研修に向け内容の精査を行う。
担当所属	課税課

(2) 人材育成の充実	
全職員を対象としたCDPの実施	
	継続 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	納税課事務運営方針が定める、滞納整理の年度スケジュールに基づいて、計画的な滞納整理を実施している。
課題	受け持ち件数が多いため、必ずしも計画どおりに滞納整理が進まないことがある。
目標	滞納整理の年度スケジュールの確実な達成を目指す。
目標達成に向けた取組内容	困難な滞納整理事例に対して、ベテラン職員の助言を積極的に受けられる体制を整備する。
担当所属	納税課

(2) 人材育成の充実	
全職員を対象としたCDPの実施	
	継続 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課の新規採用者及び異動者を対象に、4月当初に課の業務のガイダンスを実施している。 ・ 5月末には新規採用者、異動者、特別出張所窓口担当及び情報システム課異動者を対象に、課の業務の1日研修を行っている。 ・ 窓口担当者向けに詳細な業務マニュアルを作成し、日常業務の不明点の解消を図っている。
課題	<p>国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金は専門的な知識を要する業務であり、職員は当然に業務知識を十分習得していることが求められるが、定期的な異動のため業務知識やノウハウの維持が難しい。</p> <p>特に国民健康保険制度が頻繁に改正され、その都度国保システムの更新も必要になるが、国保制度を理解したうえで、システムを使いこなせる職員を育成することが非常に難しい。</p>

目 標	国保制度全般について理解する職員を複数人育成し、マイスターとして認定、継続的に後進の指導育成ができるようにする。
目標達成に向けた取組内容	資格係、給付係、収納担当係、システム担当係とそれぞれの業務に関連はあるが、独自に専門的になっている。計画的に各係の業務を習得するプランを作成する。 マイスター志望者は、普段から後進の指導を心がけ、各係の業務を自ら改善する姿勢で日々研鑽する。
担当所属	国保年金課

(2) 人材育成の充実

ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり		継続 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	住民基本台帳事務、戸籍事務のいずれにおいても、ベテラン職員あるいはマイスターが中心となり、実務を通して知識やノウハウを継承してきた。	
課 題	窓口職場であるため専門研修の時間創出が難しく、ベテラン職員のノウハウ継承がその届出等を担当した職員レベルで完結してしまい、組織としての共有ができていない。	
目 標	住民基本台帳事務、戸籍事務に関する知識レベルの組織としての底上げを図る。	
目標達成に向けた取組内容	ベテラン職員、マイスターが中心となって行うマニュアル等の改訂をローテーションにより全職員で実施していく。 また、これをベースに、事例研究等も盛り込んだ研修カリキュラムを作成し、計画的に実施する。	
担当所属	戸籍住民課	

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ <input type="checkbox"/> 新規
これまでの 取組内容	各処理業務に応じてプロジェクトチームを立ち上げ、業務マニュアルの作成、改訂を行っている。
課 題	業務マニュアルの継承と改訂の継続的实施が求められる。
目 標	ベテラン職員の知識の継承(引継ぎ)について取組みを行う。
目標達成に 向 け た 取組内容	ベテラン職員を講師にし知識の継承を意識づけることにより、職員のスキルアップ及び人材の育成を推進する。
担当所属	課税課

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ <input type="checkbox"/> 新規
これまでの 取組内容	滞納整理のためのOJTを実施している。
課 題	OJT研修のみではなく、個々の滞納整理におけるベテラン職員による助言機会を増やす必要がある。
目 標	困難な滞納整理において、ベテラン職員による助言を受けられるよう課内の協働体制を強化する。
目標達成に 向 け た 取組内容	困難案件の滞納整理事例の記録蓄積や、各マニュアルの充実を図る。
担当所属	納税課

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務引継ぎによって前任から後任に引き継ぐ中で知識やノウハウを継承してきた。 ・ 各個別業務ごとに手間と時間をかけ、相当な努力をしてノウハウを継承しながら人材を育成してきた。
課 題	<p>ベテランの知識やノウハウが時間とともに陳腐化しやすく、各自で身につけるものという意識があり、知識とノウハウを引き継ぐという意識が希薄である。</p> <p>ベテランの知識が属人的であり、異動とともに継承されない。PDCA サイクルの記録がなく、検討経過が残っていない。</p>
目 標	<p>事業担当者は、事業実施から一定期間経過後、事業評価を文書によりまとめる仕組みを作る。</p> <p>ベテラン職員が関わった仕事について、その仕事の講演会を開き、感想を述べてもらうことで、仕事の詳細な内容ではなく、取り組む姿勢を後輩職員に伝える。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>ベテランの業務と認識できる仕事のリストを作成する。</p> <p>事業終了後、文書による事後評価書を作成する。</p> <p>区のホームページ等で事後評価書を公表する。</p> <p>ベテラン職員による業務定例会を開催する。</p>
担当所属	国保年金課

(3) 働きやすい労働環境の整備	
ワーク・ライフバランスの推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の優先度や実工程の見直し、あるいはローテーションの工夫による職員の知識向上等の業務改善により、恒常的に多かった超過勤務を抑制した。 ・子育てや介護、病気がちな職員に過負荷とならないよう事務分担に配慮してきた。
課題	<p>住民記録や戸籍の各種届出は社会的背景もあり一定時期や特異日に集中するため、一時的に発生する超過勤務は避けられない面がある。</p> <p>人数の多い職場のため、出産、子育て、介護、病気等による休暇も相当数あり、現職員の負担が大きくなる場合がある。</p>
目標	<p>各種制度や休暇を取得しやすい職場づくりを行う。</p> <p>業務の効率化に取り組み、職員への過度な負担を防ぐ。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>事務分担については、特定の職員に過度の負担がかからないよう、引き続きこまめな調整を行う。</p> <p>一層の事務効率化のため、外部委託事業者も含めた業務内容・プロセス・体制の見直しを常に行う。</p>
担当所属	戸籍住民課

(3) 働きやすい労働環境の整備	
ワーク・ライフバランスの推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>賦課業務は、法令等で申告時期、賦課時期等が定められているため、1月～7月が繁忙期となっている。この状況の中で職員の育児、介護等に配慮した配置管理を行っている。</p>
課題	<p>繁忙期には、業務スケジュールの都合で超過勤務が継続する場合がある。</p> <p>業務の進行管理とともに業務の処理体制、手順の見直しが求められる。</p>

目 標	繁忙期における超過勤務削減を念頭に、当初課税に係る課の体制の見直しの検討をする。
目標達成に向けた取組内容	課の協力体制を強化しさらなる当初業務の効率化・迅速化を行い、繁忙期の超過勤務時間の圧縮を図っていく。
担当所属	課税課

(3) 働きやすい労働環境の整備

ワーク・ライフバランスの推進		継続 ・ 新規
これまでの取組内容	母性保護、育児休業、介護休暇などの各種制度をまとめた「服務等の手引き」を通じて周知を図るとともに、職員の育児・介護等に配慮した配置管理を実施。	
課 題	服務の各制度を取得している職員の分担事務の軽減が必要である。	
目 標	母性保護、育児休業、介護休暇などの各種制度を利用しやすい職場を実現する。	
目標達成に向けた取組内容	服務の各制度を取得している職員の分担事務の軽減ができるよう、係内での連携・協力体制を確立していく。	
担当所属	納税課	

(3) 働きやすい労働環境の整備	
ワーク・ライフバランスの推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な範囲で繁閑を平準化して業務計画を作成し、超過勤務の縮減に努めてきた。 ・ 子育て、介護、病気がちな職員には事務分担の軽減を図った。 ・ 国保年金課窓口では日常業務への対応に忙殺され良好な区民サービスを提供することができない状況も生じていたが、窓口業務委託の実施により、区民サービスの向上が実現するとともに、職員の超過勤務は従前に比べて減少した。
課題	<p>繁忙期は超過勤務が当然という意識があるため、年間事業計画を作成し、繁忙期を均す必要がある。</p> <p>大人数職場であることから、出産、子育て、介護、様々な病気等で休暇になる人数も相当あり、現職員の負担が多くなる傾向がある。</p> <p>外部委託やシステム対応など、業務の効率化・簡素化を図る必要がある。</p>
目標	<p>業務計画に基づいた業務遂行を行うとともに、業務の効率化・簡素化への取組みを進める。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>各係で年間の事業計画を立て、繁忙期の対応策を検討する。</p> <p>事務分担については、特定の職員に過度な負担がかからないよう調整を行う。</p> <p>業務の内容について、外部委託の可能性について常に検討し、係長会で意見を出し合い課としての意思を一つにする。</p>
担当所属	国保年金課

(3) 働きやすい労働環境の整備	
メンタルヘルスの推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	庶務担当係長、新規採用職員などは、メンタルヘルス研修を受講している。
課題	日頃から精神的に悩んでいる職員のサポート体制を確立していくことが必要である。
目標	常日頃から相談できる職場環境を確立する。
目標達成に向けた取組内容	職員間のコミュニケーションをよくする。 口数の減少、仕事上のミスが多発など、職員の変調の気づきを相互に察知し早急に対応に移す。 メンタルヘルス研修への参加により、メンタルヘルスケアの学習を行う。
担当所属	課税課

(3) 働きやすい労働環境の整備	
メンタルヘルスの推進	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス研修を受講して対応方法を学習している。 ・メンタルヘルス研修に講師を招いて課内で実施した。
課題	精神的な悩みを抱えた職員への対応について十分な知識を持ち合わせていない。そのため精神的な悩みを抱えた職員が複数いる場合でも改善の方向への方策を取ることが難しい。
目標	職員の精神的な悩みを解消し、前向きな意識を持って働くことができる職場環境にする。
目標達成に向けた取組内容	<p>職員間のコミュニケーションを活性化し、ストレスがたまらないよう何でも相談できる職場づくりを進める。</p> <p>対応方法を学ぶために、係長は定期的に研修を受ける。</p> <p>係長や親しい職員が率先して職員に話し掛けるなどして緊張を和らげる。</p> <p>仕事の悩みやストレスが軽くなるよう、業務マニュアルやシステム操作・業務研修会などの研修機会をより充実する。</p>
担当所属	国保年金課

福祉部

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	-
課題	<p>福祉職の職域が限定されているため、その有効活用が不十分である。</p> <p>福祉職自身のスキルアップが困難な状況にもある。</p> <p>再任用職員の従事職務が事務系のものが多いため、福祉職の職員がそれまで培ってきた業務経験が生かされにくい。</p>
目標	<p>福祉職の専門職としての能力及び経験を有効に活用し、区民サービスの向上を図る。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>福祉職(再任用職含む)の有効活用及び配置職場の拡大について検討を行う。</p>
担当所属	福祉管理課

健康政策部

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	
	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 1 月「大田区保健師人材育成ガイドライン」を作成し、体系化した研修により保健師の人材育成を進めている。 ・平成 26 年 11 月には、「大田区保健師人材育成ガイドライン」の一部である新任期チェックリストを見直した。
課題	<p>感染症や自然災害など健康危機管理への対応や、児童・高齢者虐待への対応など、区民の生命と健康に関わる保健師の役割は益々重要となっており、保健師の人材育成は大きな課題となっている。</p>
目標	<p>保健師の人材育成を組織的に実施し、公務員としての行政能力に加え、高い専門性と対応能力を計画的に育成し、区民に適切な支援を提供し、新たな健康課題にも適切に取り組めるようになる。</p>
目標達成に向けた取組内容	<p>保健師係長会・人材育成担当者連絡会を通じて、未作成である中堅期・ベテラン期におけるチェックリストを作成し、人材育成の資料として活用する。</p> <p>体系化された研修を実施する。</p>
担当所属	健康医療政策課

こども家庭部

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	-
課題	保育園同様、児童館及び学童保育施設等の水準の向上のための人材育成が求められる。
目標	子育て支援施策をけん引する人材を確保するとともに、専門的技術を有する職員を育成する。
目標達成に向けた取組内容	「人材育成指針」の策定と推進。
担当所属	子育て支援課

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	<p>児童相談行政を担う、専門的技術を有する児童福祉司を育成するため、児童相談所への実務者派遣研修を実施。</p> <p><派遣期間及び実績></p> <p>平成 21～22年：1名 平成 23～24年：1名</p> <p>平成 25年 ：1名 平成 26年 ：1名</p>
課題	<p>児童福祉司任用資格者の確保。</p> <p>福祉職の相談技術獲得のための職場配置方針の確立。</p>
目標	子育て支援施策をけん引する人材を確保するとともに、専門的技術を有する職員を育成する。
目標達成に向けた取組内容	<p>児童相談所への実務者派遣研修の継続実施。</p> <p>人材育成指針の作成。</p> <p>人事課と調整の上、福祉職の配置方針の作成。</p>
担当所属	子ども家庭支援センター

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	区立直営 18 園は地域の拠点として、保育の担い手としてのみならず、地域の保育水準の向上に貢献するため、平成 25 年 4 月「大田区保育園人材育成指針」を策定し、職員の計画的育成に取り組んでいる。
課題	地域の保育水準向上に向けた拠点機能を発揮するための人材の確保。
目標	子育て支援施策をけん引する人材を確保するとともに、専門的技術を有する職員を育成する。
目標達成に向けた取組内容	「大田区保育園人材育成指針」の推進。
担当所属	保育サービス課

都市基盤整備部

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	継続 ・ <input type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	<p>職務処理能力の向上を目指し、外部機関が実施する専門研修への職員派遣のほか、職場研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備部新任・異動者研修実施 ・若手に学ぶ仕事のスキルアップ実施 ・樹木点検員養成研修実施
課題	ベテラン職員がこれまで蓄積してきた豊富な実務経験や技術の中堅、若手職員に円滑に継承する取組みが不可欠である。
目標	厚みのある人材育成により、高度な課題にも対応できる職員の育成を目指す。
目標達成に向けた取組内容	<p>専門分野に特化した研修の充実。</p> <p>○J Tによる専門知識、技術の次世代への継承。</p>
担当所属	都市基盤管理課

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	継続 ・ <input type="checkbox"/> 新規
これまでの取組内容	<p>安全で安心な区民生活を支えるため、OJT や部内研修を適切に実施し、まちづくりに係る政策の企画・立案、都市基盤施設的设计・施工及び維持管理などの役割を担う技術職員の能力向上を図ってきた。</p>
課題	<p>近年、区民からの要望が多様化し、技術職員にも透明性及び必要性などの説明責任や、限られた予算で適切に都市基盤施設を維持管理するためのライフサイクルコスト等の意識を持つことが求められている。</p>

目 標	多様化する区民ニーズの的確な把握に努め、地域が求める都市基盤施設を区民との協働を推進しながら着実に整備し完成できる技術職員を育成することで、区民サービスの向上を図る。
目標達成に向けた取組内容	適切な施工管理や成績評定等をテーマにした技術研修の充実を図る。 最新技術やライフサイクルコスト等の高度な技術提案に関する業務研究発表会を開催する。 技術者の能力を客観的に評価する資格取得等の自己啓発を支援する。 受注者と連携した安全管理意識の醸成を目指した安全連絡協議会との調整・支援を行う等、民間技術者との技術交流を行う。
担当所属	建設工事課

(3) 働きやすい労働環境の整備

多様な雇用形態の活用	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	土木・造園技術職の約20%が経験者採用である。
課 題	経験者採用による職員でも知識と経験の差があり、公務員の基本が不十分な場合がある。 様々な雇用形態による職員を含む職場全体のコミュニケーションの活性化が求められる。
目 標	多様化、高度化する都市基盤整備事業に経験者の知識を発揮できる職場配置。 計画部門、建設部門、維持管理部門の多様な職場経験ができる環境を整備する。
目標達成に向けた取組内容	都市基盤整備事業は、首都直下地震への備えやオリンピック・パラリンピックに向けたまちづくり整備など主要事業が目白押しである。経験者が培った知識と経験を十分に活かすことができる体制を整える。
担当所属	都市基盤管理課

環境清掃部

(1) 経営改革の意識醸成	
業務改善運動の実施	
継続 ・ 新規	
これまでの 取組内容	環境基本計画やグリーンプランの計画事業実施により業務量が増加する傾向にある。効率的な事務事業に努めてはいるが、超過勤務などで対応している現状にあり、事業の見直しの必要性を認識しつつも、改革が進まない状況にある。
課 題	既存事業に加え、新規事業の立ち上げなどで、事務量が増加する一方で、スクラップアンドビルドが進まない状況にある。
目 標	区民サービスの向上や費用対効果を踏まえ、事業の統合や整理により効率化を図る。
目標達成に 向けた 取組内容	<p>事業の見直し、スクラップアンドビルドを進める。</p> <p>費用対効果などを考慮した事業推進を行う。</p> <p>職員一人ひとりの意識改革による事業の再構築を進める。</p> <p>外部との協働・連携による事業の見直しを行う。</p> <p>外部委託による事業の見直しを進める。</p>
担当所属	環境清掃管理課、環境・地球温暖化対策課

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<p>清掃事業を円滑に進めるには、国や東京都における廃棄物・資源物関連の制度改正への対応や、ごみ減量施策等の普及・啓発活動、収集現場におけるふれあい指導をはじめとする区民対応等について、知識やノウハウを継承していくことが不可欠である。</p> <p>このことから、特別区や区全体で実施する職層研修等のほかに、部内研修や清掃事務所・清掃事業所でのOJTなどに取り組んでいる。</p>
課 題	<p>事務系職員は様々な制度に習熟しても、概ね4年程度で異動対象となるため様々な制度が実施されるに至った経緯や背景等、制度の根幹部分に対する知識の継承が難しい状況にある。また、収集職員についても、多くのベテラン職員が定年期を迎え大量退職時代を迎えることから、収集現場での区民対応等についてもノウハウの継承が難しくなっている。</p>
目 標	<p>事業執行に支障が生じないように、異動してきた職員や収集経験の浅い職員に知識やノウハウを確実に継承するための研修等を充実していく。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>現在実施している以下の研修について、内容の見直し等を行い知識やノウハウの継承が確実に行われる研修としていく。</p> <p><環境清掃部部内研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者研修（異動転入者（事務系）対象） ・特別研修（異動転入管理職対象） ・技能長マネジメント研修（新任統括技能長・技能長対象） ・清掃実務フォローアップ研修 (清掃事業従事10年目職員等)
担当所属	環境清掃管理課

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	職務に関する知識やノウハウなどを継承するため、可能な限りベテラン職員と若手職員の2人1組で業務を行っている。
課 題	ベテラン職員の技量により、知識やノウハウの継承に差異が生じてしまう。
目 標	知識やノウハウの継承が正確かつ円滑に遂行できる職場環境を構築する。
目標達成に 向けた 取組内容	<p>以下のとおり、業務マニュアルの整備やOJTの充実を通して、職務に関する知識やノウハウなどを継承し、職場全体の能力向上と標準化を図っていく。</p> <p>知識の豊富なベテラン職員を中心に、各業務に関する仕事の進め方や考え方などのマニュアルを作成する。</p> <p>踏み込んだOJTを実践するため、業務ごとにベテラン職員と若手職員の組み合わせを変えるなど、知識の継承の標準化を図る。</p> <p>長年職場にいる職員（専門知識を有する職員）には、その技能を最大限継承するため、必要に応じて職場内研修の講師として、職員に知識を伝承する機会を作っていく。</p>
担当所属	環境清掃管理課、環境・地球温暖化対策課

(2) 人材育成の充実	
専門職の育成	継続 ・ 新規
これまでの取組内容	人材育成の基本方針に基づき、人事制度や研修制度、職場内での育成、自己学習の支援などさまざまな方策を実施した。
課題	行政組織や定数のスリム化の中で、社会経済情勢の変化や技術革新の進展に的確に対応しうる国際的にも高い水準の行政を実現するためには、専門職員の育成が不可欠である。
目標	多様化する区民ニーズと時代変化に対応できる行政機関の役割を担う人材育成を図る。
目標達成に向けた取組内容	<p>絶えず変化する社会情勢にあって、高度化・専門化する技術革新や情報を取り入れ、対応できる専門職の育成強化を以下のとおり進める。</p> <p>業務に関係する法令・基準や技術情報などは改正情報も含め適切に情報収集し、効率的な事務の執行と責任性の高い職務を遂行する。</p> <p>これまでに蓄積された事例や課題などを集約・提供することで職員を支援する。特に、事故事例などは再発防止策として活用し、区民から信頼性の高い組織づくりを形成する。自らの専門分野のほか、他の専門分野にも関わることで、職場全体の効率的な業務推進を図る。</p>
担当所属	環境清掃管理課

行政委員会等

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局における公職選挙法事例研究会を毎週 1 回実施。 ・ 東京都選挙管理委員会事務局主催の研修会へ参加。 (初級・中級・専門) ・ 特別区選挙管理委員会連合会ブロック研修への参加。 ・ 適宜 O J T の実施。
課 題	<p>公職選挙法の高度な専門性。 人材育成の核となる職員の必要性。 選挙管理の特殊性。 公正・中立な選挙を執行するための人材確保の安定性。</p>
目 標	<p>以下の視点から人材育成を進める。</p> <p>各選挙の特殊性に精通し、すべての選挙を経験している職員。</p> <p>関係法令に関する高度な知識を有する職員。</p> <p>調整・交渉能力に長けた職員。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>他自治体の選挙管理委員会事務局と、選挙時及び平常時の実務交流を実施する。</p> <p>マイスター制度の活用や新規採用ローテーション外の人材を充てるなど、選挙管理の特殊性に十分配慮した人事制度の運用について関係部局との検討を進める。</p> <p>進行中の実例などによる、より実践的な事例研究を実施する。</p> <p>より実践を意識し、目的を明確にした O J T を設定する。</p> <p>選挙種別ごとの実施マニュアルを作成する。</p>
担当所属	選挙管理委員会事務局

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査業務に必要な基礎的知識の習得を図るため、異動者及び希望者を対象としたOJTを実施。 ・ 特別区監査委員協議会主催の次の職員研修への参加。 初任者研修、一般研修、事例研修 ・ 月1回の定例的な情報交換を実施。 ・ 監査事務局実施要領等のマニュアルを作成。
課 題	<p>職員個々の知識の共有が不十分である。 研修参加者が習得した監査実務のノウハウや知識、情報の共有が不十分である。 指定管理者施設の増加や今後の新公会計制度の導入などにより、複式簿記の知識が一層必要になる。</p>
目 標	<p>日常的に情報交換が行われ、その内容が会議の場で共有化されマニュアル化されている。 新公会計制度による区財政の状況について、その評価ができる。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>定期監査等の期間中でも、予め開催日を決定しておき、全職員による監査における事例研究や問題点についての検討、情報交換を実施する。また、検討した内容についてはマニュアルに反映する。 研修参加者からの報告会を実施し、研修で得た職務知識や情報の共有化を図る。 複式簿記の研修を実施する。</p>
担当所属	監査事務局

(2) 人材育成の充実	
ベテラン職員の知識やノウハウを 継承する仕組みづくり	
	継続 ・ 新規
これまでの 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び議員の補佐に徹する事務局職員として必要な基本的な心構え等について、異動者を中心とした初任者研修を実施。 ・ 議員・議会事務局職員向け外部研修等への参加。 (全国市議会議長会研修、一般社団法人日本経営協会研修、地方議会改革・地方議会活性化講座等) ・ グループウェアを活用した会議結果及び会議資料の共有化の実施。
課 題	<p>ベテラン職員の持つノウハウや外部研修等に参加した職員が学習した情報の共有が不十分である。</p> <p>外部研修への参加機会が不十分であるため、他議会の取り組みや最新トレンドの把握と情報収集が不十分である。</p> <p>4年サイクルで行われる議員改選に対して職員の異動サイクルがマッチしないため、改選事務等におけるベテラン職員のノウハウが蓄積されにくい。</p>
目 標	<p>職員が有する情報やノウハウが職員間で共有・継承され、課題に対する明確な論拠を示すことができる知識レベルが均一化されている。</p> <p>さらに区民に親しまれる議会づくりに向けた最新の取組等、情報収集が的確に行われ、調査研究が行われている。</p>
目標達成に 向けた 取組内容	<p>必要に応じて定例会ごとの研修会や外部研修参加者が中心となった報告会を開催し、知識の継承と情報のさらなる共有化を図る。</p> <p>議員・事務局職員向けに開催される外部研修への職員の参加機会をさらに拡充し、情報の収集と知識の醸成を促進する。</p> <p>より着実な議会運営とするため、区議会事例集及び申し合わせ事項集の更新を進める。</p>
担当所属	議会事務局

<シートの見方>

「改革の内容」で示す改革事項一覧の
「改革事項」、「具体的取組み」と一致します。

(1) 区民との情報受発信と対話の推進	
広報・広聴機能の充実・強化 継続 ・ 新規	
これまでの取組内容	前プランから継続して取り組む事項を「継続」、 新プランで新たに導入した事項を「新規」として分類しています。 継続の場合、またはこれまで各部局において 自主的に取り組んできた内容を記載しています。 なお、新規の取組みでこれまでに実績がない場合は、 『 - 』と記載しています。
課 題	取組み事項における本区の課題を記入しています。
目 標	計画期間の4年間を通じて、 達成すべき目標を記載しています。
目標達成に向けた取組内容	目標達成に向け、4年間で取り組むべき 具体的な内容を記載しています。
担当所属	区民の声課

改革の具現化を担当する所管課を示しています。

(別 表)

1 これまでの取組みの全体像 (平成24年度～26年度)

1 - 区民本位の行政経営の推進			
1	(1) 情報公開と区民参画の推進	1 広報・広聴機能の充実・強化	
		2 区民参画の機会の充実	
	(2) 信頼される窓口づくり	3 窓口サービス向上のための取組み強化	
	(3) マネジメント機能の強化	4 マネジメント機能の強化	
2 - 持続可能な行政経営の推進			
2	(1) 効果的でムダのない事務事業の展開	5 行政評価システムの改善	
		6 補助金等の見直し・適切な執行管理	
	(2) 健全な財政運営の推進	7 予算編成手法等の見直し	
		8 企業会計的手法の活用	
		9 債権管理の適正化	
		10 受益者負担の適正化	
		11 新たな財源確保等の検討及び推進	
	(3) 柔軟で機動的な組織体制の整備	12 組織の強化・再編	
		13 職員定数の適正化	
	(4) ファシリティマネジメントの推進	14 区有財産の有効活用	
		15 公共工事等のコスト縮減と質の確保	
	(5) 環境への配慮	16 環境マネジメントの推進	
	(6) 危機管理機能の強化	17 危機管理業務計画の推進	
	(7) 地方分権・地域主導の取組み	18 地方分権の推進	
		19 都区のあり方検討	
	3 - 地域力を活かす行政経営の推進		
	3	(1) 地域活動の支援と地域力の醸成	20 地域の担い手づくりの推進
			21 特別出張所の機能強化
		(2) 産学公の連携による地域活性化の推進	22 産学公の連携による地域活性化の推進
(3) 新しい公共の推進		23 新しい公共の推進	
(4) 国際都市おおたの推進		24 国際都市おおたの推進	
(5) シティセールスの推進	25 シティセールスの推進		
4 - 職員力を活かす行政経営の推進			
4	(1) 職員力の強化	26 人材育成の充実	
		27 多様な雇用形態の活用	
		28 ワーク・ライフバランスの推進	
		29 職員の地域活動参加の推進	

2 具体的取組み内容について

1 - 区民本位の行政経営の推進	
(1) 情報公開と区民参画の推進	
1 広報・広聴機能の充実・強化	
ホームページのアクセシビリティの向上	総務省が提供するJIS規格対応検証ツールによりプログラム等の修正実施。今後、JIS規格への対応状況を再検証するとともに、ホームページのアクセシビリティに配慮した運用を継続する。
新たな情報発信ツールの導入	<p>24年10月：大田区公式ツイッターを導入。 25年 5月：デジタルサイネージを導入。 25年 7月：YouTubeに大田区チャンネルを開設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田区公式ツイッターのフォロワー数：5,839人（26年3月11日現在） ・デジタルサイネージ：区役所本庁舎1階、大田区総合体育館、アプリコ、産業プラザ、特別出張所計22か所 <p>引き続き、新たな情報発信ツールの安定的な稼働を確保する。</p>
区民ニーズへの迅速な対応	<p>区民からの意見・要望などについて以下の取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接遇研修への活用 ・関連部署間で迅速な情報の共有化 <p>引き続き、分析統計処理の迅速化を図り、区民ニーズへのさらなる適宜適切な対応を進める。</p>
2 区民参画の機会の充実	
区政サポーター制度	<p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区政課題等のアンケート調査実施（4回） ・施設見学（参加者32人）、講演会（参加者15人）を開催 ・区政サポーター会議開催（参加者38人） 第1期活動のしめくりとして活動内容の報告・感想集約 ・区政サポーター（第2期）を公募（2月） <p>【平成25年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区政課題等のアンケート調査実施（3回） ・講演会（参加者34人）、公開座談会（参加者23人）を開催 ・区政サポーター会議開催（参加者71人） 第2期活動開始にあたり、制度の趣旨と活動内容を説明 <p>引き続き、区民意見の区政への反映に向けた取り組みを進める。</p>
区民提案制度	<p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他地区の実施状況調査結果を検証 ・区政サポーターの活動状況を検証 ・検証の結果を踏まえ、提案制度について検討 <p>【平成25年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区政サポーター活動を利用した制度案の検証 ・検証の結果を踏まえ、提案制度について検討 <p>平成26年度中の実施に向けて、庁内調整を進める。</p>

(2) 信頼される窓口づくり	
3 窓口サービス向上のための取組み強化	
窓口サービスの向上	<p>【本庁舎】 以下の2点について検討実施。 「住民窓口の混雑緩和・待ち時間の短縮」 ・1階窓口においては、混雑時等の待ち時間計測による効率的な人員配置及びフレキシブルな委託業務運営を推進 ・従事職員の機動的な配置を行うため本庁舎北側の事務室スペース拡大 ・繁忙期及び昼休み時間帯における窓口体制の強化 ・受付時の「所要時間」周知 など 「土曜日、日曜日の取扱い業務の拡大」 ・4階国保年金課窓口ではレイアウト変更により窓口スペース拡大 ・26年3月から窓口業務委託の本格実施 引き続き、取組みの充実を図るとともに、マイナンバー制度導入に伴う窓口のあり方を含め、区民へのサービス向上に向けた検討・改善を行う。</p>
	<p>【特別出張所】 ・平成24年度に6特別出張所(池上・嶺町・鷓の木・千束・矢口・蒲田西)、平成25年度に6特別出張所(大森西・田園調布・久が原・雪谷・六郷・蒲田東)で区民サービス向上支援研修を実施。 ・外部講師による窓口・電話対応の評価や改善策の検討を行った。今後も6特別出張所(大森東・入新井・馬込・新井宿・糎谷・羽田)において、区民サービス向上支援研修を実施し、さらなる接遇向上を図る。</p>
	<p>【建築審査課】 平成24年度:窓口業務改善案の検討 平成25年度:申請書等記載台の設置 非常勤職員による窓口コンシェルジェ体制の整備 受付カードによる待受け処理体制の確立 今後も、再任用職員により窓口コンシェルジェ体制の強化、過去の建築確認情報等のデータベース化、GISシステムとのリンケージ環境の整備、デスクトップ上での証明書等の発行事務を行う環境構築を行う。加えて、建築設備、工作物等にかかる確認、報告情報についても環境改善を目指す。</p>
4 マネジメント機能の強化	
区民ニーズ把握の充実・活用	25年度、「女性経営者と区長との懇談会」を開催。 引き続き、区民ニーズの把握の機会を設ける。
シンクタンク機能の充実	<p>・地域における大学等研究機関との連携を図るため、平成24年5月に東京工業大学との基本協定を更新したほか、同年10月には片柳学園、25年4月には東邦大学と「連携・協力に関する基本協定書」を締結。 ・また、東邦大学と研修など人材育成における連携・協力の可能性についての意見交換を実施。</p> <p>引き続き、基本協定を締結した教育機関等と、人材育成をはじめとした連携・協力の可能性について調査・検討を進める。また、必要に応じて地域課題の解決に向けた意見交換を行う。</p>
その他	<p>・産業経済部にて以下の取組みを実施。 「羽田区空港跡地における成長戦略拠点の形成」に係る基本計画検討及びPFI等導入可能性調査を実施。拠点形成にかかる基本計画をまとめるとともに、整備と運営に関して官民連携による整備を含む最適な事業手法を検討。</p> <p>・まちづくり推進部建築審査課にて以下の取組みを実施。 平成24年度:建築安全マネジメント計画に基づく取組みの検証 平成25年度:同計画に基づく取組みの検証と計画の見直し 引き続き、当該計画に基づく取組みの検証を進める。</p>

2 - 持続可能な行政経営の推進

(1) 効果的でムダのない事務事業の展開

5 行政評価システムの改善

事務事業の検証・評価	<p>【事務事業評価】 平成22、23年度に実施した事務事業自己評価により事務事業において課題があるもの、取組み予定があるものについて進捗状況調査を実施。25年度にはおもに補助金事業を対象とした事務事業外部評価を実施し、外部委員の意見をいただきながら事業の改善に努めた。今後は施策評価の一環として評価・検証を行う体制を整備する。</p> <p>【入札・契約事務の適正化】 入札・契約事務の一層の適正化を図るため、課題を分析。今後の入札・契約制度について、入札・契約制度改革検討委員会にて審議を行い、制度の見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度 不落随意契約原則禁止、入札監視委員会の設置、最低制限価格の設定方法の見直し、工事総合評価落札方式(特別簡易型)試行、要綱の改正、準区内業者認定基準の制定 ・平成25年度 随意契約ガイドライン、プロポーザル方式実施ガイドラインの策定、競争入札指名停止措置要綱の制定、公共工事中間前払金制度の導入(26年度実施)、工事総合評価落札方式(特別簡易型)試行、要綱の改正 ・引き続き、以下の事項について検討を進める。 JV取扱要綱・指名基準の改正、総合評価落札方式の検証・改善、新しい発注方式(CM方式等)の検討、公契約条例の検討
------------	--

行政評価システムの見直し	「大田区における事務事業の検証・評価に関する基本方針」により取り組んできた事務事業の評価・検証手法を改めて精査し、未来プラン(後期)の達成度評価につなげるべく、評価・検証手法の見直しを含めた方針の改定作業を進める。
--------------	---

6 補助金等の見直し・適切な執行管理

補助金等の見直し・適切な執行	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度、おもに補助金事業を対象とした事務事業外部評価を実施。 ・平成25年度、事務事業外部評価や包括外部監査による指摘などの課題を解決するため、庁内に補助金等検討委員会を設置。 ・補助金等の適正な執行に向けた「大田区補助金等交付規則」を公布。 ・平成26年度は交付規則に基づき、全部局での補助金等交付要綱の改正等を進め、27年4月1日規則施行と整合を図る。
----------------	---

(2) 健全な財政運営の推進

7 予算編成手法等の見直し

予算編成手法等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・未来プラン(後期)策定に合わせて、平成26年度から30年度の中期財政見通しを作成、公表。 ・引き続き、中長期的視点に立って予算編成を行うとともに、効率的・効果的な財源配分と執行を推進する。
-------------	--

8 企業会計的手法の活用

企業会計的手法の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ストック、コスト情報などの経年比較や他の地方公共団体との比較により区の特性を分析し、OTAシティ・マネジメントレポートを作成、公表。 ・個別事業ごとの分析を、平成24年度は1事業、25年度は2事業にて実施。 ・平成25年8月に、今後の新地方公会計の推進に関する研究会(総務省所管)による「中間とりまとめ」が公表され、「最終報告」が26年4月に行われる予定。この動向を注視し、東京都や他区との情報共有を行いながら、引き続き検討を進める。
------------	--

9 債権管理の適正化	
収納機会の拡大	<p>区民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の現年度分について、以下のとおり、早期収納対策の強化に取り組んできた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額納税者に対する納付管理の徹底 ・納付案内センターにおける納付勧奨の充実 ・分割納付者の管理の強化 <p>引き続き、現年度分区民税の収納について、納付案内センターによる電話勧奨を拡充するとともに、高額案件への電話催告を実施し、早期納付を促す。また、現年度担当専従職員と収納管理部門職員による現年度収納対策のさらなる拡充を図る。</p>
滞納対策の強化	<p>【全体事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産調査の徹底や差押処分の積極的な推進を実施。また、コンビニ収納やモバイルレジ、口座振替の勧奨強化を実施。 ・引き続き、年間を四期に分け、各期の具体的な滞納整理計画を策定し実行していく。その際、財産調査の徹底と年間を通しての差押処分の実施、それに基づく納付交渉、換価処分を推進する。加えて、夜間・休日事業(納付相談窓口)の効果的活用を図る。
	<p>【国民健康保険料】</p> <p>保険料未納者に対しては督促状、催告書の発行や滞納整理強化月間を設けて滞納整理を進め、現年度納付に力を入れた保険料徴収を行う。</p>
	<p>【中小企業向け融資等】</p> <p>平成25年度、債権譲受から5年未満で弁済交渉に応じないケースについて弁護士を通じた支払督促状送付、債権の早期整理回収を開始。</p>
	<p>【住宅使用料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者及びその連帯保証人に対して、書面及び電話による督促、催告のほか、納付相談等を実施。 ・少額滞納者 <ul style="list-style-type: none"> 新たな長期高額滞納者を未然に防止するため、初期段階から委任弁護士と連携し、滞納使用料等の分割弁済を約する合意書を26件締結するなど、必要な法的措置を講じ未徴収債権の回収を促進。 今後も、住宅使用料等の滞納者及びその連帯保証人に対する書面及び電話による督促、催告のほか、納付相談等を実施。 少額滞納者については、委任弁護士と連携して、10件強の合意書締結を目指す。 ・長期高額滞納者 <ul style="list-style-type: none"> 委任弁護士と連携して、建物明渡し等の請求に関する民事訴訟の提起8件及び訴え提起前の和解(即決和解)の申立て4件など、必要な法的措置を講じ、不法占拠者への明渡し及び未徴収債権の回収を強化。加えて、25年度には裁判所の判決に基づく住宅明渡しの強制執行を3件実施。 今後も委任弁護士と連携し、建物明渡し等の請求に関する民事訴訟の提起及び訴え提起前の和解(即決和解)の申立てなどの法的措置を10件程度を目標に推進。また、不法占拠者への明渡し及び未徴収債権回収の強化、裁判所の判決に基づく住宅明渡しの強制執行、未徴収債権の強制執行も実施する。

10 受益者負担の適正化	
受益者負担の見直し	<p>【事業系ごみ処理券の料金改定】 東京23区及び東京清掃一部事務組合と共同で平成23年度から検討。平成20年4月の料金改定時に廃棄物処理手数料と手数料原価との間にかい離があったため、25年10月に料金改定を実施(4円/kgアップ)。</p> <p>【粗大ごみ手数料の料金改定】 一般廃棄物処理手数料を基礎として算出しているため、25年10月の事業系一般廃棄物処理手数料の改定と連動実施。</p>
11 新たな財源確保策等の検討及び推進	
新たな財源確保の推進	<p>【広告媒体の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に実施していたホームページやくらしのガイド等に加え、戸籍住民課及び特別出張所で使用している窓口用封筒を、広告付封筒として無償提供を受け、経費削減に努めた。 ・広告の掲載をホームページなどの広告媒体に限定していた規定を改定し、広告媒体の対象を印刷物や施設など、様々な区有資産に拡大するよう規定を整備。 ・デジタルサイネージの設置に際し、民間事業者の広告を放映することで、経費削減に努めた。 ・パンフレット「資源とごみの分け方・出し方」への広告掲載について広告業者への調査実施。引き続き、事務上の負担が増えない形で広告掲載ができないか検討を行う。 ・図書館電算システム機器更新にあたって、図書館ホームページのトップページにバナー広告の導入を計画し、運用検討の結果、26年2月からバナー広告掲載を開始。引き続き、図書館ホームページへのバナー広告掲載増に向け、取組みを進める。 ・職員用の広告事業ガイドラインを作成し、各所属のあらゆる資産を広告媒体として積極的に有効活用できるよう働きかけを実施。 ・今後、地域力を活用した歳入確保策の工夫や資産本来の用途や目的を妨げない範囲で、庁舎内の空きスペース等を活用した広告事業にも取り組む。民間事業者からのアイデアの募集やネーミングライツの導入についても、他自治体の動向に注視しながら、導入の可能性を引き続き検討する。 <p>【資源の有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年10月から、小型家電リサイクル事業を実施。小型家電等に含まれる有用金属やレアメタル等を選別し売却することで、廃棄物の減量、資源の有効活用を図るとともに、売却収入による歳入確保を図る。 ・26年度は粗大ごみのピックアップ回収の対象地域を拡大し、さらなる歳入の確保を図る。
(3) 柔軟で機動的な組織体制の整備	
12 組織の強化・再編	
効果的、効率的な組織の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・社会状況の変化に適時的確に対応するべく組織体制の再構築を実施。 ・引き続き、組織経営の視点に立ち、組織の分割、統合及び廃止など適切な体制を整備していく。
13 職員定数の適正化	
大田区職員定数基本計画の策定	<p>大田区職員定数基本計画(平成26年度～28年度の3年間が計画期間)を25年6月に策定。計画に基づき、職員定数を適正・計画的に管理していく。 職員定数の削減目標:220人程度</p>

(4) ファシリティマネジメントの推進	
14 区有財産の有効活用	
区有財産の有効活用	志茂田小・中学校改築に伴う校舎と区民利用施設との複合化、羽田地区公共施設最適配置・整備方針に基づく施設の再配置、北蒲ひろば・ふれあい運沼・大森西特別出張所の施設内部効率化による小規模施設移転・設置などにより施設の有効活用を推進。
ファシリティマネジメント基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区ファシリティマネジメント基本方針」を策定し、今後の実施内容の柱に施設再配置方針の策定を位置づけた。 ・平成26年度の公共施設白書の策定により区施設の現状や課題を把握し、平成27年度に施設再配置方針を策定する。
大田区公共施設整備計画における施設整備計画の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区公共施設整備計画後期(平成26～30年度)」を策定し、後期5年間の公共施設整備の実施内容を定めた。 ・特別出張所(蒲田西等)、区民センター(大田等)、小中学校などの改築を進めるとともに、公園等を含めた区公共施設の再配置や複合化を行い、区有財産の有効活用を推進する。
普通財産の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産となっている土地や建物は、児童施設や福祉施設などとして活用。 ・引き続き、未利活用の財産については、庁内での需要把握に努め、管理費用の抑制とともに建物を取りこわして新たな需要に対応するなど活用に向けて検討を進める。
耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における業務継続と災害対策本部機能を果たすべく、耐震性向上に係る本庁舎のあり方及び改修工事案を検討する本庁舎耐震性向上検討委員委員会を設置。 ・本庁舎耐震性向上検討委員委員会で検討を行い、改修工事の基本計画を策定する予定。
施設の長寿命化	公園、橋りょう、区営住宅等について長寿命化計画を策定し、順次整備を推進している。
15 公共工事等のコスト縮減と質の確保	
総合評価方式(特別簡易型)の実施促進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の導入により、価格と品質の両方を評価し総合的に優れた調達を可能とする。そのうち、同種工事の施工実績や工事成績、地域貢献など一定の評価項目と入札価格を総合的に評価する「特別簡易型」を試行実施。 実施件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度:12件実施 平成25年度:11件実施 ・入札監視委員会で実施内容、要綱の見直し等について検討。 <p>引き続き、総務部経理管財課と関連部局の連携の中で促進を検討。</p>

<p>バリューエンジニアリング（VE）を活用した公共施設の整備</p>	<p>公共施設の建築、改築・改修工事等において、コストの削減と優れた品質を確保するため、バリューエンジニアリング（設計・入札時・契約後）を活用した、より有効な施設整備手法を検討。以下の施設において、設計段階における内部職員によるVEを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）障がい者総合サポートセンター新築工事基本設計 ・新井宿特別出張所改築工事实施設計 ・東調布公園水泳場改修工事实施設計 ・六郷保育園及び六郷図書館改築工事实施設計 ・東六郷小学校校舎改築工事实施設計 ・志茂田小学校及び志茂田中学校校舎改築工事基本設計
<p>(5) 環境への配慮</p>	
<p>16 環境マネジメントの推進</p>	
<p>大田区役所エコオフィス推進プランの推進</p>	<p>・「大田区役所エコオフィス推進プラン（第3次計画）」に基づき、区の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組んできた。その結果、平成24年度においては二酸化炭素排出量を21年度比で6.4%、電気使用量は8.6%、都市ガス使用量は1.0%の削減。</p> <p>・引き続き計画に基づく環境負荷の低減に努めるとともに、第4次計画（平成27～31年度）策定に取り組む。</p> <p>【具体的な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古川こどもの家改築工事に併せて太陽光発電設備を設置。 ・以下の施設で空調機器を高効率なものに交換。 <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">馬込区民センター <li style="width: 50%;">六郷文化センター <li style="width: 50%;">山王草堂記念館 <li style="width: 50%;">産業プラザ <li style="width: 50%;">特別養護老人ホーム糞谷 <li style="width: 50%;">うめのき園 <li style="width: 50%;">大森児童館 <li style="width: 50%;">馬込文化センター <li style="width: 50%;">蒲田児童館 ・本庁舎地下駐車場の照明器具を高効率な器具に交換。 ・（仮称）仲六郷二丁目複合施設の新築工事に併せて太陽光発電設備を設置。 ・以下の施設で照明器具を高効率な器具に交換。 <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">大森地域庁舎 <li style="width: 50%;">区営アロマ地下駐車場 <li style="width: 50%;">池上第二小学校 <li style="width: 50%;">東調布第三小学校 <li style="width: 50%;">赤松小学校 <li style="width: 50%;">大森第六中学校の普通教室 ・新井宿特別出張所改築工事及び（仮称）障がい者総合サポートセンター新築工事に併せて太陽光発電設備の設置。 ・庁有車を、ハイブリッド車を中心に省エネルギーや二酸化炭素の排出削減など環境に配慮した車両に変更。
<p>節電対策の推進</p>	<p>・東日本大震災に伴う、電力供給不足への対応として、平成23年度から夏期における節電強化を実施。平成24年度の電力使用量は震災前の22年度比17.8%の削減。25年度は22年度比15.7%の削減。またリアルタイムで電力の使用状況が確認できるデマンド監視装置の試験導入（7施設）を実施。</p> <p>・今後、国の夏季の電力需給対策や省エネルギー対策の動向を踏まえ、区における夏期の節電対策を検討。また、新たに17施設にデマンド監視装置を導入予定。</p> <p>引き続き、照明の間引きやファン等の運転調整により節電を継続的に実施。電気の調達は、CO2排出係数の少ないPPSから行うこととし、二酸化炭素の排出削減に取り組む。</p>

<p>廃棄物排出量削減の取組み推進</p>	<p>これまで、施設ごと、期ごとの比較により、大きな増加をした施設は、その理由を調査、減量指導を実施。しかし、区施設全体の一般廃棄物排出量は、390万kg台で推移。そこで、24年度に現地調査を実施。学校施設の樹木処理が集中して行われたことなどの原因判明。指導や改善を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の枝葉等の処理は計画的に行うよう指導 ・全排出量の2割近くを占める特別養護老人ホームへの指導 ・排出量の適正把握に向け契約内容の見直し <p>引き続き、小中学校など大量排出施設において、同種施設比較、経年比較、排出量が増加した地区の現地調査などに基づく原因分析と指導を行い、排出量の削減を目指す。</p>
<p>(6) 危機管理機能の強化</p>	
<p>17 危機管理業務計画の推進</p>	
<p>業務継続管理の推進 (震災編)</p>	<p>【平成24年度】 業務継続計画(以下「BCP」という。)を実行力のあるものにするため、全庁的な調整が必要な重点課題である災害時における職員配備態勢を見直し。</p> <p>【平成25年度】 地域拠点の初動期情報連絡機能の強化を目的として、避難所に配置される職員を対象とした情報連絡研修を実施。全部署を対象にロールプレイング形式による本部運営訓練を行い各部の課題抽出。</p> <p>今後は、平成25年度の本部運営訓練で抽出した複数の部にまたがる重要課題の解決に向けて、各部との調整を進める。また、各部と連携した訓練や総合防災訓練の際に災対各部の参加により、各部でも継続的にBCPを修正し、運用体制の充実を図る。</p>
<p>業務継続管理の推進 (新型インフルエンザ編)</p>	<p>平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、「大田区新型インフルエンザ対策行動計画(平成20年11月)」に替わる新たな行動計画「大田区新型インフルエンザ等対策行動計画」の作成に着手(各部局案を防災・危機管理担当部長に提出)。平成26年度決定予定の「大田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、新たなBCPを策定する。</p> <p>【平成24年度】 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)の25年4月施行に合わせ、25年3月に「大田区新型インフルエンザ等対策本部条例」を、同年4月に同条例規則を制定し、緊急事態宣言時における大田区新型インフルエンザ等対策本部体制を規定。</p> <p>【平成25年度】 東京都行動計画に基づいた「大田区新型インフルエンザ等対策行動計画(区行動計画)」の早期策定のため、保健所等関係機関と連携し検討実施。</p> <p>今後、大田区新型インフルエンザ等対策有識者会議を開催し、区の行動計画を策定する。22年に策定した「大田区業務継続計画(新型インフルエンザ編)」を見直し、特措法及び区行動計画に基づき、新たな大田区業務継続計画(新型インフルエンザ等編)の策定を目指す。</p>

(7) 地方分権・地域主導の取組み	
18 地方分権の推進	
事務移管等の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次～2次の一括法施行に伴う区における例規整備については、所管部局への情報提供および全国市長会・特別区長会等との連絡調整を実施。 ・例規整備を求められる法令として、「義務付け・枠付け、条例制定権の拡大」は10本、「基礎自治体への権限移譲分」は15本であり、規程整備については対応済み。 ・第4次の見直しに際して、「用途地域の都市計画決定権限の移譲」、「児童相談所の移管」、「区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限の、財源と合わせての移譲」の3点を、全国市長会を通じて国に提案。 <p>引き続き、第4次見直しにより移管が決定している事案についての情報収集、所管部局との連絡調整を実施するとともに、全国市長会を通じて、権限移譲の提案を行う。</p>
地方分権改革に関する調査研究	<p>【平成24年度】 「大阪都構想」の概略及び「大都市地域における特別区の設置に関する法律」について調査研究を実施。</p> <p>【平成25年度】 道州制についての調査を実施。</p> <p>引き続き、道州制について調査研究を進める。</p>
19 都区のあり方検討	
都区のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「都区のあり方検討会」では、平成23年以降、「都区の事務配分」、「特別区の区域のあり方」のいずれについても具体的な議論がなされていない。 ・ただし、児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討については、都区のあり方検討会とは切り離して、検討の進め方等について都区間で協議し、整理していくこととなっていることから、区における児童相談所の体制のあり方等について、所管部局と必要に応じて意見交換を実施。 ・「東京の自治のあり方研究会」は、24年度に5回の会議開催。会議の事務局を務める特別区長会からの依頼により、会議における討議資料（「東京都、区市町村の産業政策として実施している施策事業の例」）を作成、提供。
東京の自治のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京の自治のあり方研究会」が、平成24年度に5回の会議が開催された。会議の事務局を務める特別区長会からの依頼により、会議における討議資料（「東京都、区市町村の産業政策として実施している施策事業の例」）を作成、提供。 ・東京の自治のあり方研究会では、25年3月に中間報告あり。 <p>研究会における議論は引き続き行われる予定であることから、情報収集を進めるとともに、必要に応じて、自治のあり方に関する本区の考え方を表明していく。</p>

3 - 地域力を活かす行政経営の推進

(1) 地域活動の支援と地域力の醸成

20 地域の担い手づくりの推進

地域の人材育成	<p>【区民活動コーディネーター養成講座】 平成24年度実績 全 8回 参加人数37名(区民34名・職員3名) 平成25年度実績 全10回 参加人数37名(区民34名・職員3名)</p> <p>自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPOや事業者など、地域での連携・協働を推進するため、他団体との「つなぎ役」となる人材の育成を図った。</p> <p>引き続き、9月中旬から3月、現場体験研修も含めて全10回の講座を実施し、30人程度の受講生を予定。</p> <p>【生涯学習人材育成講座の実施、講座修了生の組織化、活動支援】 平成24年度実績 参加者17人 平成25年度実績 参加者30人</p> <p>前年度までの参加者と合わせて「生涯学習リーダー」とし、社会教育課主催の区民大学の企画運営、社会教育情報の取材原稿作成、生涯学習相談会の区民対応など、区民の生涯学習の推進役としての活動を支援。25年度は、自主組織を発足させた。</p> <p>引き続き、講座の開催などを通じて、生涯学習リーダーの活動を支援(講座・生涯学習相談等における協働の取組みの推進、自主事業に対する支援の検討・実施)。</p>
---------	--

21 特別出張所の機能強化

地域協働協力員による区民活動支援	<p>地域の特色を活かした地域密着型の活動をしている自治会・町会やNPOなど、団体間の連携・協働を支援するため、NPOなどの活動に関する知識・経験がある協力員(区非常勤職員1名)を地域課題内容に応じて派遣。</p> <p>【平成24年度実績】 ・洗足区民センター「異世代交流事業」 ・羽田地域主催「サマースクール」 ・馬込第三小学校「馬込文士村継承会による特別授業」</p> <p>【平成25年度実績】 ・洗足区民センター「運営協議会」 ・羽田地域主催「サマースクール」 ・大岡山北口商店街・調布まちなみ維持課主催「大岡山駅前花壇づくり」</p> <p>引き続き、地域協働協力員(区非常勤職員1名)を、特別出張所・地域などに派遣し区民活動を支援する。</p>
------------------	---

(2) 産学公の連携による地域活性化の推進

22 産学公の連携による地域活性化の推進

産学公の連携促進	<p>基本協定に基づき、連携を進め、地域の活性化を図る。</p> <p>平成24年 5月:東京工業大学と連携・協力に関する基本協定更新 平成24年10月:片柳学園と連携・協力に関する基本協定締結 平成25年 4月:東邦大学と連携・協力に関する基本協定締結</p>
----------	---

産学公交流推進	<p>【対象者】 区内中小企業、大学等研究機関、公的機関</p> <p>【制度概要】 中小製造業が産学連携により技術的な課題を解決し、新製品の開発促進や新技術の獲得をするための支援策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 : ニュースレター発行(24年度 10回発行) ・産学公交流相談 : 相談員による相談業務の実施 (24年度 相談件数224件(医工相談を除く。)) ・産学技術交流推進: 技術交流セミナー・テーマ別研究会の立ち上げなど (24年度 産学公交流サロン43回実施)
医工連携支援	<p>【対象者】 区内中小企業、医療機関、大学医学部等医療系研究機関、医療系製造販売企業、公的機関</p> <p>【制度概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月に、大田区ものづくり中小企業の医工連携支援拠点として東京労災病院や東邦大学と連携した「大田区医工連携支援センター」を工場アパート「テクノFRONT森ヶ崎」内に開設。 ・医療と製造業の関係者が交流し情報交換する場を設けることで、医療現場のニーズと区内製造業の高度な加工技術を結びつけ、新しい医療機器・器具の開発を進める。 医工連携相談 : 24年度 相談件数56件 医工技術交流推進: 24年度 セミナー等4回実施 ・医工連携支援事業では出張展示会に参加するなど、医療系製造販売企業と連携して販路確保を図る。
産学連携施設の運営	平成18年8月に開設。産学連携の拠点として活用を進める。
(3) 新しい公共の推進	
23 新しい公共の推進	
新しい公共の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に実施した政策研究の成果を「新しい公共 - 地域協働体 - 」としてまとめ、報告書を所管(地域振興部)に提供。 ・研究に際しては、特別出張所の若手・中堅職員、地域協働協力員等と地域協働体の現状や課題について、意見交換の機会を設けた。 <p>引き続き、他自治体における新たな地域協働の試みについての情報収集、分析等を継続し、随時所管部局に情報提供を実施する。</p>
(4) 国際都市おおたの推進	
24 国際都市おおたの推進	
地域の魅力づくり	<p>【国際都市事業】 平成25年度に18色の国際都市事業の推進(18地区)</p> <p>【蒲田駅周辺のまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」の重点課題としている駅周辺の都市基盤整備について、学識者、国、東京都、区議会、地元団体などで構成する「蒲田都市づくり推進会議」(平成24年度立ち上げ)にて検討。 ・必要な施設整備や実現化に向けた手順・条件等をまとめた「蒲田駅周辺再編プロジェクト」を策定(平成25年12月)。 ・また、周辺街区の建物の更新を促進するため、関係地権者の勉強会や視察等の支援を実施。 ・今後、初動期における蒲田駅西口駅前広場の整備の具体化や東口駅前広場・地下自転車駐車場都市計画決定に向けた検討・手続を行う。

<p>地域の魅力づくり (続き)</p>	<p>【大森駅周辺のまちづくり】 ・「大森駅周辺地区グランドデザイン」の中でリーディングプロジェクトとして位置付ける大森駅西側駅周辺について、地権者組織「大森八景坂地区まちづくり協議会」(平成24年7月発足)によるまちづくりの目標・方向性検討を支援。 ・また、都市計画道路補助28号線(池上通り)の整備を核とする都市基盤施設整備方針及び計画の検討実施。 ・今後、「大森八景坂地区まちづくり協議会」によるまちづくり計画案のとりまとめを支援し、大森駅西側駅周辺における安全で快適な駅前空間の創出と老朽建物の機能更新を図るため、総合的な再整備を検討する。</p>								
<p>コミュニケーション支援の推進</p>	<p>【外国語対応の取組み】 ・総務課で確定している英語の組織名及び施設名について、平成25年度に観光庁から示された「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(案)」に基づき、外国人にとって「読める」だけでなく「内容が理解できる」表記とするため、普通名詞を英語で表記することを原則とした翻訳の見直しを実施。 ・オリンピック・パラリンピックに向けた多言語対応について、国や東京都の動向に注視するとともに、25年度に実施した英語の見直しを踏まえ、英語、中国語、韓国語の表記方法について、区のガイドラインを作成する。 ・また、中国語、韓国語の組織名及び施設名について翻訳の見直しを行う。 ・その他の取組み(平成24年度、25年度) 避難所用コミュニケーションボード等の作成 各種申請書の多言語化 区施設への通訳派遣 ホームページの多言語化 ボランティア日本語教室の活動支援 大田区日本語教室の拡充</p> <p>【パンフレットの多言語化】 ・平成24年度、外国版パンフレット「資源とごみの分け方・出し方」を2万部作成し、清掃事務所、戸籍住民課、各特別出張所等に配布。 ・使用言語は、英語・中国語・ハングル語・タガログ語の4か国語。 ・平成25年度、事業系ごみを区が収集するごみ集積所に排出する際の留意点等を記載した「大田区の事業者の皆様へ」という外国語版パンフレットを作成し、清掃事務所等が排出指導をする際に活用。 ・英語版、中国語版、ハングル版の3か国語版を清掃事務所別に作成。 ・今後、平成26年度版の同パンフレットを作成し、事業系ごみの適正分別・排出についての啓発に活用する。</p>								
<p>区内観光情報のPR推進</p>	<p>【観光情報のPR】 ・観光情報コーナーやまちかど観光案内所で多言語の観光パンフレットを配布。 ・25年度、新たに京急線品川駅下り線ホームに観光情報コーナーを開設。 ・大田区まちかど観光案内所及び大田区ウェルカムショップの拡充を実施。</p> <p>観光情報コーナー 設置箇所:3か所 産業プラザ観光・産業情報コーナー 羽田空港観光情報コーナー 京急線品川駅観光情報コーナー</p> <p>実績(利用者数)</p> <table border="1" data-bbox="603 1960 1428 2056"> <tr> <td>24年度</td> <td>約10,500人</td> <td>約37,000人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>約10,000人</td> <td>約37,300人</td> <td>約41,000部()</td> </tr> </table> <p>はパンフレット配布数</p>	24年度	約10,500人	約37,000人		25年度	約10,000人	約37,300人	約41,000部()
24年度	約10,500人	約37,000人							
25年度	約10,000人	約37,300人	約41,000部()						

区内観光情報のPR推進 (続き)	<p>【まちかど観光案内所】 観光マップ・パンフレットの配布、近隣の案内などで来訪者に情報提供する店舗・宿泊施設等を登録する制度。 登録店舗数 24年度 107箇所(平成25年3月31日現在) 25年度 144箇所(平成26年3月31日現在)</p>
	<p>【ウェルカムショップ】 外国人が安心して飲食・宿泊できる店舗・宿泊施設を募集し登録する制度。観光マップやパンフレットの配布、おもてなしマニュアル等の活用。 登録店舗数 24年度 104箇所(平成25年3月31日現在) 25年度 138箇所(平成26年3月31日現在)</p> <p>引き続き、観光情報のPRを推進していく。まちかど観光案内所及びウェルカムショップに関しては、さらなる拡充を図っていく。また、登録店舗にアンケートを実施し、実態を把握するとともに整備を推進していく。</p>
サイン整備	<p>【施設関係】 ・本庁舎1階正面エレベーターホール前に英語、中国語、ハングル語併記の庁舎案内板を設置するとともに、各階エレベーター横や各階ホールに英語併記の課名表示板を設置。また、組織変更にもなう修正を実施。 ・「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(案)」に基づき、英語翻訳の見直しに伴うサインの変更を実施。 ・本庁舎屋外アプローチ、自転車駐車場出入口、駐車場出入口に外国語を併記したサインを設置。 ・(仮称)障がい者総合サポートセンター新築工事の設計において、総合案内、各階案内、窓口サイン及び室名サインは外国語の併記を計画。 ・(仮称)仲六郷二丁目複合施設新築工事において、総合案内、各階案内、窓口サインは外国語を併記。 ・新井宿特別出張所改築工事の実施設計において、総合案内、各階案内の外国語併記を計画。</p> <p>【まちづくり関係】 ・平成21年度に策定した大田区観光案内サイン計画に基づき、22・23年度に設置したサインの維持管理。 JR蒲田駅西口 : 3基 JR蒲田駅東口 : 6基 JR大森駅東口 : 4基 羽田地区 : 11基 平和島周辺地区: 5基 ・今後、池上地区において、観光案内サインを設置するとともに、既存のサインについて整備する。 ・散策路サイン整備について、22年度に策定した「大田区サイン整備基本計画」をふまえ、関係部署との調整・協議を実施。 ・26年度は、散策路(呑川緑道・桜のプロムナード)サイン整備基本設計を実施する。</p>
(5) シティセールスの推進	
25 シティセールスの推進	
(仮称)シティセールス戦略 プランの策定	<p>・「大田区における新たな広報戦略」を政策研究テーマとし、具体的な広報手法を中心に成果をまとめた。 ・研究に際しては、人事課人材育成担当と連携し、区政課題研究講座「広報戦略」を実施。この中では、研修生向けの課題として区への来客増を目指す政策提案を求めるなど、シティセールスの要素を盛り込んだ。 ・引き続き、他自治体における新たなシティセールス戦略についての情報収集、分析等を継続し、所管部局に情報提供を行う。</p>

<p>区民・企業・NPO等との連携による推進体制の構築</p>	<p>【大田区観光推進連絡協議会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加団体 区内旅館・ホテル組合、旅行事業者、交通機関事業者、空港関係機関、(一般社団法人)大田観光協会、(公益財団法人)大田区産業振興協会、区産業団体、行政機関等 ・開催実績 24年度から準備会を含め全3回 ・事業概要 行政と事業者が連携した区の観光振興推進のため組織化し、区内観光関連事業者・関連機関との情報共有の場としていく。 今後、年2回(7月頃、2月頃)の開催を予定。情報交換の他、さらに連携を深めるため、実施内容を工夫していく。
<p>ロケーション支援</p>	<p>【大田区版ロケ支援・フィルムコミッション機能の立ち上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要 大田区の認知度向上及び観光資源の掘り起こしを目的にロケ支援窓口を開設(25年12月3日区ホームページで周知)。 ・対象者 区内でのドラマや映画、情報番組等の撮影や取材を希望する事業者 ・実績 梅ちゃん先生(NHK朝の連続テレビ小説 24年4～9月) 終電バイバイ・第4話(TBS深夜ドラマ 25年2月) 縁側刑事(TBS月曜ゴールデン 25年9月) 下町ボブスレー(NHKBSプレミアム 26年3月)等
<p>MICEの推進</p>	<p>事業概要 国内で開催される国内外のコンベンションやMICE博覧会に出展してMICE誘致に向けたPRを行った。</p> <p>名称 国際ミーティングエキスポ(主催:観光庁、日本政府観光局、JCCB())</p> <p>開催日 25年12月10日、11日</p> <p>場所 国際フォーラム</p> <p>実績 来場者数:約2,000人 大田区ブースにて26の事業者と商談</p> <p>今後、国際ミーティングエキスポに出展し、MICE誘致に向けたPRを行う。 JCCB:一般社団法人 日本コンGRESS・コンベンション・ビューロー</p>

4 - 職員力を活かす行政経営の推進

(1) 職員力の強化

26 人材育成の充実

<p>研修の充実</p>	<p>【技術事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部技術研修を8回(建築技術研修2回、積算に関する研修2回、監督に関する研修3回、ユニバーサルデザインに関する研修1回)の他、パソコン(CAD)研修、異動者研修を実施。 ・東京都建設局実務研修「河川実務基礎科、土木設計基礎科、土木設計基礎科、道路交通振動・騒音測定科、技術情報活用科」に参加。 ・東京都建設局部署研修「マンション敷地取得実践科、土地評価科、物件補償科、土地収用科」に参加。 ・東京都都市整備局技術研修「まちづくり基礎科(再開発事業のあらまし・木造住宅密集地域の整備手法のあらまし)、市街地再開発事業の実務(再開発事業における事業計画及び補助金等)」に参加。 ・東京都収用委員会「収用制度事前検討講座、収用制度活用講座」に参加。
--------------	--

研修の充実 (続き)	<p>【契約事務】 職務上契約事務の知識が必要で、実務経験が概ね1年未満の職員を対象に、経理管財課において契約事務研修を実施。 参加人数:92人(平成24年度) 110人(25年度)</p> <p>【議会事務】 職場研修として、平成25年9月「議会事務の基礎」を2回実施。 「議会に関すること」を所管する総務課の職員として必要な議会に関する基本的事項や関係法規等を学び、適正かつ円滑な職務遂行に資することを目的とし、議会事務局で勤務経験のある職員が講師を務めた。出席人数は延25人。</p>
	<p>【法規事務】 法務事務に必要な専門知識を習得するため、外部の講演や研修に参加。 実績(平成25年度) 講演:「行政訴訟の実務と判例」「新任担当者のための法令実務」 (法務事務担当者会議) 研修:「新任担当者のための法令実務」、 NOMA行政管理講座「地方自治体の政策法務実務講座」 (一般社団法人日本経営協会)</p>
	<p>【産業振興】 ・新規異動者(新規採用者含む)に対し、毎年4月第1週に、(公益財団法人)大田区産業振興協会の新規採用者とともに、産業経済部・産業振興協会双方の事務説明会実施。 ・区外研修として、毎年、経済産業省等が主催する『地域産業振興講座(年間12回)』を新規採用職員受講。</p> <p>【清掃事務】 ・転入者研修(環境清掃部への異動転入者対象)(継続) ・特別研修(環境清掃部への異動転入管理職対象)(継続) ・技能長マネジメント研修(新任の統括技能長・技能長対象)(平成25年度新規) ・清掃実務フォローアップ研修(清掃実務に従事して10年目の職員等対象)(平成25年度新規)</p>
	<p>27 多様な雇用形態の活用</p>
経験者採用制度	<p>有益な職務経験等を有する職員を採用し、組織の活性化を図る。 平成24年4月:採用数32名 平成25年4月:採用数24名</p> <p>引き続き、区のホームページ等を活用し、有能な人材確保を行う。</p>
各種派遣職員	<p>・調整・交渉・政策形成能力等の向上を目的とした東京都への行政実務派遣研修のほか、特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合等への派遣及び被災地支援の一環として宮城県東松島市へ職員を派遣。 ・また、専門知識や経験を要する業務に対応するため、民間企業、警視庁、消防庁から職員の派遣の受け入れを実施。</p> <p>引き続き、職員の能力向上のため、引き続き派遣を行っていくとともに、派遣期間が終了した職員については、派遣先で得た知識や経験を活かせる配置を行う。</p>
雇用と年金の接続	<p>公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、無収入期間が生じないよう雇用と年金の接続を図るため、人事の新陳代謝や職員の年齢構成の適正化を考慮しつつ、職員が培ってきた知識・経験・能力等を最大限活用することを目的として、区職員の高齢期における働き方とともに再任用制度の見直しを実施。</p>

28 ワーク・ライフバランスの推進	
職員の健康管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母性保護、育児休業、介護休暇、休暇、超過勤務の制限などの各種制度をまとめた「サービス等の手引き」を通じて周知を図るとともに、職員の育児・介護等に配慮した配置管理を実施。 ・「仕事と生活の両立支援プログラム(～次世代育成支援のための大田区特定事業主行動計画(後期計画)～)」の着実な実施に向け、毎年8月に仕事と生活の両立支援プログラム実施状況の報告を実施。 <p>引き続き、「サービス等の手引き」を通じて各制度の周知を図るとともに、職員の育児・介護等に配慮した配置管理を行う。また、「仕事と生活の両立支援プログラム」実施状況の報告を行うとともに、現行プログラムが平成26年度までとなっていることから、次世代育成支援対策推進法の改正同行を踏まえ、現行プログラムの改正を行う。</p>
心の健康づくり計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理のため、産業医・保健師による健康相談を実施。生活習慣病など健康の相談のほか、人間関係や仕事上でのストレスや悩みについての相談にも対応。健康相談は本庁舎だけではなく、4地域庁舎で実施。 ・平成24年度から、各課にメンタルヘルス推進員を設置。日頃から課内職員の健康状態の把握に努めるとともに、職員間での活発なコミュニケーションを図るため、各職場においてメンタルヘルス推進員が声掛け・傾聴・パイプ役を果たすことで、職場環境の改善やメンタルヘルス不調の早期発見につなげている。 ・全職員を対象としたストレスチェック「こころの健康診断」を実施。7月のメンタルヘルス強化月間に、ストレスチェックを実施。職員が仕事や職場でのストレス状況、自己の心身の状況を把握するとともに、所属長が職場のストレス要因を把握し、メンタルヘルス不調の予防や、職場環境の整備を進めるきっかけづくりとする。 ・新たに「メンタルヘルス職員向けマニュアル」を作成。平成26年2月、各職員がストレスについて正しく理解するとともに、自らのストレスや心の健康状態について認識し、対処(セルフケア)が可能な環境整備を実施。 <p>今後、健康管理室の産業保健スタッフを充実し、より相談業務等を強化、メンタルヘルス不調の予防に努める。特に職場巡視の結果やストレスチェックの組織分析結果等に基づき、各職場の実態に合った対策を進める。</p>
29 職員の地域活動参加の推進	
研修の実施	採用2年目の職員を対象に、地域で活動するNPOに関する講義とその活動の1日体験を行う現場体験研修を実施。
ボランティア休暇制度の周知	研修のほか、「サービス等の手引き」を通じた制度の周知を図る。 24年度取得実績：4名 25年度取得実績：1名 (東日本大震災関係を目的としたものは除く。)
地域活動に関する情報提供	<p>【区民活動情報サイトの運営】 福祉、環境、まちづくりなど、様々な分野の区民活動団体の情報をインターネット上で集約・掲載し、区民がいつでも閲覧できる環境(Webサイト)を作成。</p> <p>平成24年度実績 登録：426団体 アクセス件数：24,389件</p> <p>平成25年度実績 登録：464団体 アクセス件数：29,683件(3月17日現在)</p> <p>引き続き、本サイトの利用拡大に向け、区報、区ホームページやツイッターを活用し、若者から高齢者まで幅広い年齢層の人へ広く周知する。</p>

平成27年4月

新大田区経営改革推進プラン

(平成27年度～平成30年度)

発行 / 大田区計画財政部計画財政課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話03(5744)1654 FAX 03(5744)1502

HP <http://www.city.ota.tokyo.jp/>